

学 生 便 覧

STUDENT HANDBOOK

2021
—令和3年度—

AUT
AICHI UNIVERSITY OF TECHNOLOGY

愛知工科大学

目 次

学園建学の精神	1
愛知工科大学の使命と工学部の教育目標・研究理念、生活並びに学修五訓	2
学長のことば	3
「自立と夢の実現」に向けた AUT 教育法	4
クラス担任制度	9
教育懇談会	9
総合教育センターと学習支援	10
オフィスアワー	11
<教員の研究室等>	12
<愛知工科大学の沿革と組織>	
1. 学校法人電波学園と愛知工科大学のあゆみ	14
2. 愛知工科大学の組織	15
<学生・保護者に係る個人情報の取扱い>	16
<令和 3(2021)年度 学年暦>	18
<各事務室の業務と窓口取扱時間>	19
<学生証>	21
<諸手続>	
1. 証明書・願出(届出)書等	22
2. 授業料等学納金の納付	24
3. 通学定期券の購入	25
4. 学校学生生徒旅客運賃割引証	25
5. 学生団体旅行割引証	25
<授業>	
1. 履修計画と履修登録	26
2. 他学科科目の履修について	27
3. 入学前又は在学中に他の大学等で履修し修得した単位の認定	28
4. 外部試験の成績による単位の認定	28
5. 海外語学研修による単位の認定	29
6. 3 学年編入学生の履修について	29
7. 大学包括協定単位互換による単位修得	29
8. 休講	30
9. 補講	30

10. 公欠	30
11. 気象の影響、交通ストライキ等による休講	31

<学生生活上の留意事項>

1. みなさんへの連絡（掲示）	33
2. 学習態度	33
3. 身嗜み	33
4. 飲酒・喫煙・飲食のマナー	34
5. 携帯電話のマナー	35
6. 電話等による呼び出し・連絡・問い合わせ等	35
7. 個人ロッカーの使用	35
8. 学内清掃（クリーンキャンパス）について	36
9. 遺失物・拾得物の取り扱い	36
10. 集会・行事	36
11. 学生による掲示	36
12. 印刷物の発行	37
13. 車両通学（原付を含む）	37
14. 交通事故の届出	38
15. スクールバスの利用	38
16. キャンパスネットワーク	38
17. 電子メール（G Suite）	40
18. インターネットを利用するときの注意事項	40
19. 生活上の諸注意	40

<学生生活の助成・支援>

1. 日本学生支援機構奨学金	42
2. 学校法人電波学園奨学金（恒学基金）	43
3. 学修奨学金制度	43
4. 教育ローン利子補給奨学金	43
5. ファミリー奨学金	43
6. 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付金	44
7. 授業料免除制度	44
8. 学生の保険	44
9. 国民年金と学生納付特例制度	45
10. アルバイト	45
11. 下宿、アパート等住まいの紹介	45
12. SA（スチューデント・アシスタント）制度	45

<Webポータルサイトの利用>

1. Webポータルサイトへのログイン	46
2. Webポータルサイトのメニュー	46

<学生表彰ポイント制度(PYE制度)>

1. 申請方法等……………48
2. 項目・内訳……………48
3. 講座・資格……………49

<課外活動>

1. 課外活動……………50
2. クラブの活動状況……………51

<キャリア支援と就職活動>

1. キャリア形成と就職活動……………53
2. キャリアセンターの活用……………53
3. 求人票の閲覧と検索方法……………54
4. 内定通知と承諾書の提出……………54
5. 進路決定までのフローチャート……………55
6. インターンシップへの参加……………56
7. 国家試験、検定試験への挑戦……………57

<健康管理>

1. 保健室……………58
2. 定期健康診断……………58
3. 学生相談室……………58
4. 健康保険証……………60

<大学施設の利用>

1. 図書館……………61
2. メディア基盤センター……………63
3. ものづくり工作センター……………64
4. 体育施設(テニスコート、グラウンド、体育館、トレーニングルーム)……………65
5. 課外活動施設……………67

<福利厚生施設の利用>

1. 学生食堂・売店・書店……………69
2. 談話室(ラウンジ)……………69

<キャンパスハラスメント防止にむけて>

- ハラスメントとは……………70

<地震対策マニュアル>

- キャンパス内における地震発生時の対応……………72
- こんなときあなたは!……………73
- 携帯メール配信サービス登録について……………74

ご意見・ご提案箱	75
----------	----

<学則・諸規程等>

学則	77
学位規程	82
教育研究上の目的等に関する規程	83
授業科目の履修に関する規程	86
I o Tモノづくりコースに関する規程	89
試験及び成績評価に関する規程	90
他の大学等における授業科目の履修等に関する規程	91
大学等において修得した単位の認定に関する規程	92
大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する規程	93
海外語学研修の単位認定に関する取扱規程	93
学外研修（インターンシップ）に関する規程	94
長期にわたる教育課程の履修に関する規程	94
学生規程	95
学生表彰規程	97
学生懲戒規程	97
授業料の免除に関する規程	98
学修奨学金規程	99
教育ローン利子補給奨学金事務取扱規程	100
体育施設等使用規程	100
課外活動クラブ部室利用規程	101
保健室利用規程	102
学生の自家用自動車通学に関する規程	102
課外活動団体規程	103
図書館利用規程	105
インターネット利用規程	107
ネットワークシステム利用規程	108
スチューデント・アシスタント取扱規程	108
学生寮規則	109

<キャンパス案内図>

1号館・2号館	111
3号館・自動車棟	113
4号館	115
5号館	116
6号館	117
7号館・ホール棟	118
8号館・テクノゆめトピア館・体育館	121
全体図	122

学園建学の精神

社会から喜ばれる知識と技術をもち
歓迎される人柄を兼ね備えた
人材を育成し英知と勤勉な
国民性を高め科学技術文化
の発展に貢献する

愛知工科大学の使命と

工学部の教育目標・研究理念、学修並びに生活五訓

愛知工科大学は、60年の歴史を持つ学校法人電波学園の

「学園建学の精神」

の下、中京・遠州工業圏と三河湾国定公園の中心に位置する愛知県蒲郡市と幸田町にまたがる地にキャンパスを構え、

「学園建学の精神に則り、未来を創る夢に挑み、夢の実現によって社会に貢献する。」

を使命と定め、教育目標を

「自立と夢の実現：教育指針 [心を磨き、技を極め、夢に挑む] に基づき、学生一人ひとりが夢を持ち、社会での自立とその夢の実現に必要となる力を主体的に養い、自らの成長に自信を持って就職し、社会から喜ばれ歓迎される技術者となるよう教育する。」

と掲げて教育に取り組んでいます。

また、研究理念として

「一人ひとりの自由な発想によって学術の深奥を究めるとともに未来を創る夢に挑み、その成果を教育および社会に還元し、工科大の使命を果たすことに努める。」

を掲げ、自由な発想で未来を創る特色ある研究を行っています。

さらに、本学では、学園の学習および生活五訓を元に、大学として以下の生活五訓並びに学習五訓を定めて生活および学習指導を行っています。

生 活 五 訓

- ・ 礼儀を重んじよ
礼儀は社会秩序のあらわれであり人間を造り社会生活を潤沢にする
- ・ 規律を守れ
規律はあらゆる社会の骨格であり法は社会と個人の利益を保護する
- ・ 心に愛をもて
隣人を愛して民族・国家を超越し平和と繁栄を実現せよ
- ・ 顧みて前進せよ
反省は進歩の原動力となることを知れ
- ・ 健全な身体を造れ
健康の欠けたる者は万事に欠くる鉄は熱いうちに鍛えよ

学 習 五 訓

- ・ 学園は勉学の間である
目標をたてて努力する者のみに人生の成功はあたえられる
- ・ 学問へ情熱をもて
のちの幸福を希望する者は若くして辛苦を惜しまぬ者である
- ・ 能力の自己啓発につとめよ
できるかできぬか判らぬときはできると思って努力せよ
- ・ 積極的に思索せよ
青年期に労苦を厭う者は晩年労苦になく
- ・ 謙虚に学ぶ心をもて
高度な学問は謙虚に学ぶ心より得られる



確かな土台（総合力とそれを生かす実践力）に、

優れた職能（設計力と製作力）を身に付け、

「自立と夢の実現」を果たそう

学長 大西正敏

愛知工科大学は、日本最大、世界有数の製造業集積地帯である「三河」の中央に位置する工科大学として、モノづくり企業の成長を支え担うエンジニアの育成を行っています。本学は、学校法人電波学園の建学精神の下に教育目標を「自立と夢の実現」と定め、それに必要な総合力とそれを生かす実践力を土台に優れた職業能力となる設計力と製作力の修得・向上に皆さん自身が自ら努められるよう応援します。

「自立と夢の実現」に最も重要な総合力は、意欲と人間性と能力の3要件を掛け合わせたものであり、総合力を最大にするには、意欲と人間性と能力をバランス良く向上させる必要があります。いくら能力が高くても意欲や人間性が低ければ、これらの掛け合わせで決まる総合力は低くなり、「自立と夢の実現」も難しくなります。もちろんこの逆も言え、意欲だけが幾ら強くても人間性や能力が伴っていなければ、やはり「自立と夢の実現」は難しくなります。それゆえ、これらの3要件をバランス良く備えることで「自立と夢の実現」の可能性が高くなると言えます。

このような総合力にそれを臨機応変に生かす実践力が加わって、「自立と夢の実現」を果たすための土台が確かなものとなります。その上で、創るモノを考えデザインする設計力とそれをカタチにする製作力を修得すれば、エンジニアとして喜ばれ歓迎され、「自立と夢の実現」を果たす人間になることができます。

そのための第一歩として、まずは皆さんに三河の凄さを知って貰うために「三河産業史」と「三河企業のモノづくり戦略」、グローバル人材として生きるために「国際社会と日本企業」、エンジニアとしての仕事や起業への意欲を高めるために「モノづくり人材育成」や「起業マインド創造」などの意欲喚起科目を導入しています。同時に、互いに教え合いながら学び、人との交わりを通して学力や人間性の向上を図る協同学習（アクティブラーニング）を授業に取り入れています。また、皆さんの実践力が向上するよう、学内で行う実験・実習などの実技教育に加え、学外研修（インターンシップ）によって企業現場では何が実際に必要かを体験的に学び、大学での学びの成果を実践的に確かめる現場ベース型教育にも力を入れています。

さらに、AI や IoT などの活用が広がる第4次産業革命の時代に皆さんが活躍できるよう、希望者を対象とする学科横断型の「IoT モノづくりコース」を開設し、IoT のコアとなるデジタル、ネットワークおよびデータ活用（データサイエンス・エンジニアリング）の3つの技術を修得できるようにしています。

本学は、「三河」中央に位置する本学の利点を生かして企業と連携しながら教育の原点「学生と教師の信頼」と工学の原点「必要から発し、必要に応える」に立ち、みなさん一人ひとりが自らの可能性を最大限発揮し、総合力と実践力の向上に努められるよう全力で応援します。

本学で、皆さん自身が教育目標の意味を理解し、その達成を成長目標として4年間を過ごし、自らの成長を自信「やればできる！」に変え、夢に挑戦し成長を続ける人生に向かって進んで頂きたいと思っています。

「自立と夢の実現」に向けた AUT 教育法

「AUT 教育」は、「自立と夢の実現」を目指す AUT 独自の教育法です。その根幹は、みなさんの学びへの「主体性」にあります。みなさんの学びに対する「主体性」は、大学に入学したということが高まっていると思います。大学入学にあたり、何らかの「夢」、あるいは「思い」をお持ちだと思います。その「夢」や「思い」を実現するためにも、何か新しい事を学びたい、何かやりたい、そういう気持ちを失わないでください。入学したというこの時から、本学で学びたいことへの目標を立て、勉強だけでなく、生活面も充実させていきましょう。「AUT 教育」では、学科の学びを通して「意欲」、「人間性」、「能力」の3要件をバランスよく向上させ、社会に巣立つ技術者としての土台となる「総合力」並びに「実践力」を修得するとともに、専門教育を通してモノづくりに向けた「設計力」「製作力」を体系的に身につけて行くことを目指します。この4つの力の修得は、皆さんの「夢」や「思い」の実現のための基盤となるとともに、それは社会で生き抜いていくための力となります。4力の根幹となる「総合力」の基本要素である3要件の向上に向け、具体的に次のようなことを授業内容等で用意していますので、是非みなさんには主体的に取り組んでいただくことを要望します。

(1) 意欲向上

1年前期の「AUT 教育入門」、1年の「修学・キャリア形成」及び2年から3年までの「キャリア教育」は「学び」と「社会とのつながり」を意識し、「学び」への意欲喚起を図るとともに、職業観を醸成するものです。毎回のテーマに対して、自らの考えを持って臨み、グループでの調査や議論を通してまとめ、発表することを基本とします。これら科目への取り組みを体験して、自らの意識を高め、実行していくという力を身につけてください。

(2) 人間性向上

上記科目以外に、一般教養、モノづくり教養、専門教養等、幾つかの科目で協同学習を行います。協同学習のやり方も様々で、テーマや課題に対して、グループ内で議論し、一つの方向性を決めて取り組むもの、演習問題等でお互いが教え合うもの、など科目の特性によって異なります。形態は異なっても、自らの主体性を持ち、お互いを尊重し、協調しながら与えられた課題に一つずつ取り組んでください。

(3) 能力向上

基礎から専門までの知識修得にとどまらず、考えまとめる、問題解決に向けた力を醸成することに重点を置き、演習問題、ワークシート等（科目によってやり方は異なります）に取り組んでもらいます。毎回の学習に対する事前学習、毎回の授業、授業後の復習をセットとし、科目の学びへの関心を高めて取り組むことを通してみなさんの能力を高めてください。

また、4力を身につける位置づけより、FPBL(Fundamental Problem Based Learning)、あるいは、EPBL(Engineering Problem Based Learning)の要素を一部の科目に取り込んでいます。ここで、FPBL及びEPBLとは、次の事を目指しています。

FPBL：各学科のコア科目と数学及び物理学の関わりを演習等の課題を通して理解させ、専門基礎科目の学習意欲を向上させる。

EPBL：各専門分野に関わる業務上の課題の解決に必要となる専門知識や技能の向上の必要性を、プロジェクト実習等を通して理解させ、専門科目の学習意欲を高める。

これらの要素を含む科目は、講義概要に示しております。さらには、主体性を培い、協同学習及びコミュニケーション力を向上させることを狙う科目についても同様に示しております。科目の位置づけを把握したうえで、みなさんが前向きに取り組んで頂くことを願っております。

AUT教育でのモノづくり実践力を確実なものとするために、2年の後期からスタートする選抜制によるIoTモノづくりコースを開設しています。コースへの選抜は2年前期終了時に2年生前期までの成績(GPA評定値)と意欲・人間性を重視する面接を基に行われます。この選抜コースは、学科の学びを基本にIoTモノづくりコース指定とされる他学科や学科横断の科目の学びも修得して、実践的なモノづくり技術者を養成することを狙っております。このコースに対応する科目は講義概要に示されており、選抜者はこれら科目の修得が義務つけられます。学士とは別にコース修了証が卒業時に授与されることとなります。

みなさんは、大学卒業後は就職をすることを目指していると思います。就職のためのキャリア教育の一環として、本学ではインターンシップを1年生から取り組みます。インターンシップの意義は1年、2年、3年ではそれぞれ異なります。その意義はキャリア教育の中で学びます。その意義を踏まえ、インターンシップに取り組むことは、企業の現場の様子や仕事の仕方、企業が求めている事を知るなど、自己の学びにも活かせる有効なものです。皆さんには、積極的にインターンシップに取り組んでいただきたいと思います。企業の現場での必要を知り、必要に応えられる人になるために、何を学び、身につけるかを知り、実践していくことです。

勉学を含め日ごろの生活面の振り返りとして、みなさんには、生活の様子や授業外学習や科目履修の修得状態を記録していただき、その記録を基に学科教員と面接を行い、反省し、改善するという事をしていただきます。この取り組みは「ポートフォリオ」といい、PDCA(Plan Do Check Action)サイクルという社会に出ても役に立つ生活行動の基本姿勢を身につけていただく事を目的としています。日々の状況を毎日記録し、週の総括をする事自体が、大切な取り組みなのです。面接では色々と聞いていただいてもかまいません。生活面や勉強面で困っている事、改善要望など、教員に色々と相談してください。教員は親身になって相談に乗ってくれます。「ポートフォリオ」は学科教員とみなさんとの情

報共有のツールとしても働きます。十分に活用していただくことを期待します。

さらに、「クラス担任」もみなさんの相談に乗ります。クラス担任の教員は、みなさんの良きアドバイザーとして助言をしてくれます。入学当初は慣れない生活や勉強の内容等で不安なものです。自分一人で抱え込まず、クラス担任に相談するというのも一つです。重要なことは、大学での勉強及び生活の主体は皆さん自身にあるという事です。クラス担任はあくまでも助言をしますが、行動する・しないを含め責任はみなさん自身にあります。ご両親を落胆させないように行動しましょう。

また、各教員は、自分の授業空き時間にみなさんの研究室訪問を受け入れ、みなさんからの質問等に対応する「オフィスアワー」を開設しております。開設時間は、全教員のオフィスアワー一覧が掲示板に表示されるとともに各研究室に表示されていますので、積極的に活用していただければと思います。各教員の研究室番号は学生便覧に記載されていますので、各自で、教員の研究室の場所を確認してください。研究室の番号が示す意味も確認しておいてください。

また、課外活動は、先輩並びに他学科の学生同士の友達作りに有効です。大学生活は人間関係づくりという側面も大きいです。このことも意識して、課外活動に取り組んで頂くことを期待します。

このように、「AUT 教育」は授業だけでなく、日常の生活の場でも、教員とみなさんとが距離を隔てることなく、意見を交換し合える環境の中で行われるものです。これは、小規模大学であるからこそできるものです。教員とみなさんが距離を近くして、お互いの顔や様子を見ながら行える「個の教育」が「AUT 教育」なのです。これは、お互いの信頼関係の上に、「主体性」を持って、教え・学び合う事で、成り立って進められるものです。みなさんが、「主体性」を持って、大学生活を充実したものとすることを期待しております。

AUT 教育によって向上させる 4 つの基本となる力

区分	4 つの基本力	大項目		中項目	
		指標	基準	指標	基準
土台	総合力	意欲	夢や目的意識を持ち、その実現に向けて努力することができるようになる	自己実現	将来やりたい事やなりたいと思う職業人像が分かるようになる
				気概	困難や苦勞、課題から逃げず、自ら進んで立ち向かい、取り組むことができるようになる
				向学心	解決すべき課題を意識し、自ら進んで学習に取り組む、向上を目指すことができるようになる
				勤勉	学習や物事に継続して熱心に取り組むことができるようになる

土台	総合力	総合力3要件	人間性		好奇心	新しい事や未知の世界への興味、さらには未来への夢を持つことができるようになる
				誰からも信頼され、歓迎され、協同して物事に取組みめるようになる	誠実	偽ることなく真心を持って人や物事に対することができるようになる
					思いやり	誰とでも親しみ、相手の立場に立って他人を理解し、心配りができる
					協調性	他人と力を合わせて物事に対することができるようになる
					社会性	社会や組織、集団の一員として規則・決まりごと・礼儀・マナーを尊重し、自分の立場を理解し役割と責任を果たすことができるようになる
			能力	主体的学修習慣と必要な能力を身につけ、成績の向上を通して自らの成長に自信を持てるようになる	教養	社会情勢や出来事に対して自分の考えを持ち、国内外の様々な人と意見交換して理解し合うための知識基盤が持てるようになる
					基礎学力	技術者として共通的に必要な理数系の素養があり、ものごとの真偽について自ら考える力を持てるようになる
					専門学力・技能	技術者として専門分野において求められる知識・技能とその応用力が養われる
					コミュニケーション力	国内外において的確に相手の意見を理解し、自分を表現して意見交換や相互理解ができるようになる
					問題解決・課題探求力	知識と技能・技術を駆使した問題の解決と進捗につながる新たな課題を探ることができるようになる。
	実践力	実践力	応用力	修得した個別知識・技能を実際の事柄に当てはめて用いることができるようになる。		
			展開力	修得した個別知識・技能を広く展開し、新たな視点と知識・技能によって事柄に対処することができるようになる。		
			チームワーク力	人間性を基にメンバーと信頼関係を築き、周囲を巻き込みチームワークを発揮することができるようになる。		
			現状分析力	広い視点で内部環境と外部環境を分析し、的確に現状と課題の認識を行い、問題解決法を策定することができるようになる。		
			行動力	問題解決や設定目標に向けた行動計画を策定・実行し、PDCA的に困難を克服し、問題解決や目標達成までやり通すことができるようになる。		
職能	設計力	設計力	構想力	要求仕様から必要な機能や性能を明確にし、それを実現するための構想を具現化、さらにその動作等をポンチ絵で説明できること。		

職能	設計力	設計力	構造・システム設計力	アイデアから実現可能なモノの構造やアルゴリズム、システムを具体化させることができること。そしてそれを説明できる数式や図面等の資料が作成できること。
			機能検証力	具体化したモノが要求仕様を満たす構造あるいはシステムであるかを機能試作や数値シミュレーションで検証できること。
			CAD/CAM/CAE	機能検証されたシステムをモノとして構築するための設計（材料，アルゴリズム，加工方法，処理方法等）ができること。
			技術者倫理	提案するモノが社会的に問題ないことを判断し、技術者としての工学倫理（安全性，製造物責任，知的財産権等）を理解していること。
			数学・自然科学の活用力	モノづくりに必要となる原理の解明や基本機能実現のための技術について数学・自然科学の論理に基づいて考え、その成果を設計に反映できるようになる
	製作力	システム統合力	統合システムの構築・評価	統合システムの構築において、仕様に合わせて適切な要素や部品を選定し、組み合わせることができること。そのシステムの評価においては、仕様からの評価手法の立案と評価実験とができること。
			検査，評価	総合システムの評価結果を、システムの特徴に基づいて考察をし、検査報告書等の資料の作成ができること。
			指示書作成力	モノを構成する要素や部品の製作・加工方法を現場作業者の立場になって理解し、製作・加工の作業指示または指示書の作成ができること。
			ソフトウェア製作力	デザイン（企画設計）から使用状況を読み取り、適切なソフトウェアの製作ができること。
			ハードウェア製作力	デザイン（企画設計）から使用状況を読み取り、適切なハードウェアの製作ができること。
コンテンツ制作力		作品制作力	作品制作に求められる各種アプリケーションソフトや機材の操作技術を修得し、デザインコンセプトに基づき、作品の制作ができること。	
		オリジナリティ	資料等を用いて制作したコンテンツのオリジナリティの説明ができること。	
		手法の新規性・汎用性	コンテンツを制作するために新たに考案した手法や手法の拡張性についての説明ができること。	

クラス担任制度

本学では、みなさんが学習環境に適応し、スムーズな修学ができるようクラス担任制度を実施しています。1年生では全ての学科においてクラス担任が、履修科目や出欠席また単位取得状況を把握して、みなさんの状況や個性に合わせて適切に相談にのります。さらに、2年生、3年生に対してもクラス担任制度が運用されている学科もあります。

クラス担任（制）の主な役割としては、

- ・年度当初及び後期開始にあたってのオリエンテーション（履修説明や助言など）
- ・出席状況を把握し出席状況が思わしくない学生への指導や家族への連絡と対応
- ・成績や単位取得がおもわしくない学生に対する助言
- ・休学・退学・復学・留学への対応と助言
- ・学生生活上の諸問題に関する助言
- ・学びの状態や将来に関する助言
- ・卒研指導教員への学生情報の提供

などです。

教育懇談会

本学では、毎年、学生の学業成績や今後の進路等について、保護者の方々とクラス担任が懇談する機会として教育懇談会を開催しています。

教育懇談会は、例年10月に本学を会場として開催しています。また、本学で開催する教育懇談会への参加が困難と思われる地域に対しては、6月から7月にかけて『地方会場』を設け、本学の代表者が出向いて保護者の方々と懇談しています。

総合教育センターと学習支援

総合教育センターは、基礎教育部門、教育連携部門、初年次教育部門の三部門で構成されています。センターは工科大の教育目標達成のための教育推進の核となり、短大および工学部各学科、各センター、および学務部と連携し、共通教育のデザインと実施、共通教育と専門教育およびキャリア教育の連携、および、キャリア教育と結合した初次教育のデザインと推進を担当しています。

下記に3部門の主な役割を挙げてみます。

1) 基礎教育部門

主な役割は、*基礎教育の内容、方法、環境の充実、*カリキュラムの整備、*課外教育の学習支援です。共通教育における科目間連携、習得内容や到達目標の策定、授業の進め方としての工夫や授業進行速度の調整を図ります。また、雁行型教育科目（英語、数学、物理）の進行状況や内容、実施方法などを教員間の状況把握をしながら確認を行います。雁行型科目以外の科目の授業について教員の意識合わせも行います。

2) 教育連携部門

主な役割は、*基礎教育と専門教育の連携、*教育に関する組織間連携、*教員にとっての大きな意識改革を促すこと、*入学前教育と、プレイスメントテスト/アチーブメントテストの改善と実施、*入学前教育、初年次教育、共通教育、専門教育、キャリア教育を体系立てて、関係組織間連携を図ります。簡単に言えば、入学直前から卒業・就職まで、皆さんへの一連の教育を体系的に整備することを担います。

3) 初年次教育部門

主な役割は、*雁行型教育科目と意欲喚起型科目（AUT教育入門、修学・キャリア形成、キャリア教育）の実効ある推進を図ることと、継続的な改善、*初年次教育の内容と方法を、より **High Impact Practice** なものに向けた改善を行います。基礎教育部門と密な連携を取り、雁行型科目授業に関しての修得状況や進め方、授業法に関する状況を把握した上で、初年次教育体系のあり方を策定していきます。

（**High Impact Practice** とは？ 能動的な学習法やグループで学習課題に取り組む方法などで、社会とのつながりを強く意識する教育。）

次に、皆さんにとって大変身近な、基礎教育部門の課外学習支援について説明します。大学での学びを円滑に進めるには、数学や物理、化学、英語といった基礎科目をよく理解していることが必要です。しかし、「高校で物理を習わなかったのでわからない」とか、「基礎的な部分がわからないまま過ごしてきたので、わかるようになりたい」、「どうやって勉強したらよいかわからない」などといった問題や不安を抱えている学生や、また、

もっと深く学習して理解を深めたいというチャレンジ精神の高い学生もいます。そういった学生のための学習支援で、それぞれが違った学力レベルや目標に応じて、基礎科目を納得行くまで学ぶことができます。

学習支援は、個別指導の形式で行っております。学生のみなさんが安心して授業に臨め、より楽しく、充実した学修ができるよう、センター教員がマンツーマンで基礎科目の個別指導を行い、理解や習熟度を高めます。個別指導では、高校で履修していなかったり苦手意識があったりした科目が原因で、大学講義についていけないかどうか、不安を持つ人に家庭教師のように対応しています。もちろん、さらに進んで学習したい人も大歓迎です。

基礎的な知識が不十分だと感じている皆さん、疑問や理解の難しいことがあれば、躊躇せず当センターに出向いてじっくり、しっかり考えて解決しましょう。楽しく学び深く理解することは、励みと自信につながり、確かな一歩となります。個々人の学力・知識レベルに合わせて指導しますので、学習の消化不良を起こすようなことはありません、安心して訪れてください。

皆さんが安心して大学の高等教育を学習し、その知識を定着、応用できるよう、また、充実した大学生活を送ることができるよう、そして社会に有為な人材に成長していくよう全力を尽くします。

場 所：総合教育センター《ホール棟2階》

受付時間：平日（月～金）9:00～17:00 で教員駐在時、時間は適宜延長もします。

☆☆

オフィスアワー（教員への相談・質問等）

オフィスアワーとは、各教員が研究室を開放し、みなさんからの学業や学校生活全般に関する質問あるいは、個人的な指導等に対応するためにみなさんに開かれた時間ですので、有効に利用してください。各教員のオフィスアワー時間帯の一覧表を前期・後期ごとにみなさんの目の届く場所に掲示しますのでご利用ください。

＜ 教 員 の 研 究 室 等 ＞

教 員 名	研究室(内線番号)等	号館・階	備 考
阿部 己和	7909	7号館9階	
石原 裕二	7908	7号館9階	
磯貝 正弘	6704	6号館7階	
井藤 良温	7911	7号館9階	
宇野 新太郎	7810	7号館8階	
大迫 尚行	2505	2号館5階	
太田 智加子	2506	2号館5階	
大西 正敏	6501	6号館5階	
岡島 健治	6605	6号館6階	
尾関 智恵	7811	7号館8階	
梶谷 満信	7910	7号館9階	
加藤 高明	7808	7号館8階	
加藤 央昌	6604	6号館6階	
加野 章子	1204	1号館2階	学生相談室
川合 宏之	3481	自動車棟4階	1級課程教員室 研究室
	3310	3号館3階	
神邊 篤史	7809	7号館8階	
小林 一信	6603	6号館6階	
小林 直美	2508	2号館5階	
近藤 篤史	7611	7号館6階	
近藤 敏彰	7610	7号館6階	
實廣 貴敏	7609	7号館6階	
鈴木 貴晃	3484	自動車棟4階	1級課程教員室 研究室
	3309	3号館3階	
田川 和義	6601	6号館6階	
田代 徹	2504	2号館5階	
舘山 武史	7707	7号館7階	
田中 俊行	7708	7号館7階	

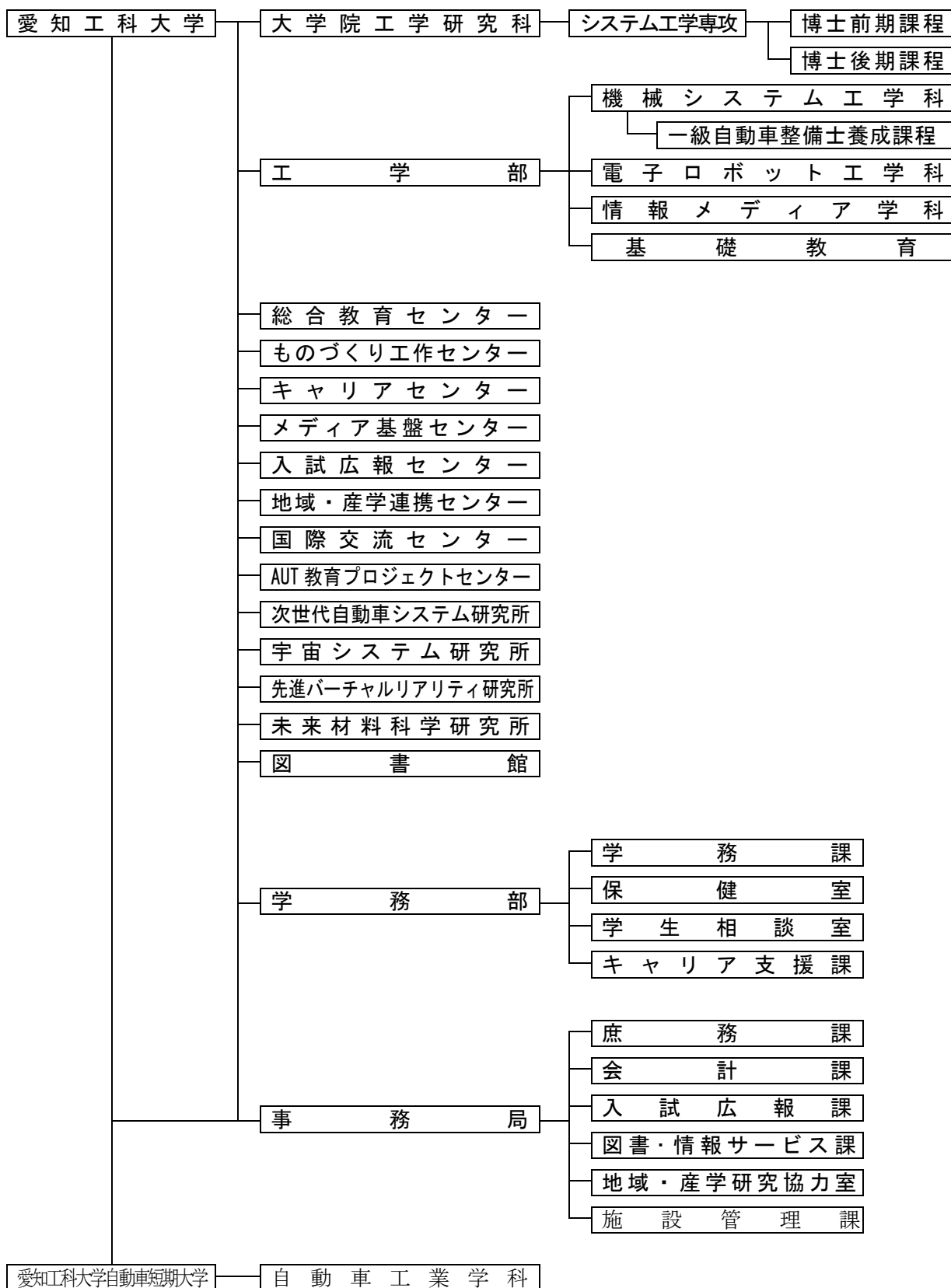
教 員 名	研究室(内線番号)等	号館・階	備 考
玉越 庸弘	3457	自動車棟 4 階	1 級課程教員室 研究室
	3311	3 号館 3 階	
豊吉 巧也	7608	7 号館 6 階	
中嶋 靖	3483	自動車棟 4 階	1 級課程教員室 研究室
	3306	3 号館 3 階	
永野 佳孝	6705	6 号館 7 階	
西尾 正則	6703	6 号館 7 階	
西口 直浩	7710	7 号館 7 階	
林 寛幸	7907	7 号館 9 階	
半田 幸生	3482	自動車棟 4 階	1 級課程教員室 研究室
	3305	3 号館 3 階	
裴 艶玲	7709	7 号館 7 階	
松浦 寛	6504	6 号館 5 階	
溝尻 太一	7711	7 号館 7 階	
湊 史仁	3447	3 号館 4 階	1 級課程教員室
村上 新	6502	6 号館 5 階	研究室
森 明智	2507	2 号館 5 階	
安井 謙	4508	体育館 1 階	体育研究室 研究室
	2503	2 号館 5 階	
山高 正烈	6602	6 号館 6 階	
山本 雅也	6505	6 号館 5 階	
米田 守重	2502	2 号館 5 階	
渡部 吉規	6702	6 号館 7 階	

＜愛知工科大学の沿革と組織＞

1. 学校法人電波学園と愛知工科大学のあゆみ

昭和 27(1952)年 2 月	名古屋市熱田区に名古屋無線電信学校を開校
昭和 34(1959)年 4 月	学校法人電波学園を設立
昭和 62(1987)年 4 月	愛知県蒲郡市に愛知技術短期大学を開学
平成 11(1999)年 11 月	愛知工科大学設置認可
平成 12(2000)年 4 月	愛知県蒲郡市に愛知工科大学を開学 (工学部：電子情報工学科、機械システム工学科)
同	愛知技術短期大学を愛知工科大学短期大学部に改称
平成 14(2002)年 4 月	愛知工科大学校舎（テクノゆめトピア）完工
平成 16(2004)年 4 月	愛知工科大学工学部機械システム工学科に一級自動車整備士養成 課程設置認可（国土交通省指定）
平成 16(2004)年 4 月	愛知工科大学校舎（8号館）完工
平成 19(2007)年 4 月	愛知工科大学工学部の機械システム工学科、電子情報工学科の 2 学科を改組し、機械システム工学科、ロボットシステム工学科、情 報メディア学科の 3 学科を開設
同	愛知工科大学に入試広報センター、メディア基盤センター、エク ステンションセンター、産学連携センター、基礎教育開発支援セ ンター、ものづくり工作センターを開設
平成 19(2007)年 4 月	愛知工科大学短期大学部を愛知工科大学自動車短期大学に改称
平成 19(2007)年 12 月	愛知工科大学大学院工学研究科設置認可
平成 20(2008)年 4 月	大学院工学研究科を設置し、システム工学専攻（博士前期課程及 び博士後期課程）を開設
同	愛知工科大学キャリアセンター開設
同	愛知工科大学高度交通システム研究所開設
平成 20(2008)年 5 月	愛知工科大学校舎（7号館・ホール棟）完工
平成 22(2010)年 3 月	財団法人日本高等教育評価機構より機構が定める大学評価基準を 満たしていると認定される。
平成 22(2010)年 4 月	愛知工科大学宇宙システム研究所開設
平成 23(2011)年 1 月	愛知工科大学自動車短期大学校舎（自動車棟）完工
平成 23(2011)年 4 月	愛知工科大学工学部のロボットシステム工学科を電子制御・ロボ ット工学科に名称変更
平成 29(2017)年 3 月	財団法人日本高等教育評価機構より機構が定める大学評価基準を 満たしていると認定される。
令和 2(2020)年 4 月	愛知工科大学 A U T 教育プロジェクトセンター開設 愛知工科大学高度交通システム研究所を次世代自動車システム研究 所に改称
令和 3(2021)年 4 月	愛知工科大学工学部の電子制御・ロボット工学科を電子ロボット 工学科に名称変更 愛知工科大学先進バーチャルリアリティ研究所、未来材料科学研 究所を開設

2. 愛知工科大学の組織



＜学生・保護者に係る個人情報の取扱い＞

本学では、教育・研究、学生支援、社会貢献などに必要な業務を行うにあたり、大学に係る個人（学生及びその学費支給者・保証人・受験生・卒業生・教職員など）の情報を活用しています。

これらの個人情報については、関連する法令を遵守し、以下のとおり、利用目的を明確にし、個人情報の適正な利用と適切な保護に努め、必要な安全管理措置を講じています。学生の皆さんの理解と協力をお願いします。

1. 個人情報の利用目的

学生の個人情報は、以下の教育研究及び学生生活等に必要な業務を遂行するために利用し、利用目的を変更した場合は、本人に通知又は掲示板等に公表します。

(1) 学生の個人情報

① 入学に関する業務

入学志願、入学試験実施、合否判定、入学手続きに関する業務など

② 学籍に関する業務

個人基本情報の管理、学籍異動、学費、クラス編成、学生証交付、証明書作成に関する業務など

③ 教育に関する業務

履修登録、授業・試験実施、成績処理、進級・卒業判定、学位記授与、海外留学に関する業務など

④ 研究に関する業務

研究活動支援に関する業務など

⑤ 学修支援に関する業務

教務指導、履修相談、図書館・パソコン実習室など学内施設利用に関する業務など

⑥ 学生生活支援に関する業務

奨学金、学生相談、健康維持促進、課外活動に関する業務など

⑦ 就職活動及びその支援に関する業務

キャリア形成、就職相談、求職登録、就職斡旋に関する業務など

⑧ 学生・学費支給者・保証人などへの連絡業務

学修支援のための連絡、成績通知、進級・卒業判定通知、学生生活支援のための連絡業務など

(2) 学費負担者及び保証人の個人情報

学費負担者・保証人への連絡業務：成績通知、進級・卒業判定通知発送、学費納付に関する連絡、各種送付物の発送、学修支援のための連絡、学生生活支援のための連絡業務など

2. 個人情報の第三者提供について

個人情報は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありませんが、法令に基づく場合、人の生命・身体・財産その他の権利・利益を保護するために必要であると判断できる場合、及び緊急の必要がある場合などは、例外的に個人情報を開示することがあります。

3. 学費負担者への成績開示などについて

学費負担者に対しては、学期ごとの学修成果を「成績通知書」として送付し、教務指導や学修・生活相談における教職員からの指導や助言が必要な場合には、履修登録情報や成績情報などを開示します。

4. 本学内における学生への連絡方法について

教育指導上あるいは学生生活支援上、本学内において学生本人への連絡・通知などが必要になった場合には、原則として、関係掲示板に掲示します。また、やむを得ず登録された電話番号に連絡することがありますが、その際の着信履歴の電話番号はつぎのとおりです。

着信履歴の電話番号	発信元	着信先
(0533) 68-1135	事務局、キャリアセンター	事務局
(0533) 66-4800	キャリアセンター	キャリアセンター
(0533) 95-1131	上記以外のすべての部署、研究室	学務課

なお、着信時に電話を受けることができず、研究室等の内線電話に直接連絡を取りたい場合は、(0533) 68-1304 に電話し、メッセージの後に内線番号をダイヤルしてください。研究室の内線番号は、部屋番号と同じです。

5. 相談窓口

個人情報について開示・訂正・削除・利用停止などを請求することができます。不明な点や手続きなどについては、学務部事務窓口にご相談してください。

＜令和3(2021)年度 学年暦＞

	日	月	火	水	木	金	土
	28	29	30	31	1	2	3
		入学式					オリエンテーション
4月	4	5	6	7	8	9	10
		オリエンテーション	オリエンテーション	オリエンテーション	オリエンテーション	①	
	11	12	13	14	15	16	17
		①	①	①	①	②	
	18	19	20	21	22	23	24
		②	②	②	②	③	
	25	26	27	28	29	30	1
		③	③	③	③	④	
					③昭和の日		
5月	2	3	4	5	6	7	8
		憲法記念日	みどりの日	こどもの日	④	⑤	
	9	10	11	12	13	14	15
		④	④	④	④	⑤	
	16	17	18	19	20	21	22
		⑤	⑤	⑤	⑤	⑥	
	23	24	25	26	27	28	29
		⑥	⑥	⑥	⑥	⑦	
	30	31	1	2	3	4	5
		⑦	⑦	⑦	⑦	⑧	
6月	6	7	8	9	10	11	12
		⑧	⑧	⑧	⑧	⑨	
	13	14	15	16	17	18	19
		⑨	⑨	⑨	⑨	⑩	
	20	21	22	23	24	25	26
		⑩	⑩	⑩	⑩	⑪	
	27	28	29	30	1	2	3
		⑪	⑪	⑪	⑪	⑫	
							予備
7月	4	5	6	7	8	9	10
		⑫	⑫	⑫	⑫	⑬	
	11	12	13	14	15	16	17
		⑬	⑬	⑬	⑬	⑭	
	18	19	20	21	22	23	24
		⑭	⑭	⑭	⑭	海の日	予備 スポーツの日
	25	26	27	28	29	30	31
		⑮	⑮	⑮	⑮	予備	
							予備
8月	1	2	3	4	5	6	7
		定期試験1	定期試験2	定期試験3	定期試験4	定期試験5	
	8	9	10	11	12	13	14
		山の日	定期試験6	定期試験予備		夏期休業	夏期休業
	15	16	17	18	19	20	21
		夏期休業	夏期休業	夏期休業	夏期休業	夏期休業	夏期休業
	22	23	24	25	26	27	28
		夏期休業	夏期休業	夏期休業	夏期休業	夏期休業	夏期休業
	29	30	31	1	2	3	4
		夏期休業	夏期休業	夏期休業		一級課程オリエンテーション	
9月	5	6	7	8	9	10	11
		追試験1	追試験2	追試験3	追試験4		
	12	13	14	15	16	17	18
		オリエンテーション	オリエンテーション	オリエンテーション		①	
	19	20	21	22	23	24	25
		① 敬老の日	①	①	①	①秋分の日	②
	26	27	28	29	30	1	2
		②	②	②	②	③	
10月	3	4	5	6	7	8	9
		③	③	③	③	④午前,午後休講	大学祭
	10	11	12	13	14	15	16
		大学祭	④	④	④	⑤午前,④午後	
	17	18	19	20	21	22	23
		④	⑤	⑤	⑤	⑥午前,⑤午後	
	24	25	26	27	28	29	30
		⑤	⑥	⑥	⑥	⑦午前,⑥午後	
	31	1	2	3	4	5	6
		⑥	⑦	⑦文化の日	⑦	⑧午前,⑦午後	
11月	7	8	9	10	11	12	13
		⑦	⑧午前,⑦午後	⑧	⑧	⑨午前,⑧午後	
	14	15	16	17	18	19	20
		⑧	⑨午前,⑧午後	⑨	⑨	⑩午前,⑨午後	
	21	22	23	24	25	26	27
		⑨	⑩午前,⑨午後 勤労感謝の日	⑩	⑩	⑪午前,⑩午後	
	28	29	30	1	2	3	4
		⑩	⑪午前,⑩午後	⑪	⑪	⑫午前,⑪午後	予備
12月	5	6	7	8	9	10	11
		⑪	⑫午前,⑪午後	⑫	⑫	⑬午前,⑫午後	
	12	13	14	15	16	17	18
		⑫	⑬午前,⑫午後	⑬	⑬	⑭午前,⑬午後	予備
	19	20	21	22	23	24	25
		⑬	⑭午前,⑬午後	⑭	⑭	⑮	冬期休業
	26	27	28	29	30	31	1
		冬期休業	冬期休業	冬期休業	冬期休業	冬期休業	冬期休業
							元日
1月	2	3	4	5	6	7	8
		冬期休業	冬期休業	冬期休業	⑮	⑮午前,⑭午後	
	9	10	11	12	13	14	15
		成人の日	⑮午前,⑭午後	⑮	予備	休講	
	16	17	18	19	20	21	22
		⑭	⑮午前予備,⑮午後	予備	予備	⑮午前予備,⑮午後	
	23	24	25	26	27	28	29
		⑮	定期試験1	定期試験2	定期試験3	定期試験4	
	30	31	1	2	3	4	5
		定期試験5	定期試験6	定期試験予備			
2月	6	7	8	9	10	11	12
				成績発表	卒研発表会	建国記念の日	
	13	14	15	16	17	18	19
		追試験1	追試験2	追試験3	追試験4	追試験5	
	20	21	22	23	24	25	26
				天皇誕生日	追試験結果発表		
	27	28	1	2	3	4	5
3月	6	7	8	9	10	11	12
		卒業判定結果発表					
	13	14	15	16	17	18	19
		卒業証書・学位記授与式					
	20	21	22	23	24	25	26
		春分の日					
	27	28	29	30	31	1	2
							入学式

「○数」は、授業回数を示す。「○数午前, ○数午後」は、「午前の授業回数、午後の授業回数」を示す。

＜各事務室の業務と窓口取扱時間＞

修学上や学生生活に必要な証明書、届出書及び願出書等の取扱窓口は、次のとおりです。
 なお、必要に応じて学生証の提示を求められることがありますので、必ず所持してください。

窓口取扱時間	主 な 業 務 内 容
<p style="text-align: center;">学 務 課</p> <p style="text-align: center;">2号館1階</p> <p style="text-align: center;">平日</p> <p style="text-align: center;">9:00～17:00</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○授業関係 <ul style="list-style-type: none"> ・授業、履修に関する事。 ・試験、成績に関する事。 ・進級、卒業に関する事。 ・休学、退学、復学及び公欠等に関する事。 ・教育、研究活動の施設利用に関する事。 ・氏名、住所、電話番号等の学籍変更届に関する事。 ・各種証明書の発行に関する事。 ・授業評価アンケートに関する事。 ・卒業及び学位記に関する事。 ・他の大学等における学修に関する事。 ・学業成績に関する事。 ・学生証の発行に関する事。 ・教科書に関する事。 ○学生生活関係 <ul style="list-style-type: none"> ・学生生活の相談・助言・指導に関する事。 ・大学祭等大学行事の助言・指導に関する事。 ・課外活動（部・同好会）に関する事。 ・各種奨学金に関する事。 ・海外研修、留学相談に関する事。 ・健康管理等に関する事。 ・学生教育研究災害傷害保険に関する事。 ・団体学生・生徒総合保険に関する事。 ・遺失物・拾得物・掲示物に関する事。 ・学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）に関する事。 ・寮・アパート・下宿等に関する事。 ・自動車（二輪車・原付を含む。）通学に関する事。 ・応急手当、健康指導に関する事。 ・各種証明書の発行に関する事。

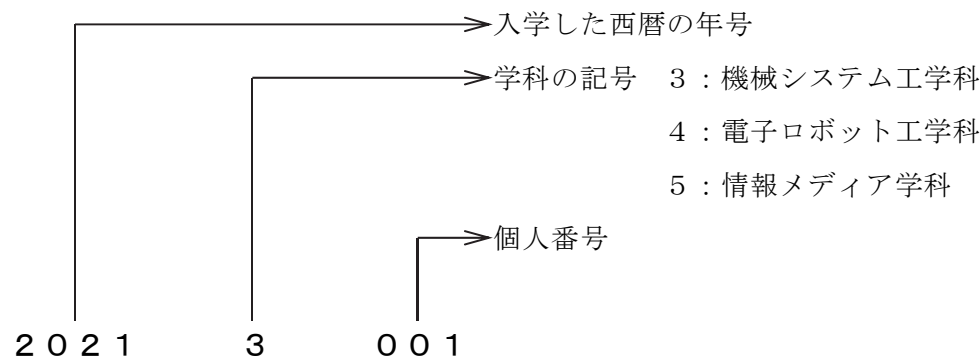
<p>キャリア支援課 1号館1階(キャリアセンター) 平日 9:00~17:30</p>	<p>○就職・進学関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の就職・進学についての支援指導に関する事。 ・求人等の開拓活動と企業資料の収集に関する事。 ・インターンシップの実施に関する事。 ・各種就職統計情報の収集・分析に関する事。 <p>○自己開発関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアセンターの自己開発推進事業にかかる事務を所掌すること。 ・資格取得試験・検定試験の講座の開講に関する事。 ・各種資格取得の講習会及び試験に関する事。 ・調査統計その他諸報告に関する事。
<p>会 計 課 2号館1階 平日 9:00~17:00</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料等学納金、その他納付金に関する事。 ・学内各施設・設備に関する事。 ・スクールバス運行に関する事。 ・教材等の販売に関する事。
<p>図 書 館 6号館2階 平日 9:00~19:00 土曜 9:00~17:00</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書の閲覧・貸出・管理に関する事。 ・視聴覚資料の閲覧・貸出・管理に関する事。 ・学生自習室に関する事。 ・有料コピーサービスに関する事。

< 学 生 証 >

学生証は、本学の入学許可を受けた学生に交付され、学生であることの身分を証明するものです。そのため常時携帯し、本学教職員から提示を求められたときは、いつでもこれを提示できなければなりません。特に試験の際、携帯していないときは試験を受けることができなくなります。紛失したり盗難にあった場合は、悪用される場合があるので注意してください。また、学生証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに所定の手続きを行ってください。

1. 学籍番号

- (1) 入学と同時に、一人ひとりに学籍番号が決められます。学籍番号は在学中に変わることなく、また履修登録や学生証の再発行等の際に必要となるので、必ず覚えておいてください。
- (2) 学籍番号は、次の要素から成り立っています。



2. 学生証に関する留意事項

学 生 証 の 交 付	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生については入学式当日に配布します。(交付を受けたら、住所を記入すること。) ・学生証の有効期間は4カ年です。 ・現住所の変更や改名をしたときは、必ず学務課へ届け出てください。
学 生 証 の 再 交 付	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証を紛失したときは、「学生証再発行願」に手数料2,000円を添えて学務課へ提出して学生証の再交付を受けてください。 ・学生証を著しく汚損したときは、紛失の場合に準じて、汚損した学生証と引き換えに、再交付を受けてください。
学 生 証 の 提 示	<ul style="list-style-type: none"> ・定期試験、追試験(再試験)を受験するとき。 ・各種証明書の交付を受けるとき。 ・通学定期券、学割乗車券等を購入するとき。 ・その他、各取扱い窓口で手続き等をするとき。
学 生 証 の 返 還	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証は、卒業時又は退学等、本学学生として身分を失くしたときは返還してください。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証は他人に貸与または譲渡してはいけません。

< 諸 手 続 >

1. 証明書・願出（届出）書等

各種証明書、願出書、届出書は、学務部学務課で取り扱います。各種証明書の交付及び願出による履修・試験には手数料を必要とします。

- ・証明書・届出書・願出書の各種申請用紙は、学務部学務課にあります。
- ・手数料の証紙は、証紙券売機（学務部：2号館1階）で販売しています。
- ・取扱い時間は次のとおりです。

受付時間 月～金 9:00～17:00（電話での受付は行っておりません。）

(1) 証明書

各種証明書は、「証明書等交付願」に手数料証紙を貼付して、学務課窓口で手続きを行ってください。証明書の種類、手数料、取扱い窓口は、下表のとおりです。

証明書の種類	手数料	備 考
卒業証明書（和文）	300円	証明書等発行に要する日数 2日以内 発行日は原則として上記のとおりであるが、発行日が日曜・祝日、その他窓口業務を行わない日にあたる場合は、翌窓口業務取扱い日に発行となるので注意すること。また新学期などは通常よりも日数がかかる場合があるため、早めに申し込むこと。
卒業証明書（英文）	500円	
成績証明書（和文）	300円	
成績証明書（英文）	500円	
単位取得予定証明書	300円	
卒業見込証明書		
推 薦 書		
在 学 証 明 書		
健康診断証明書	500円	
その他の証明書	300円	

※ 卒業後の各種証明書の申し込み

卒業後に各種証明書が必要となった場合は、来学し直接申し込むか、下記①～⑤までの必要事項を記載したものと、手数料等の料金を定額小為替で同封し、次のことに留意して郵送（表面に「証明書交付依頼在中」と記入すること。）で申し込みをしてください。

- ・証明書等の発行は、手数料納入確認後となります。
- ・証明書等の郵送を希望する場合は、往復の日数も考え早めに申し込みをしてください。
- ・電話での申し込みは受け付けません。

- ① 必要な証明書名及び証明書枚数
- ② 学籍番号
- ③ 郵便番号・住所・氏名（旧姓も記入。英文の場合はローマ字も記入）・生年月日・電話番号（返送希望の場合は返送先も記入）
- ④ 卒業年月日・卒業学科
- ⑤ 身分証明書（郵送の場合は写し）

※ 詳細については、本学ホームページで案内しています。（<http://www.aut.ac.jp>）

(2) 手数料を必要とする願出書

手数料を必要とする履修・試験は、それぞれの願出書に手数料証紙を貼付して学務課の取り扱い窓口で、手続きを行ってください。

手数料、取扱い窓口は、下表のとおりです。

願出書の種類	手数料	備 考
仮 学 生 証 発 行 願	2,000 円	各試験中 1 回のみ発行
再 試 験 願		1 科目 2,000 円

(3) 各種願出・届出

教務に関する下記の各種の願出、届出については、事由が発生した時点で、必要な書類を添付して、速やかに学務部学務課の窓口で手続きを行ってください。

なお、休学・退学・復学・再入学・復籍など学籍異動に伴う手続きや方法等については「学籍異動関係の説明」の各欄を参照したうえで、早めに学務課又は所属のクラス担任に相談してください。

願出書類	内容及び添付書類等
休 学 願	疾病の他、やむを得ない理由で3カ月以上就学できない場合 (疾病の場合は、医師の診断書が必要)
退 学 願	疾病やその他の理由で、本学の学籍を離れる場合 学生証を添付すること。
復 学 願	休学を許可された者が、休学理由の解消とともに、再び、修学可能となった場合(疾病等で休学した場合は、復学しても修学が可能である旨記載された医師の診断書が必要)
再 入 学 願	退学を許可された者が、その後の状況等の変化により、再度、本学への入学を希望する場合(疾病等で退学した場合は、再入学しても修学が可能である旨記載された医師の診断書が必要)
復 籍 願	学則第20条第1項の第三号により除籍された者で、その後の状況等の変化により、本学における学籍の復活とともに修学を希望する場合
休学願(延長)	休学を許可された者が、休学期間満了後も休学理由の解消が見込めないか、その他特別な理由で、更に休学期間の延長を希望する場合 (疾病の場合は、医師の診断書が必要)
学生証再発行願	学生証を紛失または、汚損した場合 再発行手数料(2,000円)を必要とする。
住所・氏名・保護者等変更届	本学からの通知・連絡は、登録された住所宛に行われるので、氏名・住所・電話番号に変更が生じた場合、及び在学中に、本人または学費支給者・保証人が変更又は現住所が変更になった場合 学生証の記載事項に変更があった場合

2. 授業料等学納金の納付

(1) 授業料等の納入

① 納入方法

授業料等は、毎年度、前期・後期の2期に分けて預金口座自動振替により、登録いただいた学生本人又は保護者（保証人）名義の指定口座から、本学が自動で授業料等の相当額を金融機関から引き落とします。

② 振替日

前期：4月25日 後期：10月25日（金融機関が休日の場合は、翌日）

③ 納入についての特例措置

特別な事由により、授業料等の納入が振替日までにできない場合は、申請により延納又は分納することができます。この場合、振替日の2週間（14日）前までに申請手続きを済ませてください。なお、この申請により許可を受けた者は、本学が発行する請求書兼振込用紙により納付していただきます。

注1：許可される最終納付期限は、前期7月15日、後期12月25日（休日の場合はその前日）までとします。

注2：分納の場合、分割回数は最高3回までとします。

注3：授業料等の納付を怠り、督促を受けても納入しない者は、除籍の対象となります。

(2) 退学、除籍、停学、休学及び復学の場合の授業料等

① 退学、除籍及び停学の場合の授業料等

学期の途中で退学、除籍、停学の場合でも、当期間分の授業料等は納付することになります。

② 休学、復学の場合の授業料等

休学を許可又は命ぜられた場合は、休学した月の翌月から、復学した月の前月までの授業料等を免除します。また、学期の途中において復学した場合は、復学した月から当期末までの授業料等を、復学した月に納入してください。

③ その他の授業料等

履修科目に係る教科書等の教材費、その他実習費等が別途必要となります。

(3) 留年者の授業料等

次の①、②のいずれかに該当する留年者の授業料等は、下記の表のとおりです。

① 1年以上の在学期間を有して2年次への進級要件を満たさず留年となった者、または、2年以上の在学期間を有して3年次への進級要件を満たさず留年となった者

② ①の適用を受けた期間を除く在学期間が4年以上あり、卒業要件を満たさず留年となった者

留年者の授業料等			
在籍料（年額）	1単位の単価	教育充実費・施設費	上限額（半期）
140,000円	15,000円	—	290,000円

注1：留年者の授業料等は、在籍料と進級または卒業に不足する単位数に1単位の単価を乗じた額の合計額となります。

注2：合計額が授業料等の上限額を超えるときは、授業料等の上限額をもって当該期の授業料等とします。

注3：行事費・保険料等は、別途納入することになります。

注4：授業料等の納入にあたっては、本学が発行する請求書兼振込用紙により指定期日まで
に納付することになります

3. 通学定期券の購入

通学定期券は、通学上の便宜を図るものであり、その発売範囲は、現住所の「最寄りの駅」から、大学の「最寄りの駅」（「蒲郡駅」及び「三河塩津駅」）までの通学区間に対して発売されるものです。このため通学以外の目的には、使用できません。

通学定期券は、学生証裏面の「通学定期乗車券発行控」を使用すれば、ほとんどの交通機関で購入できます。通学区間を記入し、所定の駅等で購入してください。

なお、通学区間を変更する場合は、学務課へ申し出てください。

4. 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

授業・課外活動・就職活動・帰省・見学等の目的で、公共交通機関を利用するときは、学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）を使うことができます。

JRでは、片道100kmを越えて乗車する場合に、運賃が通常の2割引となります。

（1）手続きと交付

- ① 手続きには、学務課で「学割証交付願」を提出してください。
- ② 学割証の交付は、原則として一人年間10枚までです。
- ③ 学割証の有効期間は3カ月間です。

（2）使用上の注意

学割証は本人に限って使用できるものです。使用の際は、必ず学生証を携帯しなければなりません。

他人への譲渡、他人名義のもの使用や、記載事項の改ざん等の不正使用は、絶対にしないでください。（不正使用の場合は、追徴金を徴収されるばかりでなく、本学への学割証の交付が停止されることになります。）

5. 学生団体旅行割引証

授業・課外活動等の目的で、同じ発着駅経路で旅行するとき、学生団体旅行割引証が利用できます。ただし、必ず教職員の同行が必要となります。

JRの場合、団体の最少必要人数は8名。手続き方法はJR各駅、旅行代理店等の指定業者から、所定の申し込み用紙の交付を受け、学務課で承認を受けてください。

1. 履修計画と履修登録

(1) 履修にあたっての留意事項

授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目、自由科目で編成されています。自分の勉学の目標や将来の計画にあわせて、自主的かつ積極的な履修計画を立ててください。以下に、履修計画のポイントを述べていきます。

- 1) 授業の内容を知るためには『講義概要』の共通教育科目と専門教育科目に示す授業科目の「講義計画（シラバス）」を熟読し、履修科目を選択してください。
- 2) 授業科目は、『講義概要』に示す共通教育科目及び専門教育科目の「授業科目及び単位数」一覧のとおり、1学年から4学年までの開設期（学年と学期）が示してあります。したがって、1学年から4学年まで当該学年に開設される授業科目を順次履修していくことになります。ただし、上位の学年に配当されている科目は履修できません。

授業科目によっては、受講者を抽選する場合があります。抽選に外れた場合は、次の機会に履修することになります。

- 3) 共通教育科目には、講義概要の各学科の『学年別・科目別履修系統図』で示すとおり系統的に履修していく科目があります。これらの科目には、その科目の単位を修得してから、系統的に示した次の科目を履修していくことになっていますので、単位が修得できなかった場合は、次の科目は履修できないことになります。
- 4) 2学年、3学年へ進級するときには、それぞれ定められた単位を満たさなければならない修得単位の条件が設定されています。進級要件を満たさない場合は、もう一度当該学年を学修し進級に必要な単位を修得することになります。

卒業研究着手要件を満たさない場合は、4学年に進級はしますが卒業研究に着手できませんので、4年間以上在学することになります。

- 5) 進級しても必修科目の単位を修得できなかった場合は、進級後にその科目を履修することになります。したがって卒業するにはすべての必修科目の単位を修得することが卒業条件となります。
- 6) 各学年での年間に履修できる単位数は、44単位を上限としています。卒業に必要な修得単位数は124単位ですので、進級に必要な単位数にかかわらず予習や復習時間にも配慮し、各学年の授業科目を計画的に無理のない範囲で履修して単位を修得してください。ただし、履修計画が甘かったり、不合格科目が増えたりすると4年間での卒業は難しくなります。
- 7) 成績評価の指標のひとつとして、GPA制度を取り入れています。GPAは、各科目の成績評価と履修登録の総単位数を基に算出するもので、不合格となった科目や途中で履修放棄した科目も評価対象となります。したがって、安易な履修登録をした結果、不合格や履修放棄をするとGPAが下がることになりますので、計画的な履修登録を行い、履修登録した科目は必ず単位取得するように努めてください。

8) 各学年の学期末には、本人に「成績通知書」が手渡されます。履修した科目の修得単位を確認し、次の学期の履修を計画してください。また、年度末には、保護者宛に「成績通知書」が送られます。

(2) 履修登録

履修登録とは、自分が履修する科目を大学に届け出ることです。本学が指定した期間に履修登録票で履修登録を行います。

次に掲げる履修登録の要件を熟知し、誤りのない履修登録を行うことが重要です。

- 1) 上位学年に配当されている授業科目は登録できません。
- 2) 履修登録をしていない授業科目に出席しても単位は認定されません。
- 3) 履修登録期間終了後の履修科目の変更・追加・取消しは、原則として認められません。
- 4) 同一時に2科目以上の履修をする重複履修、単位取得済みの授業科目の再度履修、及び同一の学期・学年に同一授業科目を2科目以上履修する二重登録は認められません。
- 5) 週2回に分けて開講されている授業科目は、必ず双方を受講しなければなりません。
- 6) クラス指定のある授業科目は、「授業時間割表」に指定された学年・クラスで履修してください。
- 7) 外国語科目の履修については、『講義概要』の「共通教育科目」の項を熟読してください。

次に掲げる履修登録の手順をよく理解し手続きしてください。

- 1) 本学が学期はじめ指定した期間に登録してください。
- 2) 履修登録は、各学期のはじめに前期は前期の開講科目を、後期は後期の開講科目を登録します。
- 3) 履修科目登録は、『講義概要』をよく読んで、「成績通知書」を確認し、重複・登録漏れなど誤りのないようにしてください。
- 4) 授業時間割の変更は、掲示で確認してください。
- 5) 履修登録票は、指定された期間に必ず提出してください。病気などやむを得ない事情で提出できない場合は、速やかに学務課に連絡して指示を受けてください。

2. 他学科科目の履修について

本学では、学生自身の所属する学科以外の専門教育科目を学修できるようになっています。みなさんは在学中に学科を問わず様々な学問分野を学ぶことができるので、自身の専門科目以外の知識も幅広く養うことができます。

他学科科目の履修は、『講義概要』の各学科の専門教育科目表「開放科目」欄に○印で示した科目のみ履修登録することができます。

開放科目の内容は年度によって異なりますので履修登録時に確認してください。ただし、他学科科目の履修は、所属学科の時間割を優先しますので、科目によっては履修できない場合もあります。また、所属する学科で同種の科目がある場合や、同種の科目を修得済みの場合は、履修できない場合があります。

他学科の専門教育科目は、卒業までに10単位まで履修登録できます。

履修登録は、上記（２）の履修登録の際に行います。また、修得した単位は、選択科目の単位として充当することができます。

3. 入学前又は在学中に他の大学等で履修し修得した単位の認定

本学入学前や在学中に他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において修得した単位及び短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修について、本学の開講科目を履修したものとみなし既修得単位として認定することがあります。

既修得単位の認定を希望する学生は、「入学前の既修得単位認定申請書」又は「他の大学等において修得した単位に係る単位認定申請書」に、他の大学等における成績証明書若しくはこれにかわる証明書等を添付して提出してください。

認定単位は、年間の履修単位数 44 単位の上限には含まれません。

4. 外部試験の成績による単位の認定

みなさんが入学前、又は在学中に①～③の資格試験で、本学が定める成績基準を満たしたときは、本学が指定する外国語科目を履修したものとみなし単位を認定することがあります。

ただし、本学入学前に受験した場合は、資格取得日又は成績証明書発行日から 2 年以上経過したものは認定の対象となりません。

- ① 実用英語技能検定試験（以下「英検」という。）
- ② TOEFL（Test of English as a Foreign Language）
- ③ TOEIC（Test of English for International Communication）

単位の認定を受けようとする学生は「大学以外の教育施設等における学修の単位認定申請書」に試験の認定（合格）通知書又は成績証明書（原本に限る。）を添付して提出してください。

認定単位は、年間の履修単位数 44 単位の上限には含まれません。

（単位認定の成績基準等）

成績基準（スコア／級）	授業科目及び認定単位数
TOEIC 750 点以上 TOEFL (iBT) 61 点以上 英検 準1 級以上	共通教育の英語科目の「英語 1 中級」「英語 2 中級」及び「TOEIC」の 6 単位を認定する。
TOEIC 550 点以上 TOEFL (iBT) 50 点以上 英検 2 級	共通教育の英語科目の「英語 1 初級」及び「英語 2 初級」の 4 単位を認定する。
TOEIC 450 点以上 TOEFL (iBT) 40 点以上 英検 準2 級	共通教育の英語科目の「基礎英語 1」を 2 単位認定する。

注) TOEFL iBT（TOEFL Internet-based testing）

TOEICには、TOEIC IPを含む

5. 海外語学研修による単位の認定

本学が主催又は推薦する海外語学研修プログラムを修了した者には、審査を経て科目名「海外語学研修」の単位を認定することがあります。

6. 3年次編入学生の履修

(1) 単位の認定

3年次編入学生の単位認定は、入学前に履修した科目の単位が、本学の授業科目とおおむね一致した内容であることを前提にして単位（数）のみを包括して62単位を超えない範囲で認定されています。したがって、3学年以降の授業科目を履修することになります。ただし、履修した学修内容によっては、本学が指定した科目を履修することもあります。

(2) 履修方法

3年次編入学生は、学修の方法、卒業等について初学年からの入学生に準じますが、既修得単位の認定、3学年からの履修等、異なる取扱いがありますので、詳細については学務課に確認してください。

7. 大学包括協定単位互換による単位の取得

単位互換による単位の修得とは、単位互換協定を結んだ大学の授業科目を履修し修得した成績を、所属する大学の授業科目の単位として認定するものです。

本学では、愛知県の国公立大学包括協定による単位互換に参加しており、履修の選択の幅を拡げ、皆さんの多様な学習意欲に応えようとする目的ですので大いに活用してください。

以下に、単位互換について説明します。

(1) 授業科目の範囲及び単位数

本学の学生が履修できる授業科目は、各大学が提供する授業科目のうち、学生の所属する学科が認めたものとなります。

(2) 履修期間

単位互換履修生（特別聴講生）としての履修期間は、科目開設大学が指定した期間となります。

(3) 受入学生数

科目開設大学は、受入学生数の制限があり、当該大学で決定されます。

(4) 受入れ手続

単位互換履修生（特別聴講生）として出願を希望する学生は、各大学の出願期限等の定めがありますので学務課へ問い合わせてください。

(5) 単位認定試験の実施方法

受験等試験制度については、各大学の諸規則に則って実施されます。

(6) 成績評価及び単位授与

履修した授業科目の成績評価及び単位の授与については、科目開設大学の学則等の定めによるものとなります。

8. 休 講

休講は、原則として事前に所定の掲示板へ掲示します。しかしながら緊急事態により授業開始から15分以上経過しても担当教員が出講しない場合(この場合、速やかに学務課へ連絡してください。)は、休講扱いとし、後日補講案内し、開講いたします。

9. 補 講

授業が休講になったとき又はその他の理由で特に必要とする場合は、補講を実施します。その場合は、事前に所定の掲示板へ掲示します。

10. 公 欠

各授業科目の授業開講回数の2/15回までの範囲で下表に示すいずれかで欠席又は欠課した場合には、表に指示した書類を添付し、公欠扱い願(届)を所定の期日内に学務課に提出してください。提出後、科目担当者が指示する補講の受講又はレポート提出により出席扱いとすることができます。また、補講及びレポートの評価は成績に反映されます。ただし、補講に欠席した場合、レポートが不十分であった場合には、欠席として扱われます。

授業はすべての授業開講回に出席するものであり、自己都合による欠席が授業開講回数の3/15回を超えた科目は、単位認定できません。また、単位認定においては、授業開講回数の10/15回以上の出席が望ましいことから、公欠を認める回数を制限しています。したがって、授業開講回数の2/15回を超える公欠申請は、自己都合の欠席とします。なお、鉄道各社の遅延が重なり10/15回以上の出席が確保できない場合は、自己都合による欠席が一度もない授業科目に限り、補充授業を希望することができます。余裕をもった行動を心がけてください。

(1) 公欠扱いになり得る欠席理由

欠 席 理 由	添 付 書 類
① 忌引 (3親等以内に限る：凶表のとおり)	会葬の礼状(困難な場合は、保護者などによる理由書)
② 学校保健安全法に定められた伝染病 (第1種、第2種、第3種)(注2)	医師の診断書
③ (イ)就職試験受験(会社訪問等を除く) (ロ)進学試験受験	受験証明書、本学指定の就職活動報告書 進学の場合は受験票のコピー
④ 鉄道各社の遅延	遅延を証明するもの
⑤ 特に本学が必要と認めた場合	本学が指示する書類

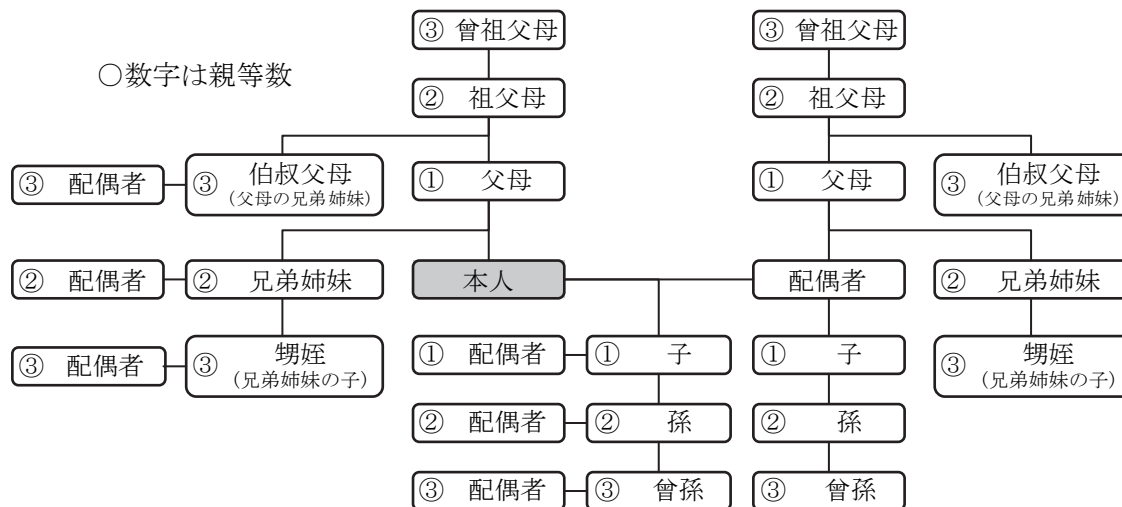
(2) 提出期限及び提出先

公欠扱い願は、事前に提出してください。止むを得ない場合は事由発生後、クラス担任または卒業研究担当者のチェックを受け、7日以内(土・日・祝日・休日を除く)に学務課へ提出してください。ただし、上表③の理由による場合のみクラス担任または卒業研究担当者のチェックを受けた後、(イ)についてはキャリアセンター、(ロ)については学科長でチェックを受けた後、学務課へ提出し、公欠として認められた場合は、窓口で渡された

公欠届を科目担当者に提出してください。

別 図

3親等以内の親等図



公欠扱いとなる日数

1親等	連続7日間（土・日・祝日・休日を含む）
2親等	連続3日間（土・日・祝日・休日を含む）
3親等	1日間（土・日・祝日・休日を含む）
法事（父母のみ）	1日間（土・日・祝日・休日を含む）

- (注2) 第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS（サーズ）コロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフス
- 第2種 インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核
- 第3種 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟疣（属）腫）、伝染性膿痂疹（とびひ））

1.1. 気象の影響、交通ストライキ等による休講

(1) 警報が発令された場合の授業等の取り扱い

東三河南部又は西三河南部に暴風特別警報、大雨特別警報、暴風警報のいずれかが発令されている場合、以下のとおり取り扱います。

午前 7時までに解除された場合	平常通り授業実施
午前 7時現在発令中	午前休講
午前 11時までに解除された場合	午後授業実施
午前 11時現在発令中	午後休講

(2) 自然災害又はストライキ等により公共交通機関が運休になった場合の授業等の取り扱い

J R 東海道本線（豊橋－名古屋間）が運休の場合、以下のとおり取り扱います。

午前 7時までに運行された場合	平常通り授業実施
午前 7時現在運休中	午前休講

午前 11 時まで解除された場合	午後授業実施
午前 11 時現在運休中	午後休講

(3) 東海地震に伴う授業等の取り扱い

東海地震（注意情報又は予知情報）が発令された場合、以下のとおり取り扱います。

午前 7 時まで解除された場合	平常通り授業実施
午前 7 時現在発令中	午前休講
午前 11 時まで解除された場合	午後授業実施
午前 11 時現在発令中	午後休講

※上記（1）～（3）に該当しない場合でも、授業等の実施が困難であると本学が判断した場合には、休講とする場合があります。

休講の場合の皆さんへの連絡は、本学のホームページに掲載します。また、74 頁の携帯メール配信サービスでもお知らせします。

ホームページアドレス <http://www.aut.ac.jp/>

< 学生生活上の留意事項 >

1. みなさんへの連絡（掲示）

みなさんへの連絡は、特別な場合を除き、すべて掲示板を通じて行います。登下校時には必ず掲示板を見るように習慣づけ、見落とさないようにしてください。一度掲示した事柄は、全学生に周知できたこととして取扱うので注意が必要です。

掲示を見落としたために何らかの不利益が生じたとしても、その責任は見落とした人自身にあります。

掲示板は、ホール棟と7号館1階、2階の間の廊下に設置されています。

2. 学習態度

夢と希望を抱いて大学生として本学に入学した時の新たな決意のもとに、「社会から喜ばれる知識と技術をもち、歓迎される人柄を兼ね備えた人材を育成する」という学園建学の精神に込めて、履修すべき学習に興味をもち、関心を高める工夫と努力を続けてください。そして、意欲的に学習・研究を進め、計画的に単位の修得に努めて、卒業と学位授与をめざしてください。

各科目の履修では、熱心でまじめな態度を心がけ、欠席、遅刻や早退をしないようにし、各自が責任を果たしてください。

本学では、静寂な環境で知識・技術を極めるため、次のような「教室ルール」を決めています

「教室ルール」

授業中の教室は学びの場であり、それに相応しい環境を保つため、授業は教員と学生とが「ともに学びあう」気持ちを持ち、「授業を通して学び得た」という姿勢で臨み、以下のルールを厳守する。

- ①授業に無関係な私語は禁止する。
- ②授業中における、飲食、携帯電話やスマートフォンなどの操作、漫画などの閲覧は禁止する。
- ③授業中、机の上には授業に関係する教科書、筆記用具を置き、飲食物はカバンに入れ、机の下に置く。
- ④授業中は脱帽する。
- ⑤その他、教員の指示に従う。

3. みだしな身嗜み

本学には、皆さんを組織や社会に適応できるような人材に育てるという使命があります。産業界をはじめとする一般社会の通念から逸脱していると思われる服装や頭髪、装飾等は慎んでください。

学生としての本分を損なわないように、華美をさげ、他人に不快な印象を与えるような真似をせず、学生らしいものとするように努めてください。なお、実習用作業着のまま公共交通機関やスクールバスを利用することを禁止します。汚れた実習用作業着で交通機関の座席を汚さないようにしてください。

4. 飲酒・喫煙・飲食のマナー

未成年者の飲酒・喫煙は、法律で厳しく禁止されています。また、法律上の規制ばかりでなく、たとえ成年者といえども、飲酒・喫煙は将来にわたる健康維持に大きな問題を投げかけます。日本を支えていかなければならない大切な使命をもっており、自らの命を自らの手で縮めることのないように忠告するものです。

(1) 飲酒について

飲酒の適応量には個人差があり、その日の体調によっても酔い方が違います。新入生歓迎コンパやイベント等で無理に飲ませたことや、イッキ飲みによって「急性アルコール中毒」を起し、死亡者が出てしまった大学もあります。また、飲酒が原因で転落事故・交通事故・喧嘩を引き起こした例もあるので、自分をコントロールする自律性を持つようにし、以下の事項について再度確認してください。

- 満20歳未満の飲酒は、法律で禁止されていること。
- 学内での飲酒は禁止であること。
- 飲めない時や飲みたくない時には、断る勇気をしっかり持つこと。
- 飲めない人にはすすめないこと。
- イッキ飲みは決してしないこと、させないこと。

(2) 喫煙について

本学では、建物内は完全禁煙です。また、喫煙をするときは、必ず指定された喫煙所を使用してください。

改正健康増進法により、望まない受動喫煙を防止する措置が求められています。特に学校、病院、行政機関は、敷地内禁煙（ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができる）となります。本学では、当面、屋外の一箇所のみ喫煙を認め、段階的に構内全面禁煙を進めていきます。

喫煙年齢に達していても、喫煙は健康面において有害であることを認識してください。また、吸殻の後始末、喫煙しない人への迷惑、火災の危険性などを十分考慮して、喫煙マナーを厳守してください。

タバコの中に含まれるニコチンは、強い毒素です。特に未成年者の場合は肉体的に発育途上にあり、その害毒は恐ろしいと言われていています。喫煙者は成年者といえども、注意力・集中力が散漫になり、意識がぼう然として記憶力が減退します。また視力が弱まり、呼吸器を害し、胃腸の働きを鈍らせ、心臓障害を引き起こすなどその危険性が叫ばれています。自らの強い意志で喫煙はやめるように心掛けましょう。

- 満20歳未満の喫煙は、法律で禁止されていること。
- 建物内は完全禁煙、また屋外であっても指定場所以外での喫煙、タバコのポイ捨て、歩行喫煙は厳禁のこと。（本学は、実験・実習用にガソリンや水素ガスなどの引火性の高い

油脂類、揮発性ガスなどを大量に使用するため、歩行喫煙、指定喫煙場所以外での喫煙は厳禁とする。)

(3) 飲食について

教室の中では、昼食時を除き、飲食禁止です。実験・実習室及び大・中講義室では一切の飲食を禁止します。歩きながらの飲食も見苦しいので控えてください。

5. 携帯電話のマナー

授業中に携帯電話の呼び出し音が突然鳴り響くようなことは、迷惑をかけるばかりでなく、授業の妨げになります。携帯電話の呼び出し音を鳴らさないように、電源を切るかマナーモードに切り替える等しかるべき措置を講じた上で、授業に臨むようにしてください。

試験や大学行事等の会場への持ち込みは厳禁とします。特に試験においては、不正行為と判断され、学則に基づく不正行為の処分等の懲戒規程により処分を受ける場合がありますので十分注意してください。

6. 電話等による呼び出し・連絡・問い合わせ等

本学では、次のような電話による呼び出し・連絡・問い合わせについては一切応じません。

- ① 学生への伝言。
- ② 休講・授業変更の問い合わせ。
- ③ 本学教職員・学生の身上に関する事。
- ④ 学業成績等に関する事。

ただし、次のような緊急の場合は、速やかにクラス担任、学務課に連絡するようにしてください。

- ① 本人、家族の死亡。
- ② 経済的に修学困難が予想されるような事柄。
- ③ 本人の事故、又は緊急に欠席するような事柄。

7. 個人ロッカーの使用

ロッカー室には、個人ロッカーが設置されています。このロッカーは1年次のみ1人1個貸与しますので、次の事項を遵守のうえ更衣等の保管に利用してください。

- ① 指定されたロッカー以外は使用しないこと。指定以外のロッカーを使用した場合は、ロッカー内の物品を処分する。
- ② ロッカーは各自が管理し、整理整頓に心掛けること。
- ③ 大学は盗難等の責任を一切負わないので、必ず施錠すること。
- ④ ロッカーは大切に使用すること。故意に破損させた場合は弁償のこと。
- ⑤ ロッカー上部には物品を一切置かないこと。
- ⑥ 腐敗するもの、異臭を放つもの、危険物など他に迷惑を及ぼすものを保管しないこと。
- ⑦ 年度末にはロッカーを空にすること。

8. 学内清掃（クリーンキャンパス）について

構内環境美化とその意識の啓蒙を行うため、学内清掃（クリーンキャンパス）を日常化し実施しています。みなさんは、以下のことに留意して行動してください。

- ① 教室内は、たえず清掃に心がけ清潔に保つとともに、ゴミを出さないよう努めてください。ゴミ袋は、2号館1階学務課で配布しています。ゴミ集積場所は、2号館北にあります。
- ② 学内全域においてゴミの投げ捨ては厳禁です。ゴミは所定の分別屑入れに入れてください。
- ③ ゴミは、生ゴミ・可燃ゴミ、ビン・缶類、ペットボトルの3種類に分別してください。
- ④ 紙資源、ダンボール、雑紙・新聞紙・本雑誌等はそれぞれの専用コンテナに投入してください。その際に、金具やプラスチック留め具は取り外し、紐で縛ってください。また、ダンボールは、折り畳んでください。



9. 遺失物・拾得物の取り扱い

学内で財布や物品を紛失した場合には、速やかに学務課に届け出てください。また、学内で金品等を拾得した場合にも、学務課に届け出てください。持ち主がはっきりしている拾得物は、掲示等によって持ち主へ返還します。持ち主が不明の拾得物は、学務課で3か月間保管した後、処分します。

10. 集会・行事

みなさんが集会を開くとき又は行事を行うとき、及び次の場合は、必ず学務課に届け出又は願い出て、あらかじめ許可を受ける必要があります。

- ① 教室、運動場その他本学の施設を使用する場合
- ② 授業時間中に行う場合
- ③ 学外の有識者や著名人等を学内に招く場合
- ④ 部、会及び科などで催し事をする場合

11. 学生による掲示

みなさんが学内に掲示物を掲示するときは、許可が必要です。その掲示物に責任者の氏名と学籍番号を記入し、学務課まで持参してください。なお、掲示物の掲示期間は学務課で定めます。掲示板を利用するときは次の事項を守るようにしてください。

- ① 掲示物は、必ず指定された掲示場所に掲示すること。
- ② 掲示物の内容が終了または掲示期間が過ぎた掲示物は、利用者が責任をもって取り除いて学務課へ報告すること。

12. 印刷物の発行

学内で雑誌、新聞、小冊子、チラシ等を発行・配布するときは、必ず学務課に届け出または願い出て、あらかじめ許可を受ける必要があります。

13. 車両通学（原付を含む）

本学では、身体的理由、通学上公共交通機関の利用が困難な理由、その他本学が認めた場合に自動車、自動二輪車（250cc以下）、原動機付自転車（以下「自動車等通学」という。）を使用して通学を希望する者に対して、許可制にして駐車場を利用できるようにしています。

自動車等通学を希望する者は、「学生の自動車通学に関する規程」に従って、大学内の駐車場利用許可（通学・駐車許可）を受ける必要があります。

なお、学内外を問わず、いかなる場合におけるどのような事故についても、本学は一切の責任を負いません。

（1）通学許可申請

自動車等通学を希望する者は、次の書類を提出し学長の許可を受けることになります。

- ① 自動車等通学許可兼駐車場利用申請書
- ② 自動車運転免許証の写し
- ③ 自動車検査証の写し（250cc未満の二輪車は不要）
- ④ 任意保険証書の写し（四輪車のみ）
自動車賠償責任保険証書の写し（二輪車のみ）

⑤ 誓約書

⑥ その他大学が求める書類

（2）通学の許可

自動車等通学を許可された者に対し、許可証または許可票を交付します。交付された許可証や許可票は、次のように扱います。

四輪車：交付された許可証をダッシュボードの外から見やすい場所に置くこと。

二輪車：交付された許可票を車両の容易に確認できる場所に貼付すること。

（3）駐車・駐輪の心得

学生の駐車・駐輪場所は、次のとおりです。（122頁参照）

四輪車の駐車場：正門より入る学生用西側駐車場

自動二輪車及び原動機付自転車の駐輪場：東門より入る学生用東側駐輪場

自動車等通学者は、指定された駐車・駐輪場所に駐車又は駐輪してください。駐車・駐輪中の盗難、破損等のないように各自で管理してください。

（4）車両検査

大学は、必要に応じて通学自動車等の検査を、許可する時又は許可期間中において実施することがあります。道路運送車両法に違反する通学自動車等は、通学に使用することはできません。

（5）安全運転

自動車等通学者は、道路交通法及び関係諸法令を遵守し、運転マナーに留意して安全運転を励行してください。

14. 交通事故の届出

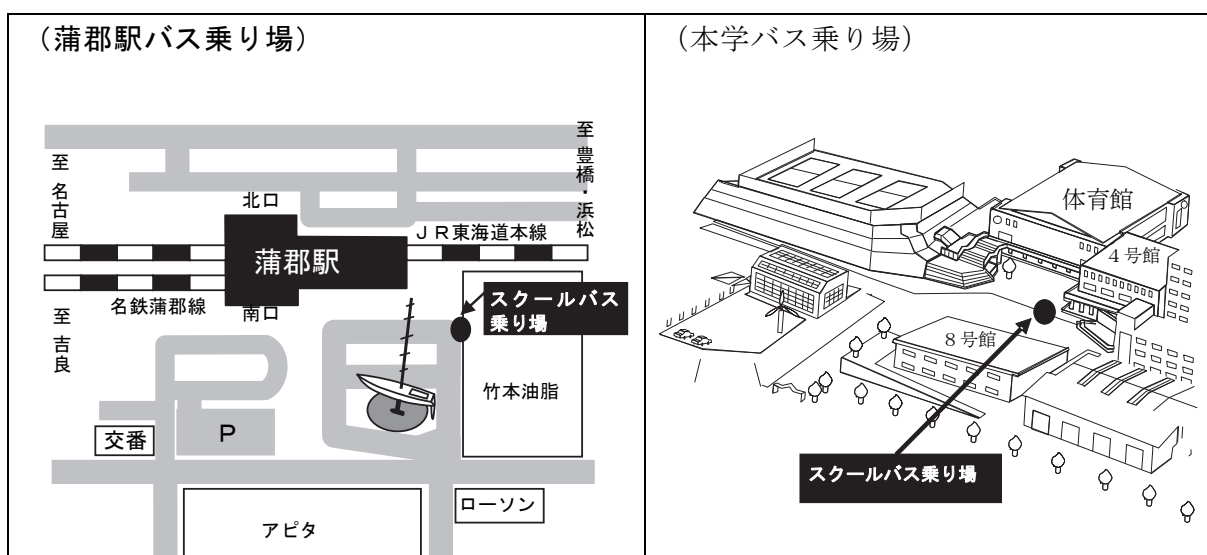
毎年、本学学生が関係する交通事故が発生しています。十分注意をしてください。事故が発生した場合には、警察に届け出るとともに、速やかに学務課へ届け出て指示を受けてください。入学時に加入している保険の給付を受けられる場合があります。

15. スクールバスの利用

本学への送迎バス（無料）は、土曜日、日曜日、祝日、長期休業日を除き、「蒲郡駅南口工科大バス停」及び「JR三ヶ根駅」と本学との間を毎日運行しています。

運行時刻については、状況に応じて変更することがありますので、随時時刻表（掲示板）を確認し利用してください。

車内でのマナーやルールは、公共交通機関と同様です。禁止事項を守るようにしてください。



16. キャンパスネットワーク

学内の様々な箇所にインターネットに接続されたキャンパスネットワークが利用できる情報コンセントと無線LANのアクセスポイントが設置してあります。これらを利用するには、メディア基盤センターで利用申請（持込端末の登録・機器設定）が必要です。ネットワークシステム利用規程及びインターネット利用規程に従って利用してください。

有線LANの利用可能な場所

すべての実験室、各センター、図書館、ホール、一部の教室

無線LANの利用可能場所（アクセスポイント設置場所）

- 1号館1階（キャリアセンター・ものづくり工作センター）
- 1号館2階（廊下）
- 1号館3階（廊下）
- 1号館4階（廊下・中講義室）
- 2号館1階（短大学生ホール・学務課・事務局）
- 2号館2階（廊下）

2号館3階（廊下）
2号館4階（廊下）
2号館5階（廊下）
自動車棟1階（第1自動車実習場・3153講義室）
自動車棟2階（第2自動車実習場）
自動車棟3階（1級課程実習場）
自動車棟4階（3454講義室・3444講義室）
3号館1階（排気ガス分析室）
4号館1階（学生食堂・食堂ラウンジ）
4号館2階（図書閲覧室）
4号館3階（大講義室）
6号館1階（CAD/CAM実習室・機械工作室）
6号館2階（図書館）
6号館3階（メディア基盤センター）
6号館4階（廊下）
6号館5階（廊下）
6号館6階（廊下）
6号館7階（廊下）
6号館8階（中講義室・大講義室）
7号館ホール棟1階（大学学生ホール）
7号館ホール棟2階（大学学生ラウンジ）
7号館ホール棟3階（7344会議室・AUTホール）
7号館1階（機械システム実習室・工学基礎実習室・計測システム実習室・廊下）
7号館2階（すべての講義室）
7号館3階（すべての講義室）
7号館4階（すべての講義室・電子工作実習室・ロボット実習室）
7号館5階（情報メディア実習室・マルチメディア実習室・情報システム実習室）
7号館6階（廊下）
7号館7階（廊下）
7号館8階（廊下）
7号館9階（廊下）
8号館2階（廊下）
テクノゆめトピア館1階（流体工学実験室）
テクノゆめトピア館2階（振動工学実験室）
テクノゆめトピア館3階（次世代自動車システム研究所）
体育館1階（多目的体育室）

17. 電子メール (G Suite)

大学では学生のみなさんに、大学ドメインの電子メールアドレスを発行しています。

大学の電子メールは G Suite と呼ばれる Google のクラウドシステムを利用しており、大学のメールアドレスを所持者は、G Suite for Education の各種機能が利用できます。また、インターネットに接続できるパソコンやスマートフォンがあれば学内からはもちろん、学外からも自在にアクセス可能です。

メールアドレスの命名規則は以下のとおりです。

『学籍番号』@g.aut.ac.jp (例:20995001@g.aut.ac.jp)

G Suite のログインに必要なパスワードは大学から各学生個人に通知されます。

18. インターネットを利用するときの注意事項

みなさんのほとんどは、パソコンや携帯電話を用いてインターネットを利用しています。インターネットを安心して快適に利用するための注意事項を以下に示します。

インターネットでは、自分のことは自分で守ることが原則です。

- ① 懸賞やアンケートでも名前、メールアドレス、経歴等個人情報は流出しますので、自分のプライバシーに関する情報は極力伝えないようにしましょう。
- ② パスワードはメールや電話問い合わせでも伝えないこと。
- ③ ネットへの投稿は、相手や他人がどのように受け取るのかよく考えてから行いましょう。
- ④ 掲示板などでは、本名ではなくニックネームなどを使うようにしましょう。
- ⑤ 知らない人や組織からのメールはむやみに開けないようにしてください。ウィルスや詐欺メールの場合があります。
- ⑥ パソコンのウィルス対策は、必ず行ってください。
- ⑦ わからないことがあったら気軽にメディア基盤センターに相談してください。
- ⑧ あやしいと思われるようなホームページは開かないようにしてください。
- ⑨ インターネットショッピングやオークションは十分に注意して行ってください。
- ⑩ OS や Java、Adobe Reader 等のソフトウェアは常に最新にしてください。

19. 生活上の諸注意

(1) サラ金・マルチ商法

「学生証」だけでお金を貸してくれるところもありますが、サラ金等による学生ローンの利子は思いのほか高額なものであり、安易に借りて、元利返済におわれ生活の破滅を招く例も少なくありません。

また、マルチ商法、無限連鎖講(ネズミ講)等の甘い言葉にも誘われないように、十分な注意が必要です。

(2) 訪問販売

訪問販売等は、とかくトラブルが多いものです。セールスマンの訪問を受けたときは、次のことに気をつけてください。

- ① その商品が本当に必要かどうかをよく考える。

- ② 必要がなければ勇気をもって断る。
- ③ 押印する前に内容をよく確かめる。
- ④ 契約、又は申し込みをしたときは、書面を必ず受け取る。

※ 8日以内なら契約解除ができる

「クーリングオフ制度」と呼ばれ、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供等の契約なら契約書面を受け取った日を含め8日以内に、また連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提供誘引販売取引（内職商法）なら契約書面を受け取った日を含め20日以内に書面（内容証明郵便）を発送することにより契約の解除、又は申し込みの撤回ができます。ただし、適用されない場合（消耗品で一部を使用した場合や、利用者が代金の全部を支払ったもの等）もあるので気をつけてください。

なお、問題が起こったときは、直ちに教職員、学務課、又は地方公共団体の窓口へ相談するようにしてください。

(3) クレジット

最近、クレジットカード一つで頭金もいらず、高価なものが手にはいります。一回の金額は少なくても、長期間返済するというのは負担が大きいものです。手軽さにひかれて取り返しのつかないことにならないよう十分注意してください。

(4) 振り込め詐欺

振り込め詐欺（恐喝）とは、いわゆる「オレオレ詐欺（恐喝）」、「架空請求詐欺（恐喝）」、「融資保証金詐欺」及び「還付金等詐欺」の4つの総称をいいます。

電話などで「振り込み」を指示されたり、メールなどで身に覚えのない請求を受けたりした場合は、あわてずに家族や警察に相談して下さい。被害にあわないために、普段から家族と緊急時の連絡方法を決めておいてください。

＜学生生活の助成・支援＞

1. 日本学生支援機構奨学金制度

経済的理由により修学に困難がある優れた学生等が対象となり、本人の願い出にもとづき、大学の推薦及び日本学生支援機構の選考を経て採用が決定されます。また、日本学生支援機構奨学金制度には、卒業後所定の期間内に必ず返還をする貸与型と、卒業期間まで毎月支給され、且つ※返還不要の給付型があります。

※理由によっては返還が生じる場合があります。(学業不振・学校処分等)

○奨学金の種類と金額

※貸与型(2019年度入学者実績)

奨学金の種類	貸与金額(月額)
第一種奨学金 [無利子]	自宅通学 : 20,000円、30,000円、40,000円、54,000円から選択 自宅外通学 : 20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、64,000円から選択
第二種奨学金 [有利子]	自宅通学、自宅外通学とも 20,000～120,000円の中から、10,000円単位で選択

※給付型(2020年度実施予定)

奨学金の種類	給付金額(月額)
給付型	自宅通学 第Ⅰ : 12,800円、第Ⅱ : 25,600円、第Ⅲ : 38,300円 自宅外通学 第Ⅰ : 25,300円、第Ⅱ : 50,600円、第Ⅲ : 75,800円

※給付金額は、世帯の所得に基づく第Ⅰ区分～第Ⅲ区分に応じて通学形態により決定されます。

※給付奨学生となった場合は、第一種奨学金の貸与金額が制限されます。

○申込方法

①高等学校在学時に予約した者(予約採用者)

高校3年生の時に予約し、奨学生採用候補者となっている方は、入学後オリエンテーション時の奨学金説明会に「奨学生採用候補者決定通知」を持参してください。書類手続に必要となるため、本人名義の金融機関口座を開設しておいてください。

②入学後に申込する者(在学採用者)

入学式後のオリエンテーションで説明会を行います。



※申請時期により貸与開始月が異なります。

※予約採用者は申請期間内に手続きが完了しない場合、在学採用者として再度手続きする必要があります。

○在学届の提出

高等学校在学中に日本学生支援機構奨学生であった学生は、入学後直ちに在学届を学務課に提出してください。本学在学中は返還が猶予されます。

日本学生支援機構奨学金の詳細と最新情報は、ホームページで確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>

2. 学校法人電波学園奨学金（恒学基金）

恒学基金は、学費負担者の経済事情の急変により、修学が著しく困難となった学生を対象に奨学金を貸与する制度です。意欲的に学ぼうとする学生を支援するため、毎年1月に本人の申請により選考の上、若干名を採用します。

〔資格〕 次の条件を備えていなければなりません。この場合、他の奨学金の給付及び貸与を受けていても差し支えありません。

- ・経済上、学費補助を要する。
- ・学業継続の意思が強固であること。

〔採用数〕 進級クラスの学生から若干名。

〔貸与額〕 年間で10万円、30万円、60万円、90万円から選択（無利子貸与）。

〔出願手続〕 学務課の奨学金担当者に申し出て説明を受けてください。

3. 学修奨学金制度

本学における学業成績がきわめて優秀な者に対して、次年度の学費の一部を奨学金として給付する制度です。

- ① 審査 進級審査時に学業等の優秀者を選定。各学科各学年2名とする。
- ② 給付時期 2・3・4年進級時
- ③ 給付金額 3万円

4. 教育ローン利子補給奨学金

教育ローン利子補給奨学金制度は、学生の保護者（保証人）が金融機関等の教育（学資）ローンにより学納金相当の借入れを行った場合、経済的負担を軽減することを目的として、借入金を返済する際の利子相当額を補給するための奨学金です。

この制度は、保護者が教育（学資）ローンにより借入れた金額のうち、当該年度に納付することとなる授業料等学費を上限として、その学費に対する1年間に支払った利子相当額を本学が補給するものです。

5. ファミリー奨学金

ファミリー奨学金制度は、入学する学生に修学便宜を図り本学への学生確保に資することを目的として、本学に入学する学生に対し、親子、兄弟、姉妹（以下「親族」という。）が愛知工科大学及び愛知工科大学自動車短期大学に入学又は在籍する場合及び卒業生であった場合に、ファミリー奨学生として給付する奨学金です。

6. 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付金

この制度は、日本学生支援機構が、日本の大学に在籍する私費外国人留学生を支援する制度です。

奨学制度には、上記の他、交通遺児育英会、あしなが育英会、各自治体などの外部の奨学金もあります。詳しくは、学務課で相談してください。

7. 授業料免除制度

授業料免除制度は、本学に在籍する学生が、経済的事由により授業料の納付が困難と認められる場合、又は、その他やむを得ない事情があると認められる場合に、授業料の全額若しくは一部を免除することにより経済的負担を軽減し、学業を継続させることを目的とする制度です。

〔対象者〕 この制度の対象者は、本学に在籍する学生のうち、経済的事由により授業料の納付が困難と認められ、かつ、学業成績が良好な者、又は、その他やむを得ない事情があると認められる場合の者です。ただし、新1年生にかかるこの制度の適用は、1年生後期からとなります。

〔免除の額〕 原則として、学期ごとに納付する授業料の2分の1を免除するものです。

〔適用除外〕 日本学生支援機構奨学生に採択されている者及びその他の機関等より奨学金を受給している者は授業料免除の対象となりません。

〔納付猶予〕 授業料の免除を申請した者は、その申請に対する採否が決定するまで納入を猶予します。

授業料免除の手続き及びその時期については、各学期の始めに学務課から案内します。

8. 学生の保険

本学では、入学と同時に（公財）日本国際教育支援協会が実施している「学生教育研究災害傷害保険」と「団体学生・生徒総合保険」に全員加入しています。

（1）学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付）

この保険は、学生が国内外における教育研究活動中（正課中・学校行事中・課外活動中・休憩中・通学途中）に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

詳細については『学生教育研究災害傷害保険のしおり』にて確認するか、あるいは学務課まで問い合わせてください。

（2）団体学生・生徒総合保険（天災危険担保特約付：傷害のみ）

この保険は、学生が日本国内外を問わず、日常生活上の偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物を損壊したことにより、学生が被る法律上の損害賠償を補償する賠償責任保険です。また、学生教育研究災害傷害保険の対象範囲外である偶然な事故や自然災害によって身体に被った傷害も補償されます。

詳細については『団体学生・生徒総合保険のパンフレット』にて確認するか、あるいは

学務課まで問い合わせてください。

9. 国民年金と学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

この特例制度は、すべての学生が対象となるわけではなく、本人の所得が一定以下の場合に限られます。届出（申請）をして承認を受ければ在学期間中の保険料が後払いできる仕組みです。

国民年金学生納付特例申請の手続きは、学務課までお問い合わせください。

10. アルバイト

キャリアセンターでは、アルバイト求人を掲示します。アルバイトを希望する学生は直接雇用先と連絡して決めてください。

<アルバイトの心得>

- ① 「何のためにアルバイトをするのか」を認識し、目的を明確にする。
- ② 学業に支障を来さないよう計画、工夫する。
- ③ 本学学生としての自覚をもち、雇用先及び他人に迷惑をかけることのないよう注意する。
- ④ 保護者の了承を得る。
- ⑤ 深夜作業、危険作業、重労働作業、酒席の接待、風俗営業、その他学務課が定めた業種については就労を禁止する。

11. 下宿、アパート等住まいの紹介

本学では、下宿・アパート等の紹介を行っています。紹介を受けたい学生は、学務課に相談してください。

アパートは、目安として30,000円～50,000円（これ以外に共益費がかかります。）で他に光熱水費を要します。また、礼金、保証金（敷金）を必要とするところがほとんどです。食事つきはほとんどありません。

また、本学には学生寮もありますので、年度の中途であっても空室状況により入寮を許可される場合もあります。希望者は学務課へ相談してください。

12. SA（スチューデント・アシスタント）制度

スチューデント・アシスタント制度は、学生が、学内における学生支援や教育の補助業務に従事することにより、学生相互の成長を図ることを目的として設けられています。

SAの活用を希望する教職員が学生を選び（2年次から4年次までの優秀な学生）、適当と判断された場合、その学生に補助業務を委嘱し、従事した学生には給与が支給されます。

詳細については、募集要項にて確認するか、あるいは学務課まで問い合わせてください。

＜Webポータルサイトの利用＞

本学では、学生サービスの一環としてWebポータルサイトを用意しています。パソコンやスマートフォン等を利用し、大学から発信した情報に学外からもアクセスできます。

1. Webポータルサイトへのログイン

Webポータルサイトにログインするためには、パソコン等のブラウザから次のアドレスを入力してください。バーコード読み取り機能がある場合は、右のQRコードを利用してください。(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)



パソコン、スマートフォン用アドレス <https://portal.aut.ac.jp/pc/>

右のログイン画面が表示されたら「ユーザID」「パスワード」を入力してください。共用パソコン等を利用する場合は、「パスワード」を保存しないでください。

なお、「ユーザID」「パスワード」はオリエンテーションでお知らせします。

2. Webポータルサイトのメニュー

Webポータルサイトにログインすると画面の左端にメニューが表示されます。各メニューの機能は次のとおりです。

(1) 学年暦

年間行事が示されます。更新は、年度初めです。

(2) 個人へのお知らせ

学科、学年、授業履修者または学生個別のお知らせが表示されます。

(3) 連絡事項

学科、学年宛の連絡事項が閲覧できます。

(4) 休補講情報

学内掲示板に掲示している情報のうち、学生個人が履修している科目の休講・補講情報が確認できます。

(5) Webフォルダ

学生向けに提供しているファイルを手に入れます。

例) 課外活動等で必要な様式のファイル等。

(6) 教員情報照会

教員個々の情報を表示します。現在は当該年度の担当科目のみ提供しています。その他は、大学HPを参照してください。

(7) 履修登録

履修登録期間中のみ利用可能で、履修登録が行えます。

(8) 修学ポートフォリオ

学生個人の情報が確認できます。「修学ポートフォリオ」のメニューを選択すると学生名の下にメニューが表示されます。



「成績表」「履修情報」を選択すると別ウィンドウが表示されます。

・成績表

成績表ウィンドウでは、単位数集計、GPA、直近の学期の履修結果、修得成績が表示されます。

・履修情報ウィンドウ

履修情報ウィンドウでは、右図のように前後期の履修状況が表示され、各科目の出席状況が確認できます。表示される出席状況は、科目担当者が入力した授業科目の出席状況を、システムが夜間に集計したもので、前日までの出席状況を示します。

表示される出席状況は、

欠課回数/授業回数

で表示されます。ここで、授業回数は、科目担当者が入力した授業科目の合計を表し、欠課回数は、欠課を1、遅刻・早退を0.25として集計します。

前 期		
	月 曜	火 曜
1限		
2限	科学技術概論 ○○ 1/1	コンピューター言語 ○○ 1/1
3限		
4限		

＜学生表彰ポイント制度（P Y E 制度）＞

大学生生活において学業だけでなく、ボランティア活動、課外活動、資格の取得、各種講座の受講、インターンシップ、大学祭の運営など積極的に参加し、取り組むことにより、表彰対象とします。（P Y E : Points for Your Efforts “努力の成果”）

1. 申請方法等

(1) ポイントの対象項目・付与

活動内容の内訳は、下表に定める項目及びその他大学が認定したものとします。

(2) 申請の時期

学務課へその都度申請してください。

(3) 申請書の提出

P Y E ポイント申請書に活動証明のできる写しを添付のうえ、学務課へ提出してください。後日「ポイント受理書」を配付します。申請書は学務課にあります。

(4) 表彰対象

累積ポイントが「15 P以上」で、かつ2種類以上の活動項目を行った場合対象となります。

2. 項目・内訳

No	活動項目（内容）	ポイント内訳
1	ボランティア（オープンキャンパス、清掃、地域活動など大学指定のもの）	1日1回2時間以上：1 P ・参加日数×P（移動時間は含まず）
2	クラブ活動の成果 （学内外の行事開催を含む）	大会入賞：5 P、大会出場：2 P その他：1 P ※大会：公的大会
3	学生会執行部	会長：5 P、その他役員：4 P
4	クラス代表 （学生総会の委任状の取りまとめ等）	1 P
5	大学祭実行委員 （当日の運営・準備・片付けを含む）	1 P
6	献血（学内）	3 P
7	大学認定の講座の修了、資格取得	1～4 P（別表）
8	インターンシップ参加 （内定後の参加は除く）	1～9日：1 P、10日以上：2 P
9	その他、大学が認定したもの	1～3 P

※ No 4・5は、重複してポイントを付与しない。

3. 講座・資格

No	講座・資格名	ポイント数	
		資格取得	講習修了
1	3級機械設計技術者	4	—
2	CAD利用技術者1級	4	—
3	CAD利用技術者2級	2	—
4	3次元CAD利用技術者1級	4	—
5	3次元CAD利用技術者準1級	3	—
6	3次元CAD利用技術者2級	2	—
7	基本情報技術者	3	—
8	ガス溶接技能講習	1	—
9	フォークリフト運転技能講習	1	—
10	中古自動車査定士講習	1	—
11	危険物取扱者乙種第4類	1	—
12	電気自動車等の整備の業務に係る特別教育講習	1	—
13	損害保険募集人（基礎単位）	1	—
14	損害保険募集人（商品単位）	1	—
15	日商簿記3級	1	—
16	リテールマーケティング（販売士）3級	1	—
17	ITパスポート	2	—
18	情報セキュリティマネジメント	3	—
19	応用情報技術者	4	—
20	CG-ARTS 検定（クリエイター検定等）ベーシック	3	—
21	CG-ARTS 検定（クリエイター検定等）エキスパート	4	—
22	G 検定	3	—
23	E 資格	4	—
24	VR 技術者認定試験（セオリーコース）	3	—
25	VR 技術者認定試験（アプリケーションコース）	4	—
26	IoT 検定 パワー・ユーザー	3	—
27	IoT 検定 プロフェッショナル・コーディネータ	4	—
28	IoT システム技術者検定 基礎	3	—
29	IoT システム技術者検定 中級	4	—

※上記以外は学務課へお問い合わせください。

< 課 外 活 動 >

みなさんは、入学の初志を達成するために勉学に励むとともに、スポーツ、文芸、学科の特色を生かす課外活動（部・同好会）や、全学生が一体となって創り上げる大学行事等に積極的に参加し、学生生活をより充実した有意義なものにするよう努めてください。

1. 課外活動

(1) 課外活動の意義

大学教育において授業が重要であることはいうまでもありません。しかし、同時に大学教育における課外活動は、人間形成の場として、極めて大切なものです。

課外活動は、授業で得られない経験や知識・技能が修得できるだけでなく、連帯感や協調性、判断力・創造力を養う上でも、大いに役立つものです。

みなさんが、自らの大学生生活を豊かにし、自分の人間形成にとっても貴重な体験をする場として、課外活動に積極的に参加し、意義ある学生生活を送ることを期待します。

(2) 課外活動団体の設立・運営

- ① 「課外活動団体」とは部及び同好会として、本学の承認を受けた団体です。
- ② みなさんが課外活動団体を設立するときは、「課外活動団体規程」に従って、顧問を定め、団体の規約（部則・会則）を添え、申請書類を学務課へ提出し、課外活動団体としての承認を受けてください。

なお、団体承認の有効期間は当該年度限りですので、団体を継続する場合には、課外活動団体継続願を学務課へ提出し、継続の承認を受けてください。

③ 課外活動団体設立(継続)の手順

ア) 課外活動団体の設立は、次の条件を満たす必要があります。

- ・同好会活動団体の場合、会員数は活動競技の最低必要人数以上を有すること。（個人競技の場合は5名以上）
- ・部活動団体の場合、部員数は公式戦への参加人数の1.5倍以上であること。
- ・顧問の教職員（専任）を有すること。

イ) 「課外活動団体結成（継続）願書」及び「部員又は会員名簿」、団体規約（部則又は会則）、「活動計画書」を作成し、学務課に提出してください。（用紙は学務課にあります。）

ウ) 学生委員会で検討し、学長が裁定します。

エ) 団体としての承認は、顧問を通じて行われます。

2. クラブの活動状況（2020年度）

2020年度に活動の申請があり、承認された団体の一覧を示します。部（会）員数は、申請時の人数です。なお、2021年度に活動する団体は、活動内容の変更や活動休止等により、この一覧と異なる場合があります。

1. 部活動

体育系

No	団体名	顧問	活動場所	部員数
1	バスケットボール部	小林 一 信	体育館、トレーニングルーム	27 (17)
2	野球部	宇野新太郎	グラウンド、トレーニングルーム	9 (8)
3	AUTサッカー部	服部明芳	グラウンド	22 (11)
4	ヨット部	石原裕二	海洋ヨットハーバー	11 (11)

文化系

No	団体名	顧問	活動場所	部員数
1	ロボット研究部	永野佳孝	電子工作室、ものづくり工作室	8 (8)
2	ソーラーカー部	大西正敏	ものづくり工房	7 (7)
3	電音部(De N oN Boo!)	鵜飼達也	4301室、4302室、4303室	18 (13)
4	軽音楽部	村上 新	8201室	16 (16)
5	シュークリーム女子部	加野章子	7204ロッカー室	22 (15)
6	宇宙技術研究部 (STELA)	西尾正則	6411室	6 (6)
7	プログラミング研究部	實廣貴敏	7602室	13 (13)
8	AUT活動部	間瀬啓城	8207室	8 (8)

2. 同好会活動

体育系

No	団体名	顧問	活動場所	会員数
1	バレーボール	安井 健	体育館	15 (15)
2	AUT TENNIS	小林 一 信	テニスコート	6 (6)

文化系

No	団体名	顧問	活動場所	会員数
1	ものづくりフリーダム	宇野新太郎	8203室	15 (10)
2	ラジコン同好会	掛布知仁	ものづくり工房2階	10 (2)
3	蒲郡F a n	間瀬啓城	8207室	5 (5)

4	音響同好会	鵜飼達也	4301室、4302室、4303室	9 (6)
5	ライティング同好会	鵜飼達也	4301室、4302室、4303室	7 (4)
6	プラモデル同好会	舘山武史	8202室	5 (5)
7	VR研究会	田川和義	6607室	12 (12)
8	IoT・AI研究会	田川和義	1201室	8 (8)

備考 部(会)員数欄()数は、大学だけの部(会)員数である。

<キャリア形成と就職活動>

1. キャリア形成と就職活動

本学は学校教育の最終段階として、「個人と社会」「個人と職業」が接合する極めて重要な学びの場です。本学におけるキャリア形成は、大学の学びを通じて職業観を高め、学科の学びと職業の関連性から進路を決めることのできる能力や態度を養うことです。

本学ではキャリア教育科目を1年次から授業科目に取り入れ、学生の社会的自立と職業的自立を目的に、自己分析から自分の性格や強みを活かして職業選択ができるようキャリア形成の支援を行っています。また、多くの学生はインターンシップへの参加を通じ、就職活動が本格的に始まります。

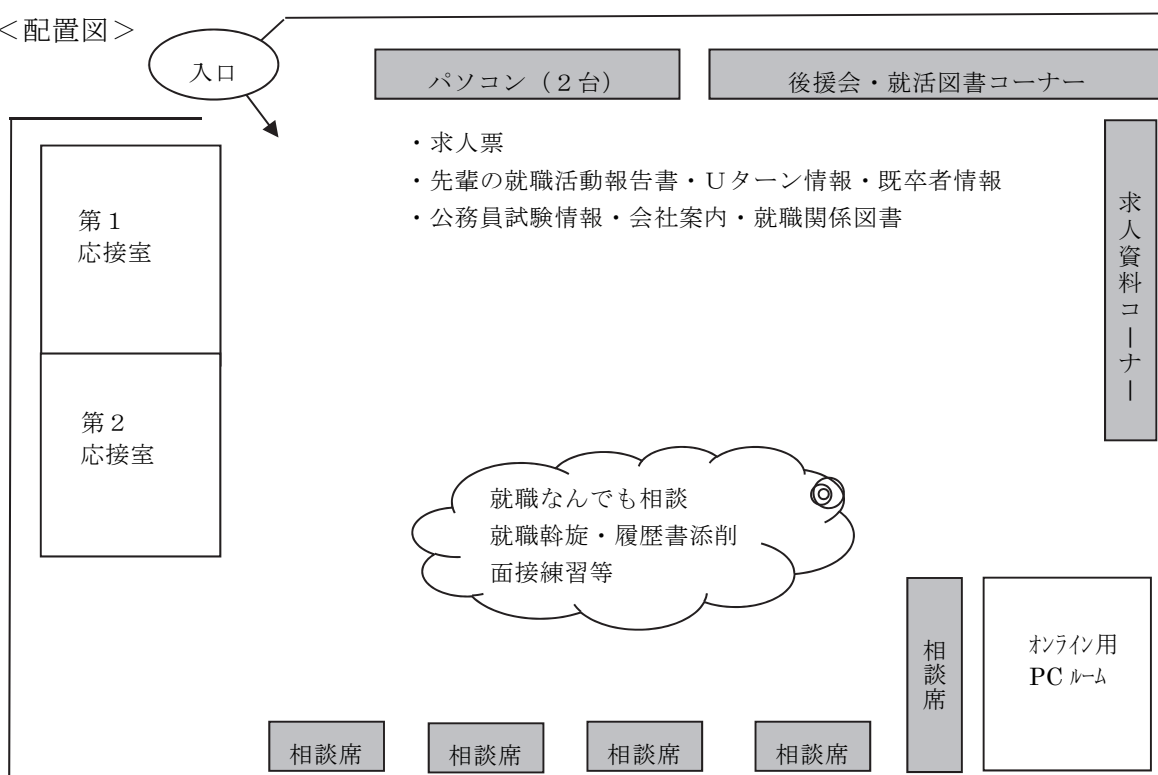
2. キャリアセンターの活用

本学では、就職相談・職業紹介の場所として1号館1階にキャリアセンターを設置、専任職員が常駐して学生の就職相談や職業紹介を行っています。求人・資料コーナーと共に求人検索専用のパソコンやプリンターを設置しています。また、オンライン用のPCルームを設置しており、予約制により利用が可能です。

キャリアセンターでは（1）就職に関する相談（2）求人情報の公開と斡旋（3）インターンシップ・職場体験実習の支援（4）国家試験・検定試験の受験対策講座の開講支援（5）愛知工科大学技術後援会「愛技会」の運営などを行っています。

利用時間は、月曜日から金曜日の9時～17時30分です。履歴書やエントリーシートの添削、模擬面接などの指導も行っておりますのでご利用ください。

<配置図>



3. 求人票の閲覧と検索方法

求人票は、本学専用の「AUTキャリアナビ」を通じてスマートフォン等で閲覧することができます。この求人サイトでは、登録手続き後、自宅や下宿先などあらゆる場所からインターネットで求人情報を検索・閲覧できます。また、職業や業界・企業研究にも役立ちます。

AUTキャリアナビの就活登録と利用方法はつぎのとおりです。

(ナビの特長と登録方法)

- ・自宅や下宿先からいつでも新着求人や説明会情報がチェックできます。
- ・登録はスマートフォン等で行います。

(ログインと利用方法)

- ・ログインは、右記のQRコードから行います。
- ・求人検索は「求人学科」「業種」「職種」「勤務地」など様々な条件を組み合わせた複合検索ができます。また、過去の試験情報（面接・筆記試験の内容）を閲覧することができます。
- ・お気に入りの会社や気になる会社をマイページへ登録しておくと、会社説明会や採用試験情報をすばやくチェックでき、スケジュール管理にも活用できます。

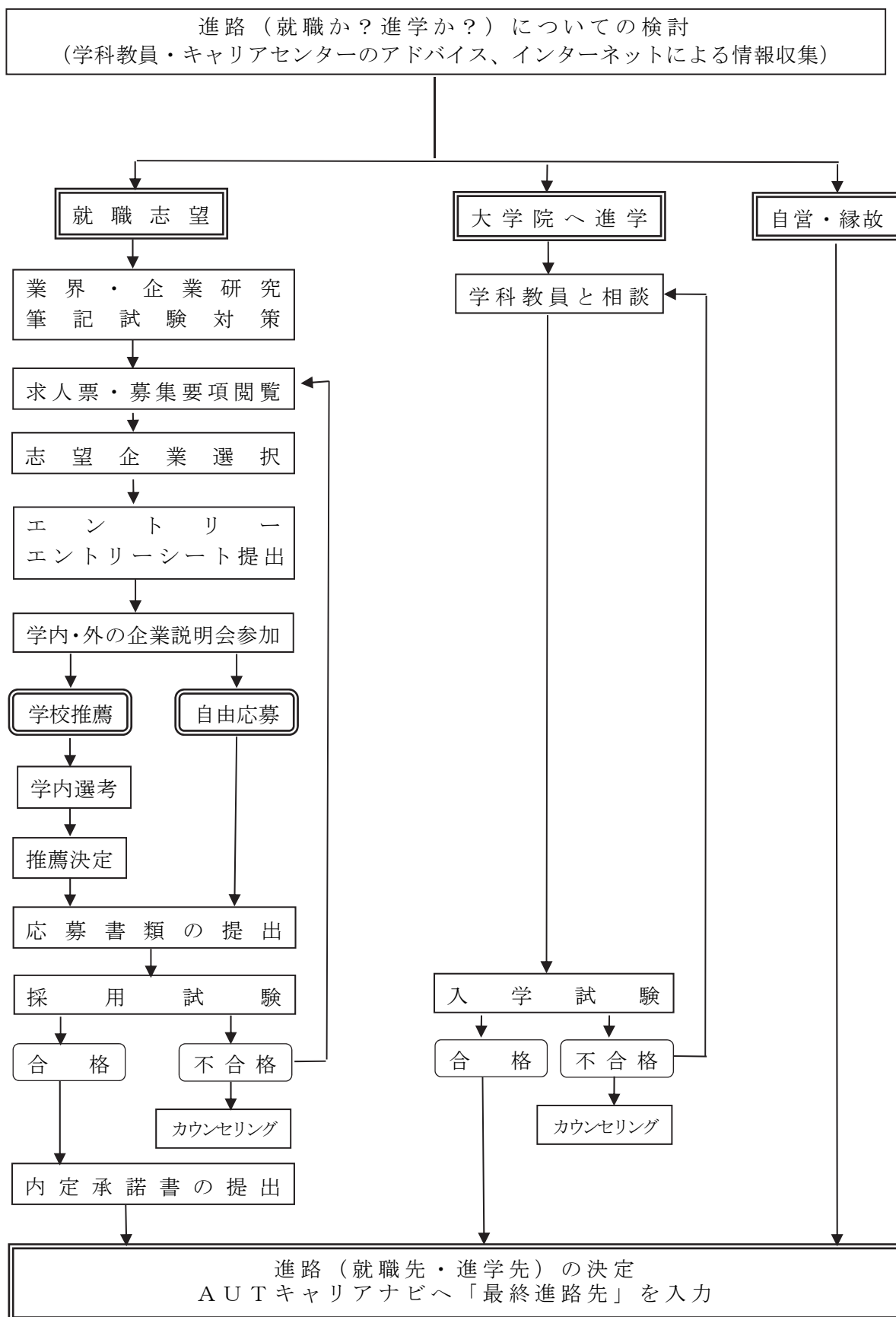


4. 内定通知と承諾書の提出

正式内定日を10月1日（2020年度）としていますが、多くの企業では、それ以前に内定通知の承諾書の提出を求められることがあります。これは、内定者に対する入社意思確認が目的で、多くの企業が承諾書の提出をもって正式な採用（内定）としています。複数の企業を応募している場合は、内定先の企業が要求する期限までに承諾書を提出できないことがあります。そのような時は、内定承諾書提出の延期を相談してみることも必要です。承諾書を提出すると原則として内定辞退はできませんからよく考えて行動してください。

困ったときは一人で悩まず、研究室の指導教員やキャリアセンターに相談してください。

5. 進路決定までのフローチャート



6. インターンシップへの参加

インターンシップに参加する意義は、企業等での就業体験を通して勤労観や職業意識を高め、何が企業から求められているか知ることです。例えば、製造業の実習では生産工程や安全、品質管理等を学び、仕事の理解を深めます。

実習は、主に夏期休暇中を利用して行われ、大学紹介の実習先が応募者多数のときは学科の選考によって決定します。また、各学年の定めるシラバス（授業計画）を履修し、所定の条件を満たした場合は単位を付与します。

応募から実習までの流れを下表の「学生の動き」で示しましたが、詳しくは担任またはキャリアセンターにお問合せください。

（例）夏期休暇を利用したインターンシップの場合

実施月	大学の動き	企業の動き	学生の動き
5月	↑ 募集説明会の開催 ↓	↑ 実習情報の公開 ↓	↑ 募集説明会に参加 ↓
6月	↑ 実習企業の公開 学科による選考 事前研修の開催 ↓	↑ ↓	↑ 実習企業の研究 参加の意思表示 事前研修の参加 ↓
7月	↓ 応募書類送付 協定書の締結 ↑	↓ 協定書の締結 ↑	↓ 応募書類作成 誓約書の提出 ↑
8月	↓ 実習先の訪問 ↑	↓ 実習生の受入 ↑	↓ インターンシップ参加 ↑
9月 ～ 10月	↓ ↑	↓ ↑	↓ 感想文の作成 報告会の準備 ↑
11月	↑ 報告会の開催 ↓	↑ ↓	↑ 報告会で発表 ↓

7. 国家試験・検定試験への挑戦

キャリアセンターでは、国家試験や検定試験の受験対策として様々なキャリア支援講座（有料）を開講しています。目標に向かって計画的、体系的に学ぶ資格取得への挑戦は、自らの学習意欲を促し、将来の可能性を広げます。さらに、資格を手にした喜びと感動は大きな自信となって、就職活動の自己PRの材料として役立ちます。

下表に例年開講している講座を掲載しました。また、一部の講座を再受講する場合は受講料が無料となる「再チャレンジ制度」を設定しています。

資格取得に関することはキャリアセンターまでお問合せください。

キャリア支援講座	時間数 (h)	開講 (月)	受講料 (円)	試験 (月)	受験料 (円)
基本情報技術者試験	10	11～12	3,200	12・1	2,000
CAD 利用技術者試験 2 級	10.5	5～6 9～11	3,300	6・11	6,050
CAD 利用技術者試験 1 級（機械）	9	5～6 9～11	2,850	6・11	16,500
3次元 CAD 利用技術者試験準 1 級	12	5～7 10～12	3,750	7・12	7,700
3次元 CAD 利用技術者試験 1 級	9	6～7 10～12	2,850	7・12	11,000
					16,500
ガス溶接技能講習	14	8～9	9,000	9	受講料 に含む
フォークリフト運転技能講習	31	2	29,150	2	受講料 に含む
危険物取扱者（乙種第4類）	16	12	600	1	4,600
TOEIC IP テスト	22.5	4～7 9～1	—	8・1	4,230
3級機械設計技術者	10	9～10	3,000	11	8,800
損害保険募集人試験（基礎・商品）	9	8	4,150	9	3,500

<注意>

- ・時間数、受講料等は変更が生じることがありますので募集パンフレットをご覧ください。
- ・試験日程、受験料は必ず主催者のホームページで確認してください。
- ・この一覧表は、2020年度に実施した講座を基にしていますので、実際に開講する講座と異なる場合があります。

＜ 健 康 管 理 ＞

学生生活を有意義に送るうえで、心身の健康は大変重要です。特に、家族と離れて寮やアパートで一人暮らしを始めるみなさんは、生活を自己の責任において管理しなければなりません。そのためには、日頃から規則正しい生活を送るという強い自覚と、健康管理への積極的な取り組みが必要になってきます。

1. 保健室 ≪1号館2階≫

授業中・課外活動中など学内で急に気分が悪くなったり、思わぬケガをしたような時は、直ちに学務課に申し出てください。保健室にて、簡単なケガや病気の応急処置を受けたり、備え付けのベッドで安静・休養を取ることができます。また、必要に応じて、医師の診療を受けてもらったり、帰宅させたり等の指示を与えます。

さらに、本学では全員が『学生教育研究災害傷害保険』に加入していますので、保険の給付を受けられる場合があります。「8. 学生の保険（44頁）」を参照してください。

2. 定期健康診断

本学では学校保健安全法に基づき、毎年全学生を対象に定期的に健康診断を実施しています。みなさんは、この健康診断の受診が義務付けられていますから、必ず受けてください。実施日時等の詳細はその都度掲示します。

[診断項目] 身体計測（身長・体重）	胸部レントゲン間接撮影
心電図（1・3学年）	視力検査
内科検診	聴力
血液検査	その他
検尿（糖・蛋白など）	

異常がある場合は学務課から連絡し、適切な保健指導を行います。

この健康診断を受診したみなさんには、就職及び進学に必要な場合に健康診断書を発行します。なお、提出先によっては公的診療機関の発行による診断書を必要とする場合があります。

定期健康診断を受診しなかった者には、本学からの健康診断書は発行しません。

3. 学生相談室 ≪1号館2階 受付時間 平日（月～金）9:00～17:00≫

学生相談室は、広く学生生活全般にわたって皆さんをサポートします。勉学のこと、友人のこと、健康状態のこと、進路のこと、さらには深刻な問題に至るまで、一緒に最良の解決を目指します。納得できるまで、じっくりと一緒に考えましょう。

大学時代は自己確立のための試行錯誤の時でもあり、高校時代とは違い、すべての事柄において大人としての自覚と責任を求められ、それなりの社会的責任も果たしていかなければなりません。

どうぞ一人で悩まず気軽に来室してください。相談室ではあなたを一人の人として尊重し

ます。そして個人情報の取り扱いに留意します。ただし、自傷他害の恐れなど命の安全を守ることを優先する緊急事態と判断される場合には、あなたの了解を得ずに、ご家族や必要個所に連絡を取る場合があります。また、相談の内容や要求に応じて専門機関を紹介できます。

なお、年2回ほどメンタルヘルスアンケートを実施し、皆さんが自分らしさを十分発揮できるようサポートします。来室いただければいつでも結果をご本人にお伝えします。

[相談内容]

- ・ 学業や学習意欲、進路など修学上のこと
- ・ 経済的問題や家庭問題
- ・ 将来の不安や職業選択
- ・ 対人問題や学生生活における問題
- ・ 部活やアルバイトでのトラブル
- ・ 自分自身について
- ・ その他（健康問題・寮や下宿でのトラブル・恋愛問題など）

◆本学では、公正で開かれた教育および研究環境を保証していくため、「障がい学生支援」と「ハラスメント対応」を行っています。学生相談室が窓口ですので、申請や相談とともに、利用の仕方などに関しても気軽にお問い合わせください。

個別相談で解決が図れる場合、または、学科や講義などにおいて修学上の配慮や支援が必要となる場合など、それぞれ最善の対応を検討し、本人の意向をうかがいながら、担当教員、学科・関係部署の教職員を交えて、総合的な解決に取り組みます。

「障がい学生支援」は、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由、発達障がいなどの、障がいにより修学に支障が生じる者（必要性が認められる場合は、病弱虚弱や一時的怪我なども含む）を対象とします。まず、本人および保護者より支援窓口（学生相談室）に社会的障壁の除去が必要だとする表明がなされた後、障がいの状態や要望をふまえて所属学科などで支援の必要性や妥当性を検討します。必要で合理的な配慮として認められ、かつ、学生本人も自身の特性の理解とよりよい適応にむけて主体的に取り組む場合において、講義、行事など、修学に関連する範囲で支援が実施されます。必要で合理的な配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」（文部科学省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」より）と定義されています。

「ハラスメント対応」は、個々の尊重に基づき、防止とトラブル解決に応じます。詳細は、70頁<キャンパスハラスメント防止にむけて>を参照してください。

4. 健康保険証

病気やケガなどで医療機関にて受診する時は、健康保険証が必要です。

寮やアパートなど自宅から離れて通学する皆さんは、あらかじめ家族から分離して健康保険証（遠隔地被扶養者証）の交付を受けておいてください。

手続きは、学務課で「在学証明書」を発行してもらい、これを所定の申請書と共に扶養者の勤務先（国民健康保険の場合は、地元の市町村役場の保険係）に提出すると交付されます。

< 大学施設の利用 >

1. 図書館

図書館は、学習・教育・研究支援の基盤的施設として、図書・雑誌その他の図書館資料を収集管理し、みなさんが利用できる施設です。

(1) 図書館の利用

① 入館

図書館入口に入館ゲートがありますので、ゲートバーを押して入館してください。

学生証が図書館利用証になります。貸出等の利用の際に必要なになりますので、入館時は必ず携帯してください。

② 開館時間

平日 午前9時 ～ 午後7時

土曜日 午前9時 ～ 午後5時

・大学の通常講義日以外は開館時間が異なります。

③ 休館日

日曜日・国民の祝日及び振り替え休日

夏期・冬期・春期休業期間中の一定期間及びその他本学で定めた日

(2) 図書館サービス

① 資料貸出

図書館が所蔵する図書、雑誌、新聞、視聴覚資料等を図書館資料と総称します。

以下、「資料」とは基本的に図書館資料をさします。

1) 貸出冊数と貸出期間

・図書及び雑誌 5冊（2週間以内）

長期休暇中の貸出冊数・貸出期間については、別に指定します。

2) 貸出手続

貸出を希望する資料に学生証をそえてカウンターで手続きをしてください。

ただし、次の資料は図書館外への貸出できません。

- ・参考図書（事典・辞典・ハンドブック等）
- ・新聞
- ・視聴覚資料・その他特殊資料

3) 返却

貸出を受けた資料は、必ずカウンターの職員に返却してください。

4) 紛失・汚損

図書館資料を紛失・汚損した場合はすみやかにカウンターの職員に申し出てください。

② 文献複写

資料は著作権法による一定の制約のもとに複写することができます。複写できるのは、

著作物の一部分です。また、複写の目的は学習・調査・研究のための利用に限ります。

③ レファレンスサービス

1) レファレンスサービス

学習、研究、調査を進める際に生じる次のような問題について、相談に応じています。カウンターの職員へ申し出てください。

- ・必要な資料の探し方
- ・特定テーマに関する資料の紹介
- ・資料の所在調査（学外の機関も含む）

2) 他機関所蔵の資料利用

利用したい資料を本学図書館が所蔵していない場合、他の大学図書館等に利用を依頼することができますので、カウンターの職員に申し出てください。

- ・他の図書館を直接訪問して利用を希望する場合は、必要があれば図書館利用依頼状を発行します。
- ・他の所蔵機関への資料の借受け、文献の複写を依頼することができます。（有料）

(3) 資料の配置

① 配架基準

- 1) 開架資料：開架書架の図書、雑誌は書架から自由に取り出して館内で利用することができます。
- 2) 閉架資料：書庫にある資料を閉架資料といいます。利用の際は職員に申し出てください。
- 3) 視聴覚資料：AVコーナーで視聴覚資料の利用ができます。利用するときはカウンターで手続きを取ってください。

(4) オンライン・コンテンツ

① 蔵書検索

図書館の蔵書は、一部の資料を除き図書館ホームページからオンラインで検索ができます。また、館内に設置してある2台の検索用端末からも利用できます。

書名、著者名、出版者、出版年等から検索することができ、資料の配架場所や貸出状況なども確認できます。

② 文献情報データベース

学術情報データベースの文献検索サービスが利用できます。詳細は図書館職員にお問合せください。

③ その他のサービス・設備

図書館（6号館2階）及び図書閲覧室（4号館2階）に、LANのアクセスポイントが設置してあります。自分のパソコンを学内LANに接続して利用することができます。（登録が必要です）

(5) 図書館利用上の注意

快適な利用環境を維持するために、次のことに注意してください。

- ・入館するときは学生証を必ず携帯すること。

- ・静粛を保つこと。(携帯電話は電源を切って入館する)
- ・館内で飲食しないこと。(但し、指定した場所のみ缶及びふた付き飲料は可とします)
- ・図書館資料・器具・その他設備を破損しないこと。
- ・図書館資料の館外への無断持ち出しをしないこと。
- ・貸出しを受けた図書館資料は本人が保管し、他に転貸しないこと。
- ・印刷物、その他の物品を配布、販売または掲示しないこと。
- ・他人の妨害となる行為、または秩序を乱すような行為をしないこと。

(6) 相互協力協定による相互利用サービス

図書館相互利用サービスは、蒲郡市立図書館及び幸田町立図書館との相互協力協定に基づき、図書館間の相互協力を更に推進して各図書館利用者へのサービスの一層の充実を目指すものです。

図書館を通じての貸出、文献複写等のサービスが利用できます。図書館に直接赴いての利用には、それぞれの図書館ごとに利用登録を行う必要があります。直接利用の際にはあらかじめ利用する図書館の開館スケジュール、利用規定等を確認してください。

(7) 図書閲覧室ラーニングcommons

図書閲覧室内にラーニングcommons（グループ学習などの能動的な学習用スペース）を設置しています。自主学习などにご利用ください。

2. メディア基盤センター

メディア基盤センターは、学内において高速ネットワーク LAN の整備、推進と保守、管理を行い、学生及び教職員の学習、研究、作業の効率化を支えています。

学生の授業、学習に役立つ情報基盤のさらなる整備を推進しています。学生及び教職員からのコンピュータ及びネットワークのハードやソフトについて相談に応じています。また、コンピュータウィルス対策の情報提供なども行っています。

学生の皆さんは、パソコンの使用方法やトラブル時の対処方法など、メディア基盤センター・ヘルプデスクをご利用ください。ヘルプデスクではキャンパス内でのパソコンやネットワークの運用を総合的にサポートします。操作方法や設定方法、トラブル時の対処法、Windows OS のアップグレードなど気軽に相談してください。

大学あっせんノートパソコンのサポート、持込みパソコンやスマートフォンのキャンパスネットワークへの接続サポートもヘルプデスクで受け付けています。

メディア基盤センター内のパソコン実習室(6306)及びLL実習室(6301)には、コンピュータリテラシー教育及び言語教育に使用する Windows パソコンが各50台設置されています。講義時間外の利用も可能です。また、パソコン自習室は各自のノートパソコンを持ち込んで、キャンパスネットワークやインターネットを活用した自習が可能です。利用規定を遵守し、大いに活用してください。その他、メディア基盤センターでは、パソコンに関する様々な相談に対応していますので、気軽に相談してください。

(1) メディア基盤センターの利用

PC自習室、パソコン実習室、LL実習室

1) 利用時間

平日 午前9時 ～ 午後5時30分

- 2) 土曜日・日曜日・国民の祝日及び振替休日、夏期・冬期・春期休暇中の一定期間及びその他本学で定めた日は利用できません。

(2) 利用上の留意事項

- 1) 実習室の利用を希望する学生は、入室前に入退室記録簿に氏名、利用目的、入室時間を記入し、退出時に退出時間を記入すること。
- 2) 自習室および実習室の利用者は、退出時に利用スペース周りの清掃をし、ごみ等を残さないように留意すること。
- 3) 遵守事項
 - ① 設備、備品を損傷、損耗しないこと。やむを得ず破損した場合には速やかに届け出ること。
 - ② 飲食、喫煙、火気の使用をしないこと。
 - ③ 自習、研究以外の目的で使用しないこと。
 - ④ 他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
 - ⑤ その他、管理上必要な指示に反する行為はしないこと。

3. ものづくり工作センター

ものづくり工作センターでは、卒業研究や部活動で必要になる、部品作りに関する支援を行なっています。当センター内には、旋盤、ボール盤、フライス盤、帯のこ盤、その他、工具が多種用意しており、これらの工作機械を利用し、金属、木工、プラスチックなどの材料を必要な形状と大きさに加工しています。なお、注意点として、基本的に必要な部材は各自でご用意ください。(ただし、100mm程度の小物部材などは、センターに在庫がある場合もありますので、センターで確認してください)。

(1) ものづくり工作センターの利用

1) 利用時間

平日 午前9時30分 ～ 午後5時30分

ただし、センター技術員がいない場合は「安全マニュアル」に記載してある「ものづくり工作センター使用規定」を確認のうえ利用してください。

- 2) 土曜日・日曜日・国民の祝日及び振り替え休日、夏期・冬期・春期休暇中の一定期間、ならびにその他本学で定めた日は利用できません。

(2) 利用上の留意事項

- 1) ものづくり工作センターの利用許可を得ようとする者は、監督者(教員)及び管理担当者(センター技術員)の許可を得て、利用申請書に必要事項を記入のうえ、作業にかならなければならない。
- 2) 利用者は、当センターの使用が終わったら、使用した各機器、工具、測定器等(以下、

設備等と称す)を清掃し、員数を確認して所定の場所に返却しなければならない。

3) 遵守事項

- ① 利用者本人及び周囲の安全を確保して作業をすること。
 - ② 正しい服装で作業すること。保護具が必要な設備は、必ず保護具を着用すること。
 - ③ 慣れない設備等を使用するときは、管理担当者に使用方法の指導を受けること。
 - ④ 管理担当者の指示には従うこと。
 - ⑤ 設備等に異常があった場合には直ちに停止し、管理担当者呼び、待機すること。
 - ⑥ 設備等の破損や折損があった場合には必ず管理者に報告すること。
- 4) その他、本文に記載なき項目については、別途定める「ものづくり工作センター使用規則」に従わなければならない。

4. 体育施設

(1) テニスコートの利用 (留意事項)

1) 利用時間

平 日 午前9時 ～ 午後5時30分

ただし、午後5時30分以降の利用については、午後7時30分までとし、顧問の立合いを条件に利用を許可する。

- 2) 土曜日・日曜日・祝日・休日は休場日とする。ただし、休場日において顧問の立合いを条件に利用を許可することがある。
- 3) 利用者は、コートの使用が終った時には、直ちにブラシを1回かけ、設備及び備品等を原状に復帰しなければならない。
- 4) 利用者は、健康管理に十分注意すること。準備運動を行い、体調が悪くなった時は直ちに運動を中止すること。万一、ケガをした場合は部活動顧問、体育教員または学務課に連絡すること。
- 5) 施設、器具等を損傷・破損又は紛失した場合は、速やかにその旨を学務課に申し出て、その指示に従うこと。
- 6) 所定の場所以外で飲食や喫煙をしたり、また火気を使用したりしないこと。
- 7) 空き缶、空瓶、紙くず等のゴミは必ず持ち帰ること。
- 8) 風紀を乱したり、他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすような行為はしないこと。
- 9) 使用后、ネットの張りを少し緩めること。
- 10) テニスシューズを着用すること。
- 11) 利用者が、上記事項を守らないときは、使用を中止させ、使用許可を取り消すことがある。

(2) グラウンドの利用 (留意事項)

1) 利用時間

平 日 午前9時 ～ 午後5時30分

ただし、午後5時30分以降の使用については、午後7時30分までとし、顧問の立合いを条件に使用を許可する。

- 2) 土曜日・日曜日・祝日・休日は休場日とする。ただし、休場日において顧問の立合いを条件に使用を許可することがある。
- 3) 屋外運動場の利用許可を受けようとする者は、あらかじめ屋外運動場管理簿に所定事項を記入し管理責任者（体育教員）に提出し、体育教員の指示に従うこと。
- 4) 利用者は、屋外運動場の使用が終わった時には、直ちに整地をし、設備及び備品等を原状に復帰しなければならない。
- 5) 施設、器具等を損傷・破損又は紛失した場合は、速やかにその旨を学務課に申し出て、その指示に従うこと。
- 6) 所定の場所以外で飲食や喫煙をしたり、また火気を使用したりしないこと。
- 7) 空き缶、空瓶、紙くず等のゴミは必ず持ち帰ること。
- 8) 風紀を乱したり、他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすような行為はしないこと。
- 9) 自動車の乗り入れは厳禁とする。
- 10) 利用者が、上記事項を守らないときは、使用を中止させ、使用許可を取り消すことがある。

(3) 体育館の利用（留意事項）

1) 利用時間

平 日 午前9時 ～ 午後5時30分

ただし、午後5時30分以降の利用については、午後7時30分までとし、顧問の立合いを条件に使用を許可する。

- 2) 土曜日・日曜日・祝日・休日は休場日とする。ただし、休場日において顧問の立合いを条件に使用を許可することがある。
- 3) 体育館の利用許可を受けようとする者は、あらかじめ体育館管理簿に所定事項を記入し管理責任者（体育教員）に提出しなければならない。
- 4) 利用者は、体育館の利用が終わった時には、直ちに清掃をし、設備及び備品等を原状に復帰しなければならない。
- 5) 利用者は、健康管理に十分注意すること。準備運動を行い、体調が悪くなった時は直ちに運動を中止すること。万一、ケガをした場合は部活動顧問、体育教員または学務課に連絡すること。
- 6) 施設、器具等を損傷・破損又は紛失した場合は、速やかにその旨を学務課に申し出て、その指示に従うこと。
- 7) 所定の場所以外で、飲食や喫煙をしたり、また、火気を使用したりしないこと。
- 8) 危険な行為、他人に迷惑になるような行為をしないこと。
- 9) 体育館シューズを着用すること。（土足厳禁）
- 10) 風紀を乱したり、他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすような行為はしないこと。
- 11) ロッカー使用の際には施錠すること。また、貴重品は身につけるなどして、各自で慎重に管理すること。
- 12) 体育館から退出する時は、火気の有無を点検し、出入口扉を確実に閉鎖して、盗難予防及び防火に気をつけること。

- 13) 授業のための用具は、原則として正課時間外に使用してはならない。
- 14) 体育館内では、土足で立ち入ってはならない。
- 15) 体育館内では、スポーツ活動時の水分・栄養補給以外の飲食をしてはならない。火気の使用も禁止する。
- 16) 使用者が、上記事項を守らないときは、使用を中止させ、使用許可を取り消すことがある。

(4) トレーニングルームの利用（留意事項）

1) 利用時間

平 日 午前9時 ～ 午後5時30分

ただし、午後5時30分以降の使用については、午後7時30分までとし、顧問の立合いを条件に使用を許可する。

- 2) 土曜日・日曜日・祝日・休日は休場日とする。ただし、休場日において顧問の立合いを条件に使用を許可することがある。
- 3) 体育館の利用（留意事項）を遵守すること。
- 4) 体育館シューズを着用すること。（土足厳禁）
- 5) ウェイトトレーニング器具の使用は、壁面に掲示したマニュアルをよく読み、使い方を理解したうえで安全に使用すること。
- 6) 使用前に器具の点検を必ず行い、安全に使用できることを確かめてから使用すること。
- 7) 衝突・接触事故防止のため、安全に実施できるスペースを確保すること。
- 8) バーベルは、プラットホーム上でのみ使用すること。
- 9) バーベル等を使用する時は負荷をかけ過ぎたり、無理をしないこと。ひとりで実施する場合は、安全に扱える範囲の重量で行うこと。自己新記録に挑戦するなど、危険を伴うような場合は、両側に補助者をつけて行うこと。
- 10) 施設、器具等を破損又は紛失した場合は、速やかにその旨を学務課に申し出て、その指示に従うこと。
- 11) トレーニングルームで喫煙をしたり、また火気を使用したりしないこと。
- 12) 空き缶、空瓶、紙くず等のゴミは必ず持ち帰ること。
- 13) 風紀を乱したり、他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすような行為はしないこと。
- 14) 利用者が、上記事項を守らないときは、利用を中止させ、利用許可を取り消すことがある。

5. 課外活動施設

課外活動施設部室の利用（留意事項）

各クラブは、次に掲げる事項を遵守し部室を使用しなければならない。

- 1) 部室の使用は、原則として校舎閉鎖日（8・9・12・1月の指定された日）を除く日とする。
- 2) 使用時間は、原則として平日の午前9時30分より午後8時までとする。
- 3) 部室では次のとおり禁止する。

- ①火気の使用禁止
 - ②飲酒禁止
 - ③館内禁煙
- 4) 盗難予防に留意し、部室内には貴重品類は置かないこと。
 - 5) 使用者は常に整理整頓・清掃・節電に心掛けること。
 - 6) 他の者の迷惑となる騒音等を発生させないこと。
 - 7) 部室内の設備品等を無断で改造及び持ち出ししないこと。
 - 8) 使用者は責任をもって部屋の戸締り、消灯を確認すること。
 - 9) 教職員が管理運営上必要と認める指示に従うこと。
 - 10) 施設、設備品等を故意又は過失により、紛失・破損した場合は、原状回復に必要な経費を弁償すること。

＜ 福 利 厚 生 施 設 の 利 用 ＞

1. 学生食堂・売店・書店

施設名	場所	営業時間	内容
学生食堂	4号館1階	平日 11:00～13:30	定食、麺類、カレーなど
売店	7号館1階	平日 11:30～13:30	弁当、サンドイッチ、菓子、アイスなど
売店	4号館1階	平日 8:30～17:00	弁当、飲み物、菓子、カップラーメン、アイスなど
書店（丸善）	7号館1階	平日 9:00～17:00	書籍、教科書、雑誌、文房具など

2. 談話室（ラウンジ）

施設名	場所	内容
コモンルーム	7号館9階 (7913)	ハイカウンタテーブル：3台（椅子4脚） 角型テーブル：2台 丸型テーブル：1台 （角型・丸型テーブル用椅子11脚） 3人掛けソファ：2脚 1人掛けソファ：4脚
コモンルーム	2号館5階 (2509)	テーブル：4台（各テーブル用椅子4脚）
ラウンジ	ホール棟 2階	角型テーブル：8台（各テーブル用椅子4脚） ※電源コンセントが各16台接続可能
ラウンジ	4号館1階	ハイカウンタテーブル：4台（椅子8脚） 角型テーブル：5台（テーブル用椅子4脚、 ソファ8脚） 丸型テーブル：4台（テーブル用椅子各4脚）
大学学生ホール	ホール棟 1階	丸型テーブル：15台（各テーブル用椅子4脚）
短大学生ホール	1、2号館 をつなぐ ホール	角型テーブル：7台（各テーブル用椅子6脚）

<キャンパスハラスメント防止にむけて>

ハラスメントとは、

本人の意思に関わらず、不適切な言動や行為で相手に不快感や不利益を与えることをいいます。

●セクシャル・ハラスメント

性的要求や言動を繰り返し相手に不利益や不快感を与え、就労や修学、教育・研究・課外活動の環境を悪化させること。

例) 講義中に教員が頻繁に性的冗談をいうので雰囲気が悪くなり不快である。

指導中に教員が不必要に身体に触れてくる。

●アカデミック・ハラスメント

教育や研究の場面で指導側がその権力を用いて、指導を受ける者の権利や自主性を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切な言動や行為のこと。

例) 分からないところを質問しても適切な指導が受けられない。

論文や研究成果を盗用されたり、進学や就職の妨害をされた。

●パワー・ハラスメント

地位や優位な立場などを背景に、部下や同僚（学生は後輩に対して）の職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする嫌がらせ行為のこと。

例) 注意の範囲を超えて人格を否定するような発言をされた。

必要な情報を伝えられなかったり、無視や八つ当たりなどの嫌がらせを受けている。

●ジェンダー・ハラスメント

性に対する固定概念（偏見）に基づく差別行為のこと。

例) 女のくせに男のくせにと、役割を押しつけられる。

●モラル・ハラスメント

ある一定のルールや規律にはずれているとして、行動や態度などで、人の心を傷つける精神的な暴力行為のこと。

例) 非常識な行動と決めつけられ人格を否定される。

●アルコール・ハラスメント

飲酒にまつわる肉体的・精神的な嫌がらせのこと。

例) 宴会で酒しか用意されていない。

飲酒を断れない。

大学において生じる諸々のハラスメントを「キャンパスハラスメント」と総称し、本学は防止とトラブルの解決に対応します。

被害者、加害者を出さないために、

一人一人が相手の嫌がることをしない！

互いの人格を尊重しあい自分本位な考えにとらわれない！

軽はずみな言動に注意する！

ハラスメントを受けた時には、

「不快」だと感じたら、言葉と態度ではっきりと勇気をもって自分の意志を伝えましょう。そして、「いつ、どこで、だれから、どのように」被害を受けたのか状況を記録しておきましょう。証言してくれる第三者を得ておくことも有効です。

そして、

ひとりで我慢して抱え込まずに、まずは相談しましょう！

ハラスメント対応窓口は、

学生相談室（1号館2階）で行っています。直接来室していただくか、担任や身近な教員、学務課（2号館1階）に申し出てください。

あなたの気持ちに寄り添い事情をしっかりと伺いします。

ハラスメント対応の手順を十分に説明し、意向に応じて申し立てを受け付けます。申し立てに応じてハラスメント防止委員長の招集で委員会が発足します。

委員会では、申し立て人に不利益が生じないように十分な留意がなされ、申立人の意向を反映した公正で最善の対応が検討されます。

< 地震時行動マニュアル >

1. キャンパス内における地震発生時の対応

○非常放送設備による緊急地震速報の放送について

本学の所在地を基準に最大予測震度5弱以上の緊急地震速報を受信した際には、非常放送設備により緊急地震速報の通知が入ります。

○地震が発生（グラツ）したら

①まず身の安全を守る。

↓

②火の始末をする。

↓

③避難方向を確保する。

○ゆれが治まったら

①火元の確認をする。

↓

②同室の学生の安全を確認する。

↓

③状況に応じて外へ避難する。

○火災が発生したら

①火災が発生したら通報する。

↓

②初期消火を試みる

↓

③避難は全員で行動する。

- 講義室等での授業中の場合は、速やかに机の下等に頭部を中心に身を隠す。
- 廊下通行中の場合は、壁の近くに身を寄せる。
- 渡り廊下や階段を通行中の場合は、速やかにその場所を離れ、近くの安全な場所に退避する。
- 体育館にいる場合は、壁に身を寄せ、落下物に注意する。
- 図書館等にいる場合は、図書、物品等の飛散に注意し職員の支持に従う。
- 屋外にいる場合は、速やかに建物、高い壁、斜面、階段等から離れ、最寄の広い場所で身の安全を守る。

- 研究室・実験室等で火気を使用中の場合は直ちに火を消し安全な措置を講じる。
- 教職員の指示に従い、周囲の安全を確認し避難路から避難場所に避難しお互いの安全確認の後、教職員の指示に従う。
- 避難途中には、余震が起きることもあるので、建建物壁の落下やガラス破片など、身の安全に注意し退避する。
- 避難は、単独行動を避けて複数人で行動する。

- 火災発見者は、大声で隣接する研究室、実験室等に火災の発生を通報する。
- 火災発見者は、火災報知機の押しボタンを押して通報する。
- 避難するときは、同じ階の学生及び教職員が声を掛け合い全員で行動する。
- 避難するときは、煙で汚染されていない経路を選択し、近くの避難階段から避難場所に避難する。
- 避難するときは、エレベータは使用しないこと。
- 外に出るときは、外壁等からの落下物に注意する。

一般的な留意事項

- 速やかに机の下等に身体（特に頭部）を隠し、落下物・倒壊物から身を守る。
- ゆれが治まったら、火気、危険物の安全措置を講じる。
- 火災が発生した場合は、初期消火に務め火災発生を通報する。
- 負傷者がいるときは、救急措置をとり応援を求めて避難場所へ移送する。
- 避難は、状況に応じて判断し、避難場所へ避難する。

2. こんなとき あなたは！

《実験等で火気を使用している》

最初は小さな揺れでも、その後大きな揺れがやって来る可能性があります。揺れを感じたら即座に火を消し、身の安全が確保できる場所に移動しましょう。ただ、いきなり大きな揺れが来たときは、火傷の恐れがありますので、まず身を守ることを優先し、揺れが収まった後で火の始末をします。

《研究室で研究をしている》

重そうなロッカーでも倒れたり動いたりして押しつぶされる危険があります。窓際は、割れたガラス片が飛んできたり、外へはじき飛ばされたりする危険性があります。揺れを感じたら即座に机の下などに潜り、身を守りましょう。大きな揺れの最中は思うように動けません。

《研究室で寝ている》

研究室での寝泊りは、原則禁止します。実験の都合上やむを得ず仮眠する場合は、家具や落下物が襲ってこない場所で身を守りましょう。仮眠中は無防備に近い状態です。家具の固定など命を守る事前の対策が大切です。

《大講義室・体育館で講義を受けている》

頭上から物が落ちてくる可能性があります。大きな揺れの最中は思うように動けません。揺れを感じたらまずはイスの間にしゃがみ、カバンや衣類で頭を守りましょう。あわてて出口に向かうことは人々が殺到して危険です。落ち着いて行動しましょう。

《エレベーターの中にいる》

各棟では、まずは全ての階のボタンを押して、停止した階で降りられないか試してみしましょう。階の途中で止まってしまったら、非常用連絡ボタンを押します。むやみに天井の脱出口から出ないで、落ち着いて救出を待ちましょう。

《学内を歩いている》

ガラス片、タイル等などが上から落ちてくる可能性があります。屋外も危険な要素が一杯です。冷静に今いる場所の上下左右を確認し、その近くの最も安全と判断できる場所で身を守りましょう。

《車を運転中》

走行を続けると揺れが大きくなるにつれてハンドルを取られて運転が難しくなります。また道路も波を打つような状態になり極めて危険ですので、十分注意しながら徐々にスピードを落として停車させましょう。急ブレーキは絶対に避けます。車内でカーラジオをつけ、正確な地震情報を収集しましょう。車を離れるときは、救急車や消防車などの緊急車両が通れるよう、道路の中央はあけておきましょう。近くに駐車場や空き地がある場合は、そこに車を入れます。窓を閉め、キーはつけたままで、ドアロックもしないでおきましょう。車検証や貴重品は忘れずに持ち出します。

携帯メール配信サービス登録のお願い

大学では、災害時の安否確認と平時の連絡を目的とし、全員に携帯メール配信サービスへの登録をお願いしています。

- ◆災害時の安否確認、および平時の連絡事項を大学から一斉に配信し、受信メールから WEB 経由で回答してもらいます。(既読の確認、個人の安否など)
- ◆安否確認に使用する性質上、スマートフォン(携帯電話)で日常的に送受信しているメールアドレスを登録してください。
- ◆スマートフォンの契約がMVNO(格安SIM等)等の理由でキャリアメールが利用できない場合は、大学のメールアドレス(@g.aut.ac.jp)をスマートフォンで受信できるように設定し、携帯メール配信サービスに登録してください。
- ◆古いガラケー(2010 年以前に発売された機種)は、SHA-2 証明書に対応していないため、WEB 経由の回答に失敗します。メールまたは通話など、別の手段にて回答してください。
- ◆配信サービスは無料で利用できますが、送受信に必要なパケット通信料は自己負担となりますのでご了承ください。
- ◆掲示による連絡とメールで内容に差異がある場合、掲示が優先されます。
- ◆登録の際、必ず利用規約を確認してください。
- ◆規約に同意できない、もしくはメール環境がない等の理由で登録が困難な場合は、メディア基盤センター事務室までお申し出ください。



登録ページのURL

または

t-aut@sg-m.jp
に空メール送信

で登録開始

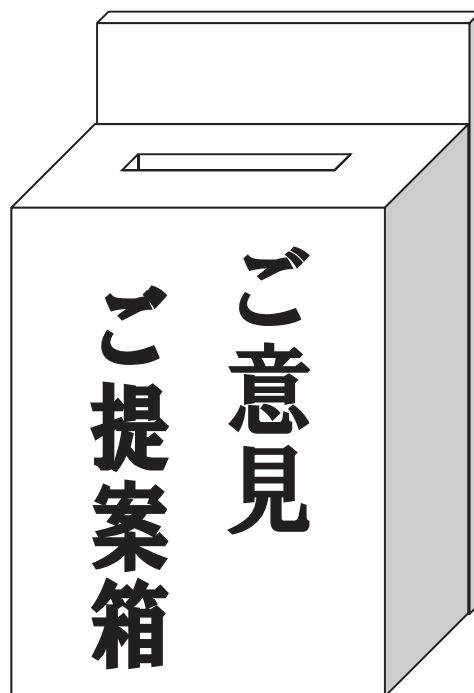
登録画面の【学校ID】 … 大学・大学院:【402792】、 短大:【890533】

※留年等により所属クラス等の登録内容を変更する場合は、配信されたメール末尾の URL から変更ページを開いてください。配信されたメールが手元にない場合は、登録用メールアドレスに空メールを送信し、配信される「本登録済のお知らせ」メール末尾の URL から変更ページを開いてください。

※ 配信サービスに関する問合せ先：6号館3階メディア基盤センター

皆さんのご意見・ご提案をお寄せください。

皆さんの授業に関すること、学生生活に関する事など、意見や要望を聴くため「ご意見・ご提案箱」を設置しています。
皆さんの声を形にするため、改善活動に取り組みます。
修学上、日常生活上、どんなことでも積極的に提案してください。



ご意見・ご提案箱は、

学務課、ホール棟1階、学生食堂、学生相談室前に設置してあります。
回答が必要な場合は、記名してください。直接提案者にお知らせします。
提案に対する改善した(する)事項は、掲示板に掲示します。

ご意見・ご提案の Web 受付

本学のホームページ(学内限定で利用可能)からも投稿できます。

<設置場所>

愛知工科大学のホームページ → 在学生の方へ

＜学 則・諸規程等＞

愛知工科大学学則

平成12年4月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 愛知工科大学(以下「本学」という。)は、教育基本法と学校教育法に基づき、工業技術に関する知識と学術を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、社会から喜ばれる知識技能と歓迎される人柄を兼ね備えた人材を育成し、もって地域社会の教育・学術文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

(使命)

第1条の2 本学は、学園建学の精神に則り、未来を創る夢に挑み、夢の実現によって社会に貢献することを使命とする。

(教育研究上の目的)

第1条の3 本学は、人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的に関し、必要な事項を別に定める。

(自己点検及び評価)

第1条の4 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
2 本学は、点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を行うよう努める。
3 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目及び体制に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学部、学科及び学生定員)

第2条 本学に設置する学部、学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学部	学 科 名	3年次編		収容定員
		入学定員	入学定員	
工学部	機械システム工学科	75人	25人	350人
	電子ロボット工学科	65人	—人	260人
	情報メディア学科	85人	—人	340人
	計	225人	25人	950人

(一級自動車整備士養成課程)

第3条 機械システム工学科に一級自動車整備士養成課程を置く。

2 この課程に関して必要な事項については、別に定める。

(IOTモノづくりコース)

第3条の2 工学部の各学科にIOTモノづくりコースを置く。

2 このコースに関して必要な事項については、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

3 第13条又は第14条の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、前項の規定にかかわらず教育上必要な場合に、前期終了日及び後期開始日を変更することができる。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律で規定する休日

春期休業日 3月16日から4月10日まで

夏期休業日 7月21日から8月31日まで

冬期休業日 12月23日から翌年1月7日まで

2 学長は、前項の規定にかかわらず教育上必要な場合に、休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、編入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、編入学、再入学及び転入学については、第5条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い学生を入学させることができる。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定に合格した者を含む。)

七 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校

を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと者で、18歳以上の者

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金・授業料等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(3年次編入学)

第13条 本学の3年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者又は学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 二 短期大学及び高等専門学校を卒業した者
- 三 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第9条に規定する入学資格を有する者に限る。)
- 四 大学に2年以上在学し、所定の単位以上修得した者
- 五 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第9条に規定する入学資格を有する者に限る。)

2 前項の規定により入学した者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱いについては、別に定める。

(編入学、再入学、転入学)

第14条 前条のほか、本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目、修得単位数及び在学すべき年数の取扱いについては、別に定める。

(転学科)

第15条 転学科を志願する者がある場合は、本学の教育に支障のない範囲において、教授会の議に付し、許可することができる。

2 前項に定めるもののほか転学科に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第17条 疾病、その他やむを得ない事由により3ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は、1年を超えることができない。た

だし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第4条第2項及び第3項の在学年限に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第19条の2 外国の大学又は短期大学で修学しようとするときは、願書を提出し、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は、1年以内とする。

3 留学期間は、第4条第1項に定める在学期間に算入することができる。

4 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議に付し、学長が除籍する。

- 一 第4条第2項及び第3項に定める在学年限を超えた者
- 二 第18条第2項に定める休学の期間を超えて、なお復学できない者
- 三 授業料の納入を怠り、督促を受けても、なお納入しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者
- 五 死亡した者

(復籍)

第20条の2 前条第3号に該当し除籍となった者から当該除籍の事由となった授業料を納付して復籍の願い出があったときは、教授会の議に付し、学長は復籍させることができる。

2 復籍の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第21条 授業科目の名称及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。

2 授業科目の履修に関する規定は、別に定める。

(授業の方法及び単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内外及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果を考慮し、30時間までの授業をもって1単位とすることがある。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲において定める時間の授業をもって1単位とする。
- 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価し、単位を与えることが

適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができるものとする。

- 3 第1項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業期間)

第22条の2 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(単位の授与)

第23条 履修科目の成績が合格と評価された者には、その科目の修了を認め、所定の単位を与える。

(成績評価)

第24条 履修した科目の成績評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階をもって表し、可以上を合格とする。

- 2 前項に定めるもののほか、授業科目の成績及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第24条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(他学科における授業科目の履修)

第25条 学生は、別に定めるところにより、他の学科の専門教育科目を履修し、単位を修得することができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、当該学科の授業科目の履修により、修得した単位と認める。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第26条 本学は、学生が本学入学前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において、修得した単位及び短期大学又は高等専門学校(以下「他大学等」という。)の専攻科における学修、その他文部科学大臣が定める学修について、履修したものとみなし、単位を認定することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協議に基づき、学生に当該他大学等の履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が第19条の2第1項の規定により留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

- 3 前2項の規定により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

- 4 他大学等における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第28条 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 3 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

第29条 削除

(履修届)

第30条 学生は、毎学年度の初めに、その年次に定められた授業科目中の必修科目とともに、他に履修しようとする授業科目を選択し、所定期日までに、履修届を提出しなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第31条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議に付し、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第32条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第6章 卒業及び学位授与

(卒業の要件)

第33条 本学に4年(第13条第1項及び14条第1項の規定により入学した者については、当該同条の第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、かつ教育課程に定める科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

- 2 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第22条第3項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(卒業及び学位授与)

第34条 前条の要件を満たした者については、教授会の議に付し学長が卒業を認定する。

- 2 学長は卒業を認定した者に対して学士(工学)の学位を授与する。

- 3 学位授与に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 入学検定料、入学金、授業料その他の費用

(授業料等の額)

第35条 本学の入学検定料、入学金、授業料、教育充実費及び施設費(以下「授業料等」という。)の額は、次のとおりとする。ただし、第4条第1項に規定する修業年限を超えて在学する者については、別に定める。

入学検定料		35,000円
入学金		300,000円
授業料(年額)	第1年次生	840,000円
	第2年次生	850,000円
	第3年次生	860,000円
	第4年次生	870,000円
教育充実費(年額)		250,000円
施設費(年額)	第1年次生及び第2年次生	

100,000 円
第 3 年次生及び第 4 年次生
150,000 円

2 実験、実習、その他教育に必要な費用は、別にこれを納入させることがある。

(授業料等の納入期)

第 3 6 条 授業料等の納入は、年額の 2 分の 1 ずつ次の前期、後期に分けて、納入期限までに納入しなければならない。

区 分	納入期限
前期 4 月から 9 月まで	4 月 2 5 日まで
後期 1 0 月から 3 月まで	1 0 月 2 5 日まで

2 前条及び前項に定めるもののほか、授業料等の納入に関し必要な事項は、別に定める。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第 3 7 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は収納する。

2 停学期間中の授業料等は収納する。

(休学の場合の授業料等)

第 3 8 条 休学を許可され又は命ぜられたものについては、休学した月の翌月から休学期間終了月の前月までの授業料等を免除する。ただし、月の初日から休学期間が開始する場合及び月の末日に休学期間が終了する場合については、休学当月の授業料等についても免除する。

(復学の場合の授業料等)

第 3 9 条 学期の途中で於いて復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を、復学した月に納入しなければならない。

(納付した授業料等)

第 4 0 条 既に収納した入学検定料、入学金及び授業料等は原則として返還しない。ただし、授業料については、別に定める基準により、その全部又は一部を返還することができるものとする。

(授業料の免除並びに納入の猶予)

第 4 1 条 経済的事由、その他やむを得ない事情があると認められた者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は、その納入を猶予することがある。

2 前項に定めるもののほか、授業料の免除及び納入の猶予については、別に定める。

(科目等履修生等の授業料等)

第 4 2 条 科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び研究生の入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用については、別に定める。

第 8 章 職員組織

(職員組織)

第 4 3 条 本学に学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第 9 章 教授会

(教授会)

第 4 4 条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第 4 5 条 教授会は、専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、教授会に専任の准教授、講師及び助教、その他の職員を加えることができる。

(教授会の招集等)

第 4 6 条 学長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

(教授会の議事)

第 4 7 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開くことができない。

(教授会の審議事項)

第 4 8 条 教授会は、次の掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

二 学位の授与に関する事項

三 教育に関する重要な事項で、学長が定めた事項

四 教育に関する事項で、学長から諮問された事項

(その他)

第 4 9 条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第 1 0 章 科目等履修生、特別聴講生、外国人留学生及び研究生

(科目等履修生)

第 5 0 条 本学は、本学学生以外の者で、本学の特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第 5 1 条 本学と他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議により、当該大学等の学生を特別聴講生として入学を許可することがある。

2 特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 5 2 条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 5 3 条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

第 1 1 章 賞罰

(表彰)

第 5 4 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議に付し学長が表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 5 5 条 本学の規則に違反し、本学の秩序を乱し、又は学

- 生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議に付し、学長が懲戒する。
- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
 - 3 退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由がなくて出席常でない者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
 - 4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。
(賠償の責任)
- 第56条 本学の施設、設備又は備品等を故意に破損又は滅失した学生には、相当の賠償をさせることができる。

第12章 公開講座

- (公開講座)
- 第57条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学は、必要に応じ公開講座を開設することができる。
- 2 公開講座の開設に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 育英・奨学制度

- (育英・奨学制度)
- 第58条 本学学生で、成績優秀、品行方正にして、かつ家庭の経済的事情のために就学困難と認められる者には、学費の全額又は一部を貸与することができる。
- 2 育英・奨学制度に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 社会的・職業的自立支援に関する指導等

- (社会的・職業的自立支援に関する指導等)
- 第59条 本学は、教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの能力を発揮し、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施又は学生指導を通じて培うことができるよう、大学組織間の有機的な連携を図るための体制を整えるものとする。
- 2 社会的・職業的自立支援に関する指導等に関する必要な事項は、別に定める。
- 第60条 削除

第15章 図書館及び附属施設等

- (図書館)
- 第61条 本学に図書館を置く。
- 2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。
- (附属施設)
- 第62条 本学に、次の附属施設を置く。
- 入試広報センター
 - メディア基盤センター
 - 地域・産学連携センター
 - 総合教育センター
 - ものづくり工作センター
 - キャリアセンター

- 国際交流センター
 - AUT教育プロジェクトセンター
 - 次世代自動車システム研究所
 - 宇宙システム研究所
 - 先進バーチャルリアリティ研究所
 - 未来材料科学研究所
- 2 附属施設に関し必要な事項は、別に定める。
(保健室)
- 第63条 本学に保健室を置く。
- 2 保健室に関し必要な事項は、別に定める。
(学生寮)
- 第64条 本学に学生寮を置く。
- 2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 雑則

- (雑則)
- 第65条 この学則を施行するために必要な事項は、別に定める。

- 附則
- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 附則
- この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前の入学生は、従前の学則を適用する。
- 附則
- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の入学生は、従前の学則を適用する。
 - 2 電子情報工学科は、この学則の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
 - 3 この学則第2条に掲げる総定員は、同条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までは次の表のとおりとする。

学 科 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
機械システム工学科	455	430	405
ロボットシステム工学科	75	150	235
情報メディア学科	75	150	255
計	605	730	895

- 附則
- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
 - 2 この学則施行の際、改組前の学科に現に所属する学生においても、改正後の第24条を適用する。
- 附則
- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附則
- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 附則
- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
 - 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第21条第2項に定める別表にかかわらず、なお従前の例による。
 - 3 この学則施行の際、在学する平成22年度以前に入学した学生にも、改正後の学則第2条に定める電子制御・ロボット工学科の名称を使用する。
 - 4 この学則第2条に掲げる総定員は、同条の規定にかかわらず、平成23年度は、次の表のとおりとする。

学 科 名	平成 23 年度
機械システム工学科	375
電子制御・ロボット工学科	315
情報メディア学科	335
計	1,025

附則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 2 1 条第 2 項に定める別表にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 2 1 条第 2 項に定める別表にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 2 1 条第 2 項に定める別表にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 2 1 条第 2 項に定める別表にかかわらず、なお従前の例による。ただし、自由科目については、現に在学する者についても適用できることとする。

附則

- この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 2 1 条第 2 項に定める別表は適用せず、従前の例による。ただし、自由科目から選択科目に改正された科目については、現に在学する者についても適用できることとする。

附則

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 2 1 条第 2 項に定める別表は適用せず、従前の例による。

附則

- この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 2 1 条に定める別表のうち、(1) 共通教育科目で新規開講する科目を除き、なお従前の例による。
- この学則第 2 条に掲げる総定員は、同条の規定にかかわらず、平成 31 年度は、次の表のとおりとする。

学 科 名	平成 31 年度
機械システム工学科	360
電子制御・ロボット工学科	305
情報メディア学科	305
計	970

附則

- この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行の際、現に在学する者については、IOTモノづくりコースの指定科目を除き、改正後の第 2 1 条第 2 項に定める別表は適用せず、なお従前の例による。

附則

- この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 2 1 条第 2 項に定める別表にかかわらず、なお従前の例による。ただし、IOTモノづくりコース指定科目に関する改正は、2 年次に在籍する者から適用する。

- この学則施行の際、在学する令和 2 年度以前の学生に対しても、改正後の第 2 条に定める電子ロボット工学科の名称を使用する。

- この学則第 2 条に掲げる総定員は、同条の規定にかかわらず、令和 3 年度から令和 5 年度までは、次の表のとおりとする。

学 科 名	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
機械システム工学科	350	350	350
電子ロボット工学科	290	280	270
情報メディア学科	310	320	330
計	950	950	950

学 位 規 程

平成 20 年 4 月 1 日制定

(目的)

- 第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項及び愛知工科大学学則(以下「学則」という。)第 3 4 条第 3 項の規定に基づき、愛知工科大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し、必要な事項を定める。

(学位)

- 第 2 条 本学において授与する学位は、学士とし、付記する専攻分野の名称は、工学とする。

(学士の学位授与の要件)

- 第 3 条 学士の学位は、学則第 3 4 条第 1 項に基づき本学学部を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

- 第 4 条 教授会が卒業の可否について審議をしたときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

- 学長は、前項の報告に基づいて卒業を認定し、学位の授与及び学位記の交付を行うものとする。

(学位の名称)

- 第 5 条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「愛知工科大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

- 第 6 条 学長は、学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、教授会の議に付し、当該学位を取消することができる。

- 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、その旨を公表するものとする。

(様式)

- 第 7 条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(学位記の再交付)

- 第 8 条 学位記の再交付を受けようとする者は、その事由を付し、学長に願い出なければならない。

- 再交付料は、10,000 円とする。

(補則)

- 第 22 条 この規程の実施に必要な事項については、工学部長が学長の承認を得て、定めることができる。

附則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、従前の卒業に関する規程（平成12年4月1日制定）は廃止する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式 省略

教育研究上の目的等に関する規程

平成28年2月1日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、愛知工科大学（以下「本学」という。）学則第1条の3の規定に基づき、本学の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的等に関して、必要な事項を定める。

（教育指針等）

第2条 本学は、教育指針及び研究理念を別記Ⅰのとおり定める。

（教育目標）

第3条 本学は、前条に定める教育指針〔心を磨き、技を極め、夢に挑む〕に基づき、学生一人ひとりが夢を持ち、社会での自立とその夢の実現に必要な力を主体的に養い、自らの成長に自信を持って就職し、社会から喜ばれ歓迎される技術者となるよう教育することを教育目標とする。

（入学者の受入れに関する方針）

第4条 本学は、入学者の受入れに関する方針を別記Ⅱのとおり定める。

（教育課程）

第5条 本学は、教育課程の編成及び実施に関する方針を別記Ⅲのとおり定める。

2 教育課程は、共通教育に関する授業科目（以下「共通教育科目」という。）を主に1年次又は2年次に、専門教育に関する授業科目（以下「専門教育科目」という。）を1年次から4年次までに体系的に開設して編成する。

（卒業の認定に関する方針）

第6条 本学は、卒業の認定に関する方針を別記Ⅳのとおり定める。

（学修成果の評価に関する方針）

第7条 本学は、学修成果の評価に関する方針を別記Ⅴのとおり定める。

（学習五訓等）

第8条 本学は、学習五訓及び生活五訓を別記Ⅵのとおり定める。

（学部の目的）

第9条 工学部は、大学教育における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、工学に関する専門的知識を修得させ、工学技術者として要求される課題探究能力、技術者倫理及びコミュニケーション能力を身につけた人材を養成することを目的とする。

（学科の目的等）

第10条 工学部3学科の目的は、次のとおりとする。

- 一 機械システム工学科は、機械設計、システム工学等必要な科目の学修を通して理論及び実験・実習を体得し、成長を続ける機械技術者の養成を目指す。

二 電子ロボット工学科は、電気・電子回路、電子制御、ロボットシステム等必要な科目の学修を通して理論及び実習・演習を体得し、電子制御、ロボットに関する専門技術者の養成を目指す。

三 情報メディア学科は、コンピュータ、プログラミング、ソフトウェア、ネットワーク、各種デジタルコンテンツ制作技術等必要な科目の学修を通して理論及び実習・演習を体得し、IT産業ばかりでなく、あらゆる産業界で幅広く活躍できる情報技術者の養成を目指す。

2 工学部3学科におけるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを別記Ⅶのとおり定める。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、教育研究上の目的に関し必要な事項は、教務委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記Ⅰ

【教育指針】

「心を磨き、技を極め、夢に挑む」

【研究理念】

一人ひとりの自由な発想によって学術の深奥を極めるとともに未来を創る夢に挑み、その成果を教育及び社会に還元し工科大の使命を果たすことに努める。

別記Ⅱ

【入学者の受入れに関する方針】（Admission Policy）

愛知工科大学は、様々な人と向き合って議論・交流・相互理解を行い、お互いに教えあいながら学ぶ協同学習を通して、教育目標「自立と夢の実現」の達成に必要な力（「意欲」「人間性」「能力」）を身に付け、自身を成長させたいという意欲と基礎学力（数学的探求力、読解力、科学的思考力）を有する人を幅広く受け入れます。

数学的探求力：問題の特徴を見つけ出し、関連する数学的な知識と論理能力を使い、問題を解決できる力で、高校での数学科目群の履修・修得を求めます。

読解力：日本語あるいは英語のテキストを理解し、利用して、熟考できる力で、高校での国語及び英語の履修・修得を求めます。

科学的思考力：科学的知識を利用し、課題を明確にし、証拠に基づく結論を導き出せる力で、高校での化学あるいは物理の履修・修得を求めます。

別記Ⅲ

【教育課程の編成及び実施に関する方針】(Curriculum Policy)

「意欲」「人間性」「能力」をバランス良く向上させて「総合力」を培うとともに、この「総合力」を活かす「実践力」を身に付け、段階的に設定される実践的な課題・実習・実験を通してモノづくりに必須となる「設計力」と「製作力」を修得し、社会から喜ばれ歓迎される人材となるためのカリキュラムと授業内容・方法による学士課程教育を行います。

I o Tモノづくりコースでは、デジタル化技術、ネットワーク化技術及びデータ活用技術の修得に向け、各学科の教育に加え、学科横断のコースカリキュラムにより、I o T課題に対する実践的なプロジェクト推進と課題解決に向けた教育課程を編成し、行います。

別記Ⅳ

【卒業の認定に関する方針】(Diploma Policy)

本学の教育課程を修了し、教育目標「自立と夢の実現」達成の基本的要件である「意欲」と「人間性」と「能力」をバランスよく向上させ、総合力と実践力、あわせて設計力と製作力を身に付けた者に対して学位授与を行います。

別記Ⅴ

【学修成果の評価に関する方針】(Assessment Policy)

教育の成果を可視化し、教育改善を図る目的で、3ポリシーに基づき学修成果を測定・評価します。測定・評価は、機関(大学)レベル、教育課程(学科)レベル、科目(個々の授業)レベルにおいて行うこととし、各レベルに以下のような指標を配置します。

レベル	入学前・入学直後 アドミッションポリシーを満 たす人材か	在学中 カリキュラムポリシーに則り学修が 進められているか	卒業時・卒業後 ディプロマポリシーを満 たす人材になったか
機関(大学)レベル	・各種入学試験 ・新入生アンケート	・退学率 ・留年率 ・休学率 ・学生生活アンケート	・学位授与数 ・就職率 ・入学後4年間の分析 ・卒業における学びアンケート
教育課程レベル (学科)	・夢作文 ・工学基礎力(共通教養)	・進級率 ・工学基礎力(共通教養、専門教養) グローバル基礎力、主体的行動力 ・年度始めガイダンスアンケート	・卒業率 ・卒業研究アンケート ・卒業研究評価
科目レベル (個々の授業)	・入学前学習 ・プレースメント試験	・授業評価アンケート ・成績評価(単位修得状況)	

別記Ⅵ

【学習五訓】

- ・学園は勉学の間である
目標をたてて努力する者のみに人生の成功はあたえられる
- ・学問へ情熱を持って
のちの幸福を希望する者は若くして辛苦を惜しまぬ者である
- ・能力の自己啓発につとめよ
できるかできぬか判らぬときはできると思って努力せよ
- ・積極的に思索せよ
青年期に労苦を厭う者は晩年労苦になく
- ・謙虚に学ぶ心をもって
高度な学問は謙虚に学ぶ心より得られる

【生活五訓】

- ・礼儀を重んじよ
礼儀は社会秩序のあらわれであり人間を造り社会生活を潤沢にする
- ・規律を守れ
規律はあらゆる社会の骨格であり法は社会と個人の利益を保護する
- ・心に愛をもて
隣人を愛して民族・国家を超越し平和と繁栄を実現せよ
- ・顧みて前進せよ
反省は進歩の原動力となることを知れ
- ・健全な身体を造れ
健康の欠けたる者は万事に欠くる鉄は熱いうちに鍛えよ

別記Ⅶ

【学科におけるアドミッションポリシー】

機械システム工学科

1. 自動車など便利な機械の設計開発や製造分野についての学習意欲と基礎学力のある人を求めます。
2. 機械の仕組みやメカニズムを観察したり作動原理を考えたりすることに興味があり、機械技術者に成長したいという意欲のある人を求めます。
3. 将来、モノづくり分野で協同して作業するために必要な能力をバランスよく向上させたいという意欲のある人を求めます。

機械システム工学科 一級自動車整備士養成課程

二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士の両資格を取得している人で、下記要件を満たす人を求めます。

1. 自動車など便利な機械の整備や開発分野についての学習意欲と基礎学力のある人。
2. 自動車の仕組みやメカニズムを観察したり作動原理を考えたりすることに興味があり、高度な整備技術者や開発技術者に成長したいという意欲のある人。
3. 将来、モノづくり分野で協同して作業するために必要な能力をバランスよく向上させたいという意欲のある人。

電子ロボット工学科

1. 自立と夢の実現を目指す本学の教育方針に向けて、自らの得意とする専門分野での能力を伸ばしたいという意欲を持ち、そのための基礎学力のある人を求めます。
2. 将来、広く国内外で活躍しようとする熱意と意欲を持ち、またそれを支える優れた人間性を兼ね備えた人を求めます。
3. 電子制御分野やロボット工学分野について学び、モノづくりを通して社会に貢献したいと意欲をもっている人を求めます。

情報メディア学科

1. プログラミング、ネットワーク、情報システム開発など情報通信工学の分野、あるいはコンピュータを用いたデジタルコンテンツ制作技術の分野について学び自分を成長させたいという夢を持つ人を求めます。
2. 本学の AUT 教育法に基づき自らを成長させたいという意欲を持つ人、そのための基礎学力のある人を幅広く求めます。

【学科におけるカリキュラムポリシー】

機械システム工学科

1. 意欲喚起型科目（AUT教育入門、修学・キャリア形成1等）に始まり、数理基礎、工学基礎、専門、応用各科目へと段階的・体系的に修得でき、現場対応型やプロジェクト実習型などの実験・実習を多く取り入れた実学実践教育によって「ものづくり技術の楽しさ」を体得できるようにしています。
2. 機械技術者に必要な科目の学習を通して、機械システム設計の考え方や理論を学び、機械の実験や機械の実習を体得して理解を深め、主体的で積極的に行動でき成長を実感できるようにしています。
3. お互いに教えあう協同学習やグループ学習を取り入れた授業によって、専門の学力を活かせる協調性や人間性を養い、「意欲」と「人間性」と「能力」の3要件がバランスよく向上し、実践力・設計力および製作力を身に付けた機械技術者の養成を目指しています。
4. 特別選抜コースの「IoTモノづくりコース」では、上記1～3に加えて、IoTのコア技術であるデジタル化技術、ネットワーク化技術等を段階的・体系的に学習することで、IoT時代のモノづくりを担う機械設計技術者の養成を目指しています。

機械システム工学科 一級自動車整備士養成課程

1. 問題解決型科目（総合整備実習等）に始まり、エンジン工学、自動車システム工学、専門、応用各科目へと段階的・体系的に修得でき、現場対応型やプロジェクト実習型などの実験・実習を多く取り入れた実学実践教育によって「整備技術の楽しさ」を体得できるようにしています。
2. 整備技術者に必要な科目の学習を通して、自動車整備の考え方や理論を学び、自動車性能実験や故障診断実習を体得して理解を深め、主体的で積極的に行動でき成長を実感できるようにしています。
3. お互いに教えあう協同学習やグループ学習を取り入れた授業によって、専門の学力を活かせる協調性や人間性を養い、「意欲」と「人間性」と「能力」の3要件がバランスよく向上し、実践力・整備技術を身に付けた自動車技術者の養成を目指しています。

電子ロボット工学科

高等学校段階までの基礎学力から段階的に専門分野への知識の修得ならびに実践的な教育を学べるように以下の教育を行います。

1. 初年次及び共通教育では、協同学習を多く取り入れた科目を通して学びに対する意欲喚起を図るとともに、主体的な基礎素養の修得を通して自ら考える力の基盤を身につけます。
2. 「共通教育科目」では、基礎学力に応じたクラス編成の基に基礎学力を強化し「専門基礎科目」との連携が図れる科目体系とし、無理なく共通教育から専門基礎への修得ができるようにします。
3. 専門基礎科目群では、IT工学(Information Technology)や電気電子工学、機械工学の原理や技術に関する専門基礎知識を修得し、複合技術の意味を理解します。基礎科目と専門科目との関わりを持たせ、実践的な専門能力は、課題解決型学習を取り入れた電気基礎・同実験、電子基礎・同実験とプロジェクト実習を通して、総合的に学習意欲の向上を図りながら習得します。
4. 専門科目群では、電子制御やロボットに関する専門技術を修得し、設計力と応用技術力を身につけます。あわせて、座学と連携した実践的なプロジェクト実習によって、実践力を兼ね備えた創造力を養いながら、論理的に問題解決を図り、モノを具現化できる製作力を身につけていきます。IoTモノづくりコースの科目群では、IoTに関連する実践的な専門内容を習得し、3学科共同型実習でIoT課題に取り組み、課題解決に向けた総合力を身に付けます。

情報メディア学科

IoTをも視野に入れた実践力・設計力および製作力を身に付けた情報技術者の養成を目指し、以下の教育を行います。

1. 共通教育科目、意欲喚起型科目を通して「意欲」「人間性」「能力」をバランスよく向上させ、専門科目の修得に必要な基礎を身につけます。
2. 専門基礎科目群を通してコンピュータシステム、情報処理、プログラミング、メディアデザインなどの基礎を学ぶとともに、演習科目、実験科目、プロジェクト演習型科目を通して座学と連携させ、主体的学ぶ意欲を引き出し、仲間と協力して課題に取り組む協調性を身につけます。
3. 専門科目群では、コンピュータの動作原理やプログラミング、ソフトウェア、ネットワークといった情報工学の分野について、応用まで深く学びます。さらに学生の志向に応じて、コンピュータを利用した各種デジタルコンテンツの制作手法についても学ぶことができるようにしています。
4. IoTモノづくりコースでは上記に加え学科横断のIoTコースカリキュラムおよび学科の指定した関連科目を学びます。
5. インターンシップを通して社会・産業とのつながりを学び、自立に必要な意欲・人間性を養成します。

【学科におけるディプロマポリシー】

機械システム工学科

機械システム工学科の教育課程を修了し、機械技術者として必要となる多くの人々と協力や協調して作業ができ、機械の企画・設計・開発・製造などの基礎技術や考え方を修得し、

「意欲」と「人間性」と「能力」のバランスある向上を果たし、実践力・設計力および製作力を身につけた者に対して学位授与を行います。またI・O・Tモノづくりコースに特別選抜され指定された科目を修得した者に対してI・O・Tモノづくりコース修了証を授与します。

機械システム工学科 一級自動車整備士養成課程

機械システム工学科の一級整備士養成課程を修了し、自動車技術者として必要となる多くの人々と協力や協調して作業ができ、自動車の企画・設計・開発・製造などの基礎技術や考え方を修得し、「意欲」と「人間性」と「能力」のバランスある向上を果たし、実践力・整備技術力および環境保全、自動車法令を身につけた者に対して学位授与を行います。

電子ロボット工学科

学科の教育課程履修単位を修得し、共通教育科目による専門分野の基盤をなす基礎学力と専門教育科目による専門能力を身に付け、かつ「意欲」と「人間性」と「能力」の3要件をバランスよく向上し、電子自動制御分野やロボット工学分野で活躍ができる実践力・設計力および製作力を身につけた者に対して学位授与を行います。またI・O・Tモノづくりコースに特別選抜され指定された科目を修得した者に対してI・O・Tモノづくりコース修了証を授与します。

情報メディア学科

共通教育科目、意欲喚起型科目、学科の教育課程を通して、「意欲」「人間性」「能力」をバランスよく向上させ、情報システム開発など情報工学の分野、あるいはコンピュータを用いたデジタルコンテンツ制作の分野で活躍できる実践力・設計力および製作力を身に付けた者に対して学位授与を行います。またI・O・Tモノづくりコースに特別選抜され指定された科目を修得した者に対してI・O・Tモノづくりコース修了証を授与します。

授業科目の履修に関する規程

平成12年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知工科大学（以下「本学」という。）学則第21条から第30条までの規定に基づき、本学の授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

(授業科目)

第2条 授業科目の年次別の配当及び単位数は、学則第21条第1項に定める別表のとおりとする。

2 各学科の授業科目は、次の各号に定める共通教育科目及び専門教育科目に区分する。

一 共通教育科目は、AUT教育、キャリア教育、保健体育、外国語、一般教養、モノづくり教養、専門教養の科目区分とする。

二 専門教育科目は、専門基礎、専門及び卒業研究の科目区分とする。

3 授業科目は、履修の方法に応じ、次の各号に掲げる必修科目、選択科目及び自由科目に区分するものとする。

一 必修科目は、所属学科において、その授業科目を履修し、単位の修得が義務付けられている科目とする。ただ

し、卒業するための要件として必ず当該単位を修得しなければならない。

二 選択必修科目は、所属学科において定められた範囲の授業科目の中から必ず履修して、その単位を修得しなければならない。

三 選択科目は、各自の志望により、その授業科目の履修と単位の修得について選択できる科目とする。ただし、卒業要件に定める総単位数を充たすに足る単位数を修得しなければならない。

四 自由科目は、修得した単位を卒業に必要な単位数に含めることができない科目とする。

4 前項第一号及び第二号にかかる共通教育科目及び専門教育科目の履修にあたっては、所属学科が別に定める必修科目又は選択必修科目を選択科目への登録条件により変更することができる。

5 授業科目の履修にあたっては、学科によって次の各号に該当する理由により条件を設定することができる。

- 一 他の科目の単位修得を前提とする場合
- 二 受講人数の制限等により抽選が必要な場合
- 三 その他特別な理由がある場合

(授業及び履修方法)

第3条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(履修登録)

第4条 履修登録は、学則第30条の規定に基づき、開講科目の履修にあつては、当該学期始めに履修しようとするすべての科目について、本学が指定した期日までに履修届を学務課へ提出し登録しなければならない。

2 履修登録において、次の各号に該当する場合は認めないものとする。

- 一 所定の期限までに履修登録を完了しないとき
- 二 未登録の科目を履修すること。
- 三 登録後に変更すること。
- 四 既修得科目を再履修すること。
- 五 同一期限内の重複履修すること。
- 六 上級の学年の科目を履修すること。ただし、大学以外の教育施設等における学修により単位認定された外国語科目にあつては、上級の学年の科目を履修することができる。また、I・O・Tモノづくりコース履修学生は、I・O・Tモノづくりコース指定科目のうち、指定された上級学年の科目を履修することができる。

七 その他特別な理由により支障があるとき。

3 学生は、第1項に基づき登録した履修科目を変更しようとするときは、指定した変更期間内に学務課に申し出なければならない。

4 履修登録単位数の上限設定については、別に定める。

5 履修登録した授業科目は、次の各号に該当する科目を除き、定められた期間内に学務課へ届け出ることにより履修登録を取り消すことができる。

- 一 必修科目
- 二 通年科目
- 三 集中講義科目や抽選授業科目
- 四 その他特別な理由により支障がある科目

(授業科目の開講)

第4条の2 履修登録者数が5名を超えない授業科目において、次の各号のすべてに該当する場合は、教務委員会の議を経て開講しないことができる。

- 一 選択科目、自由科目

二 単位修得が他の科目の履修登録条件に設定されていない科目

(他学科の授業科目の履修)

第5条 他学科の授業科目の履修は、学則25条の規定に基づき、当該学科が開放する科目（講義概要で示す各学科の開放科目）に限り、次のとおり履修することができる。ただし、1級自動車整備士養成科目は履修できない。

区 分		卒業までに履修登録できる単位数
専門教育科目	専門基礎	10単位
	専門	

2 修得した単位は、進級及び卒業要件単位数に算入することができるものとする。

(他大学等での授業科目の履修)

第6条 他大学等での授業科目の履修は、学則第26条から第28条までの規定に基づき、履修し本学の単位として認定することができる。

2 前項に定めるもののほか、他大学等での授業科目の履修等にあつては、別の規程で定める。

(再履修)

第7条 履修した授業科目のうち、不合格となった科目については、当該科目を再履修しなければ単位の認定を受けることができない。

2 再履修する科目が、所属学年の科目と時間割上重複する場合は、原則として当該学年の科目を優先するものとする。ただし、所属学科での再履修が困難で、他学科での同一科目での再履修が可能な場合は、当該学科での再履修を認めることができるものとする。

3 前項に定める再履修は、前条の規定は適用しない。

(補講)

第8条 授業を休講したとき、又は、その他の理由で特に必要とする場合は、補講を実施するものとする。

(1単位当たりの授業時間)

第9条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じた1単位当たりの授業時間は、学則第22条第1項各号の規定に基づき、次の基準によるものとする。

一 講義及び演習科目については、15時間

二 実験、実習及び実技科目については、30時間

2 前項の基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、前項第一号の講義及び演習科目については15時間から30時間の範囲で、前項第二号の実験、実習及び実技科目については30時間から45時間の範囲で定めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の認定)

第10条 履修登録した受講科目の履修が成立し、かつ、試験に合格した者には、単位を認定する。

(授業時間割)

第11条 授業時間割は、教育課程に基づき、学年・学科及びクラスごと編成することができる。

2 授業時間は、次のとおりとする。

時限	授業時間
1時限	9:30~11:00

2時限	11:10~12:40
3時限	13:30~15:00
4時限	15:10~16:40
5時限	16:50~18:20

3 学生は、登録した科目にはすべて出席するように努めなければならない。

(授業への出席条件)

第12条 学生にかかる授業科目の履修については、次に掲げる条件によるものとする。

一 講義科目は、履修登録した授業科目に対して、授業開講回数の4/5以上（端数切捨て）出席していること。ただし、公欠（忌引き、法定伝染病、インターンシップ、就職試験など；第三者による証明書添付が必要）による欠席については、補講又はレポート提出を行うことにより出席扱いとすることができる。

二 実験・実習科目は、前号の講義科目に定める条件と同様とする。

三 遅刻・早退として認める者は、遅刻にあつては授業開始後15分までに入室した者、早退は授業終了15分前以降に退室した者とする。ただし、遅刻又は早退は、4回で欠課1回として換算（端数切捨て）し、出席回数から減算する。

四 各授業科目の公欠扱いは、授業開講回数の2/15回までとする。

(欠超科目・試欠科目)

第13条 欠超科目とは、履修登録した受講科目を、本学が許容する欠課時数を超過して欠席し、前条に定める出席条件を満たしていない科目をいう。

2 試欠科目とは、前条に定める出席条件を満たしているが、各学期で実施する試験を受験していない科目をいう。

(公欠扱)

第14条 学生が本学の定めた欠席事由に該当し、授業を欠席する場合は、公欠扱い届を提出しなければならない。

2 公欠扱いとなる欠席事由、提出書類及び手続きについては、別に定めるところによる。

(進級)

第15条 履修登録した各年次の授業科目を修得した単位数が、下表の基準を満たした者は、進級することができる。ただし、3年次から4年次への進級にあつては、進級に必要な修得単位数は設定しないものとし、未修得科目があつても4年次に在学することができるものとする。

学 科	条 件	進級できる基準 (修得総単位数)	
		2年次への 進級	3年次への 進級
機械システム工学科	25単位 以上	60単位 以上	
電子ロボット工学科			
情報メディア学科			

2 進級の認定は、教授会の議に付し、学長が行う。

3 第1項に定める2年次又は3年次に進級できる修得総単位数に満たない者のうち、学科長が特別なやむを得ない理由があると認めた場合は、教授会の議に付し、学長が進級を認定することがある。

(卒業研究の着手)

第16条 卒業研究は、下表の学科が定める修得総単位数及び授業科目の単位修得を満たした場合、指導教員の指導のもとに着手できるものとする。ただし、4年次に進級した

者で、下表の修得総単位数及び4年次進級時の条件を満たさない学生は、条件を満たした後に卒業研究に着手できるものとする。

条件 学 科	卒業研究に着手できる 修得総単位数及び条件
学科共通	100単位以上 ・数学素養の履修を指定された者は、数学素養の単位を修得しているものに限る。
機械システム 工学科	・3年次前期終了時：工学基礎実験1、同2、プロジェクト実習1、同2、同3の科目の単位を修得している者に限り卒業研究（「卒業研究導入」の科目）に着手できる。 ・4年次進級時：工学基礎実験1、同2、プロジェクト実習1、同2、同3、同4の科目の単位を修得している者に限る。 ・一級自動車整備士養成課程：プロジェクト実習3、同4の科目の単位を修得している者に限り「卒業演習」「卒業研究」の科目に着手できる。 ただし、「卒業研究」は、GPAが2.8以上かつ課程内成績順位が3位以内である者に限る。
電子ロボット 工学科	・3年次前期終了時：電気基礎・同実験、電子基礎・同実験、プロジェクト実習1、同2、同3の科目の単位を修得し、必修科目の単位未修得科目が6単位以内である者に限り卒業研究（「卒業研究1」の科目）に着手できる。 ・4年次進級時：電気基礎・同実験、電子基礎・同実験、プロジェクト実習1、同2、同3、同4の科目の単位を修得し、必修科目の単位未修得科目が6単位以内である者に限る。 ※ここでいう必修科目には、1、2年次の選択必修科目を含むものとする。IoTモノづくりコースは、コース指定科目に係わらず、学科の基準に準ずる。
情報メディア 学科	・4年次進級時：情報メディア演習1、同2の科目の単位を修得し、かつ、スマホアプリ開発演習、ソフトウェア開発プロジェクト、ネットワーク実習、組込みシステム実験のうち2科目以上の単位を修得している者に限る。

- 卒業研究着手の認定は、教授会における卒業研究着手判定会議の議に付し、学長が行う。
- 卒業研究の専攻分野については、所属学科の系科目を履修した学生の単位修得状況に十分配慮して指導するものとする。
- 決定した卒業研究の専攻分野については、テーマの変更は認めるが、専攻分野の変更は認めない。ただし、所属学科の都合により、専攻分野を変更させることができるものとする。
- 第1項に定める卒業研究に着手できる修得総単位数及び条件を満たさない者のうち、学科長が特別なやむを得ない理由があると認めた場合は、教授会の議に付し、学長が卒業研究着手を認めることがある。
(卒業研究の成果と単位認定)

第17条 卒業研究の成果は、卒業研究論文としてまとめ、卒業研究指導教員の提出許可をうけ、所定の期日までに学務課に提出しなければならない。所定の期日を過ぎての提出については、原則これを受理しない。

- 提出された卒業研究の単位認定審査は学科で行うものと

し、必要と認めたときは当該学科に属さない審査員を加えることができる。可否の結果は、指定された期日までに学務課へ提出する。

(留年)

第18条 第15条及び第17条の定めるところにより、進級できなかった者、卒業研究を不合格となった者及び卒業に必要な修得単位数が不足した者は留年とする。

2 留年となった者の次年度の履修に関する取扱いについては、学年ごとに審査決定し、次年度はじめに指示するものとする。

(退学勧告)

第18条の2 4年次を除き、年間の修得単位数が12単位未満あるいはGPAが0.25未満の者には、工学部長が退学を勧告する。ただし、本人および学科の意見を聞いた上で、成業の可能性があると判断されれば、この限りではない。

(警告)

第18条の3 学修状況が次のいずれかの場合、工学部長は学生へ警告する。

一 各学年終了時の修得総単位数が、次の推奨する修得総単位数の85%を満たさない場合

1年終了時	2年終了時	3年終了時
38単位以上	78単位以上	120単位以上

二 GPAが在籍する学科において下位4分の1に属する場合

三 1年間の出席率が8割以下であるなど学習意欲が低いと本学が判断した場合

(卒業研究のやり直し)

第19条 卒業研究を審査不合格となり留年となった場合は、当該学科にて指導教員を決め、指導教員の下で新たに卒業研究に着手する。

2 削除

(卒業認定)

第20条 卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

条件 学 科	共通教育科目	専門教育科目	合計
機械システム 工 学 科	必修含めて 49単位以上 (AUT教育2単位 キャリア教育4単位 保健体育2単位 外国語8単位 (英語から6単位以上、 留学生は日本語から6単位以上))	必修含めて75単位以上	124 単位以上
電子ロボット 工 学 科			
情報メディア 学 科			

2 卒業認定の時期は、卒業年次の学年末に行う。ただし、卒業に必要な修得単位数が不足し留年となった者で、当該科目を再履修し、単位を修得し卒業基準を満たした者の認定の時期は、卒業単位数を満たした年度の前期末又は学年末に認定することができる。

(編入学等)

第21条 編入学、再入学、転入学者の履修については、原則として所属する学科及び年次の履修方法を適用する。

(試験及び成績評価)

第22条 この規程に基づき、試験及び成績評価にかかる必要な事項は、別に定める。

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
2 平成18年度以前に入学した学生は、この細則に定めるもののほか、なお従前の授業科目の履修に関する細則(平成12年4月1日施行)を適用する。

附則

1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
2 平成19年度以前に入学した学生は、この細則に定めるもののほか、なお従前の授業科目の履修に関する細則(平成12年4月1日施行)を適用する。

附則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2 この規程は、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前に入学した学生は、なお、従前の授業科目の履修に関する細則(平成12年4月1日施行)を適用する。
3 この規程施行後は、従前の「愛知工科大学授業科目の履修に関する細則」は「愛知工科大学授業科目の履修に関する規程」となった。

附則

1 この規定は、平成25年4月1日から施行する。
2 平成24年度以前に入学した学生は、この規程に定めるもののほか、なお従前の授業科目の履修に関する規程(平成23年4月1日改正)を適用する。

附則

1 この規定は、平成26年4月1日から施行する。
2 平成25年度以前に入学した学生は、この規程に定めるもののほか、なお従前の授業科目の履修に関する規程(平成25年4月1日改正)を適用する。

附則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2 第12条第一号から第三号は、平成27年度に在学する学生から適用する。ただし、一級自動車整備士養成課程の4年次については、平成28年度入学生から適用する。
3 平成26年度以前に入学した学生は、この規程に定めるもののほか、なお従前の授業科目の履修に関する規程(平成26年4月1日改正)を適用する。

附則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
2 平成27年度以前に入学した学生は、改正後の第16条及び第20条にかかわらず、なお従前の授業科目の履修に関する規程(平成27年4月1日改正)を適用する。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2 平成28年度以前に入学した学生は、改正後の第15条、第16条にかかわらず、なお従前の授業科目の履修に関する規程(平成28年4月1日改正)を適用する。

附則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
2 平成29年度以前に入学した学生は、改正後の第12条、

第15条、第16条にかかわらず、なお従前の授業科目の履修に関する規程(平成29年4月1日改正)を適用する。

3 平成30年度に第1学年に在籍する学生は、入学年度にかかわらず第12条の改正を適用できるものとし、以降平成30年度入学生の学年進捗とともに適用する学年を追加するものとする。

附則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
2 平成30年度以前に入学した学生は、改正後の第16条、第20条にかかわらず、なお従前の授業科目の履修に関する規程(平成30年4月1日改正)を適用する。

附則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
2 平成31年度以前に入学した学生は、改正後の第20条にかかわらず、なお従前の授業科目の履修に関する規程(平成31年4月1日改正)を適用する。

附則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
2 令和2年度以前に入学した学生は、改正後の第16条、第20条にかかわらず、なお従前の授業科目の履修に関する規程(令和2年4月1日改正)を適用する。

I o Tモノづくりコースに関する規程

平成29年1月26日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知工科大学学則(以下「学則」という。)第3条の2の規定に基づき、I o Tモノづくりコース(以下「本コース」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本コースは、履修生を各学科から特別選抜し、従来の学科教育に学科横断型教育およびインターンシップを加えた3本立て教育により、I o T(Internet of Things)時代のモノづくりの進化・革新を担うエンジニアの育成を目指す。

(学生定員)

第3条 本コースの定員は、原則各学科5人とする。

(履修資格)

第4条 本コースの教育科目を履修することができる者は、2年次前期までの累積GPAが原則2.8以上あり、各学科の審議により選抜されたものとする。

(申請)

第5条 本コースを志願する学生は、指定する期日までに、本コースの希望申請書(様式1)を学務課へ提出しなければならない。

(選考)

第6条 学長は本コースの長に、受入れの可否についての審査を付託するものとする。

2 本コースの長は、当該審査の結果を学長に報告する。

(許可)

第7条 学長は、前条の選考結果に基づき、本コースの履修を許可する。

(授業科目)

第8条 本コースを修了するための教育科目は、学則別表に定めたとおりとする。

2 本コースの選考前に開講される科目は、本コースの履修を希望する者のうち、1年次の年間GPAが2.8以上を満たす者が履修できるものとする。ただし、履修人数の上限は、本コースが定めることができるものとする。

(修了証書)

第9条 本コースを修了した者には、修了証書(様式2)を授与する。

(コース変更)

第10条 本コースから学科の通常カリキュラムへの履修変更に関する事項は、別に定める。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、本コースに関し必要な事項は、教務委員会の議を経て別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前に入学し、平成31年4月1日現在本コースを履修している者については、従前の規程を適用する。

附則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

試験及び成績評価に関する規程

平成12年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知工科大学授業科目の履修に関する規程第22条(以下「履修規程」という。)の規定に基づき、学生の試験及び成績評価に関し必要な事項を定める。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、追試験とする。

(定期試験)

第3条 定期試験は、原則として学期末に前期試験及び後期試験として実施する。

2 試験の科目・日時・時間割その他必要な事項は、試験実施の1週間前までに公表する。

(追試験)

第4条 学生が本学の定めた欠席事由に該当し、やむを得ない理由により前条の定期試験を受験することができなかった者に対して追試験を行うものとする。

2 追試験を受験する者は、所定の追試験申込書に必要事項を記入し提出するものとする。

第5条 削除

(試験の方法)

第6条 試験は、筆記試験又は実技試験により行う。ただし、授業科目によっては、レポート、論文等をもってこれに代えることができるものとする。

2 やむを得ない事情で定期試験を受験できない者は、欠席届を速やかに学務課に提出しなければならない。

(試験の受験を認めない者)

第7条 次の各号の一に該当する者は、試験の受験を認めないものとする。

一 受験しようとする科目について履修届を提出していない者

二 学生証明書を所持していない者

三 試験開始後20分以上遅刻した者

(不正行為者に対する処置)

第8条 試験において不正行為を行った者は、停学以上の処分にし、当該学期に履修届を提出している全科目について単位を与えないものとし、当該試験期間中の以後の受験も認めないものとする。

2 不正行為者に対する処分については別に定める。

(成績評価)

第9条 履修した科目の成績評価は、授業科目担当者が、科目に設定した別表で定める総合力3要件の指標と評価基準の割合によるものとする。各指標に対する評価の要素は、定期試験又は追試験の成績、平常の学習状況、レポートの内容・提出状況等を対象とするもの及びその割合も%で表記する等、評価基準と評価方法を明確にし、総合的に評価するものとする。ただし、別表で定める3要件の指標と評価基準の割合のうち、能力に関する成績は、能力配点の6割以上でなければ合格点をつけることができない。

2 演習、実験、実習及び実技の科目については、前項の規定によらないことができる。

3 公欠による追試験による成績は、得点の10割とする。

4 修得した単位、及び成績の取り消しは認めないものとする。

5 通年開講科目の学年成績の評価は、原則として前期と後期の両方の成績を平均して行い、その平均成績が以上の場合に所定の単位を与える。ただし、平均成績が不可であっても、後期において相当の向上が認められ、かつ出席状況が良好な場合には、学年成績として合格最低点を与えることができる。

(成績区分)

第10条 成績の区分は次のとおりとし、可以上を合格とする。

秀 … 100点～90点

優 … 89点～80点

良 … 79点～70点

可 … 69点～60点

不可 … 59点以下

2 卒業研究の成績は、第1項の評語(秀、優、良、可、不可)の他に合格又は不合格とする。

(単位認定)

第11条 第10条により合格した者に単位を認定する。

(休学者、退学者の単位認定)

第12条 休学者又は退学者で、次の各号の一に該当する場合には、前条までの規定により成績の評価を行い、合格者には所定の単位を認定する。

一 前期に受講した科目で、休学又は退学の許可日が前期の終了日(9月30日)以後の場合

二 後期に受講した科目及び通年で受講した科目で、休学又は退学の許可日が後期(学年)の終了日(3月31日)以後の場合

2 前項の規定にかかわらず、休学又は退学の許可日が、学期又は学年の中途における月日の場合であっても、休学又は退学の許可以前に終了した科目を履修し、その試験を受

験しており、又はその実習に出席している場合には第10条及びこの条の規定により成績の評価を行い、合格者には所定の単位を認定する。

(一級自動車整備士養成課程)

第13条 一級自動車整備士養成課程は、この規程に定めるもののほか試験に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、試験及び成績評価に関し必要な事項は、教務委員会の議を経て教授会が別に定める。

附則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
2 平成18年度以前に入学した学生は、この細則に定めるもののほか、なお従前の授業科目の履修に関する細則(平成12年4月1日施行)を適用する。

附則

1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
2 平成19年度以前に入学した学生は、この細則に定めるもののほか、なお従前の授業科目の履修に関する細則(平成12年4月1日施行)を適用する。

附則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2 この規程施行後は、従前の「愛知工科大学試験及び成績評価に関する細則」は「愛知工科大学試験及び成績評価に関する規程」となった。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
2 平成25年度以前に入学した学生は、この規程に定めるもののほか、なお従前の試験及び成績評価に関する規程(平成25年4月1日改正)を適用する。

附則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
2 平成27年度以前に入学した学生は、この規程に定めるもののほか、なお従前の試験及び成績評価に関する規程(平成26年4月1日改正)を適用する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 総合力3要件の指標と評価基準(第9条第1項関係)

要件	大項目		中項目	
	指標	基準	指標	基準
意欲の向上	意欲の向上	夢や目的意識を持ち、その実現に向けて努力することができるようになる	自己実現	将来やりたい事やなりたいたいと思う職業人像が分かるようになる
			気概	困難や苦勞、課題から逃げず、自ら進んで立ち向かい、取り組むことができるようになる
			向学心	解決すべき課題を意識し、自ら進んで学習に取り組み、向上を目指すことができるようになる
			勤勉	学習や物事に継続して熱

人間性	誰からも信頼され、歓迎され、協同して物事に取り組めるようになる	好奇心	心に取り組むことができるようになる 新しい事や未知の世界への興味、さらには未来への夢を持つことができるようになる
		誠実	偽ることなく真心を持って人や物事に対することができるようになる
		思いやり	誰とでも親しみ、相手の立場に立って他人を理解し、心配りができる
		協調性	他人と力を合わせて物事に対することができるようになる
能力	主体的学修習慣と必要な能力を身につけ、成績の向上を通して自らの成長に自信を持てるようになる	社会性	社会や組織、集団の一員として規則・決まりごと・礼儀・マナーを尊重し、自分の立場を理解し役割と責任を果たすことができるようになる
		教養	社会情勢や出来事に対して自分の考えを持ち、国内外の様々な人と意見交換して理解し合うための知識基盤が持てるようになる
		基礎学力	技術者として共通的に必要な理数系の素養があり、ものごとの真偽について自ら考える力を持てるようになる
		専門学力・技能	技術者として専門分野において求められる知識・技能とその応用力が養われる
		コミュニケーション力	国内外において的確に相手の意見を理解し、自分を表現して意見交換や相互理解ができるようになる
		問題解決・課題探求力	知識と技能・技術を駆使した問題の解決と進捗につながる新たな課題を探ることができるようになる。

他の大学等における授業科目の履修等に関する規程

平成12年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知工科大学学則第27条第4項の規定に基づき、愛知工科大学(以下「本学」という。)の他の大学等における授業科目の履修等に関し必要な事項を定める。

(他大学及び外国の大学等との協議)

大学等において修得した単位の認定に関する規程

平成12年4月1日制定

第2条 前条の実施にあたっては、学長は、他大学及び外国の大学等又は教育機関の長（以下「他大学等」という。）と協議し、次に掲げる事項について、教授会の議に付し行うものとする。

授業科目の範囲
対象となる学生数
単位の認定方法
履修期間
授業料等
その他必要な事項

（履修の手続）

第3条 前条の協議が成立した他大学等において授業科目の履修を希望する学生は、当該他大学等が定める期間内に所定の申請ができるよう、あらかじめ学長に対し、当該他大学等が定める書類をもって願出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、外国の大学等にあつては、授業科目の履修を希望する学生は、留学願（別記様式第1）及び留学計画書を学長に提出しなければならない。

（履修の許可）

第4条 前条第1項の願出があつたときは、学長は、教授会の議に付し、当該他大学等に依頼し、その承認を得て、当該他大学等での授業科目の履修又は当該外国の大学等への留学を許可する。

2 学長は、外国の大学等への留学を許可した学生に対し、留学許可書（別記様式第2）を交付するものとする。

（履修報告書等の提出）

第5条 前条の規定により他大学等での授業科目の履修を許可された学生は、履修期間又は留学期間が終了したときは、履修報告書（別記様式第3）に成績証明書を添え、学長に提出しなければならない。

（履修又は留学の許可の取消し）

第6条 学長は、派遣学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該他大学等の長と協議の上、第4条の許可を取り消すことができる。

- 一 学業成績不良で成業の見込みがないと認められるとき
- 二 派遣学生として当該他大学等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき
- 三 その他許可を取り消すべき行為があると認められるとき

2 学長は、前項の取消しを行うときは、あらかじめ、当該学生に対応する関係教員等の意見を聴くものとする。

（単位の認定）

第7条 単位の認定については、本学他の大学等において修得した単位の認定に関する規程の定めるところによる

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、他の大学等における授業科目の履修等に関し必要な事項は、教務委員会の議を経て教授会が別に定める。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式第1、2、3 省略

（趣旨）

第1条 この規程は、愛知工科大学学則第27条及び愛知工科大学他の大学等における授業科目の履修等に関する規程第7条の規定に基づき、他の大学等における授業科目の履修による単位の認定（以下「単位認定」という。）に関し、必要な事項を定める。

（単位認定の対象とする他の大学等）

第2条 単位認定の対象とすることができる他の大学等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 大学間（学部間を含む。）交流協定締結大学
- 二 短期留学推進制度（派遣）実施要項に基づく派遣先大学
- 三 放送大学
- 四 単位互換協定締結大学
- 五 その他修学上支障がないと認められる大学又は短期大学

（事前届出）

第3条 単位認定を受ける目的をもって他の大学等において授業科目を履修しようとする学生は、事前に指導教員に届け出るものとする。

（認定の方針）

第4条 他の大学等において履修した授業科目の修得した単位については、原則として、次項から第4項までの方針に従い、本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位として認定することができるものとする。

2 一般教養科目の取扱い

- 一 大学又は短期大学等で履修した授業科目と修得した単位のうち、本学カリキュラムに相当する科目があるとき。
- 二 高等専門学校にあつては、高校1～3年及び大学・短期大学1～2年に相当する科目とみなし、本学カリキュラムに相当する科目があるとき。

3 専門科目の取扱い

- 一 大学又は短期大学等で履修した単位のうち、本学カリキュラムに相当する科目があるとき。
- 二 高等専門学校に置ける専門科目については、3年次までのものであつても専門内容の高い授業と認められるものについては、本学カリキュラムに相当する科目があるとき。

4 大学設置基準又は短期大学設置基準に定める大学又は短期大学以外の教育施設等における学習があるときは、上記に準じ単位を認定することができる。

（申請手続）

第5条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期の始めに、他の大学等において修得した単位に係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書その他必要書類を添えて、学長に申請するものとする。

（審査）

第6条 学長は、前条の申請があつたときは、当該所属学科で審査させるものとする。ただし、教養科目に相当するものについては総合教育センター長と協議するものとする。

（単位認定）

第7条 単位認定は、当該授業科目の関係教員（以下「関係教員」という。）の判定に基づき、教授会の議を経て行うものとする。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

（申請者への通知）

第8条 学長は、単位認定の結果を、他の大学等において修得した単位に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

（履修指導）

第9条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、教務委員会の議を経て別に定めることができる。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式第1、2 省略

大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する規程

平成25年4月1日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、愛知工科大学（以下「本学」という。）学則第28条の規程に基づき、大学以外の教育施設等における学修のうち「その他文部科学大臣が定める学修」（以下「他の学修」という。）について、本学における共通科目を履修したものとみなして単位を与えることができることに、必要な事項を定める。

（単位を与えることのできる学修）

第2条 この規程において、単位を与えることのできる学修とは、次の各号に掲げる資格試験（以下「試験」という。）で、次条に定める成績基準を満たすものとする。

- 一 実用英語技能検定試験（以下「英検」という。）
- 二 TOEFL (Test of English as a Foreign Language)
- 三 TOEIC (Test of English for International Communication)

2 前項に規定する試験は、本学在籍中及び本学入学前に受験したものとする。ただし、本学入学前に受験した場合は、資格取得日又は成績証明書発行日から2年以上経過したものは除くものとする。

（単位認定の成績基準等）

第3条 前条に規定する試験での単位認定の成績基準、授業

科目及び認定単位数は、別表のとおりとする。ただし、認定時において、当該授業科目の単位を既に修得している場合は、その単位数を控除して認定する。

（申請手続）

第4条 単位認定を受けようとする者は、大学以外の教育施設等における学修の単位認定申請書（別紙様式1）に試験の認定（合格）通知書又は成績証明書（原本に限る。）を添え、学長に申請するものとする。

（単位認定）

第5条 前条に基づき申請のあった者の単位認定は、教務委員会の議に付し、学長が行うものとする。

2 学長は、単位認定の結果（別記様式2）を当該学生に通知するとともに、当該学生が所属する学科長に報告する。

（学籍簿への記載）

第6条 単位認定した科目の学籍簿への記載は、「TOEIC〇〇点」とし、成績評価欄には「認定」と表示する。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

第3条関係

（単位認定の成績基準等）

学部	成績基準（スコア／級）	授業科目及び認定単位数
工学部	TOEIC 750点以上 TOEFL(iBT)61点以上 英検 準1級以上	共通教育の英語科目の「英語1中級」「英語2中級」及び「TOEIC」の6単位を認定する。
	TOEIC 550点以上 TOEFL(iBT) 50点以上 英検 2級	共通教育の英語科目の「英語1初級」及び「英語2初級」の4単位を認定する。
	TOEIC450点以上 TOEFL(iBT)40点以上 英検 準2級	共通教育の英語科目の「基礎英語1」を2単位認定する。

注) TOEFL iBT (TOEFL Internet-based testing)

TOEICには、TOEIC IPを含む

海外語学研修の単位認定に関する取扱規程

平成29年4月1日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、愛知工科大学学則第27条第4項の規定に基づき、愛知工科大学（以下「本学」という。）が主催

又は推薦する海外語学研修プログラムを修了した者の単位認定について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とするプログラム)

第2条 この規程で単位認定の対象とするプログラムは、当該年度に本学が主催又は推薦するものとする。

(認定単位の取扱い)

第3条 この規程で認定する単位は、科目名を「海外語学研修」とし、外国語区分の卒業要件単位に算入できるものとする。

2 単位認定の申請は、在学中に1回限りとする。

3 この規程で認定する単位は、履修登録単位数の上限設定の対象としない。

4 この規程で認定された単位の成績評価は、「認定」とする。
(単位の認定手続)

第4条 前条の規定により単位の認定を受けようとする者は、所定の期日までに「単位認定申請書」(別記様式第1)及び「海外語学研修修了証明書」を学務課を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第5条 学長は、前条の申請があったときは、総合教育センターで審査させるものとする。

(単位認定)

第6条 単位認定は、総合教育センター長の判定に基づき、教授会の議を経て行うものとする。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第7条 学長は、単位認定の結果を、海外語学研修に係る単位認定通知書(別記様式第2)により申請者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、海外語学研修の単位認定に関し必要な事項は、教務委員会の議を経て教授会が別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式第1、2 省略

第4条 学外研修の授業科目を履修する学生(以下「学外研修学生」という。)は、学外研修参加申込書及び誓約書を、学外研修受入企業等に提出しなければならない。

2 前項の学外研修参加申込書及び誓約書は、学外研修受入企業等所定のもので代えることができる。

(学外研修の履修)

第5条 学外研修学生は、学外研修受入企業等の定める諸規則及び学外研修指導責任者(学外研修受入企業等における学外研修指導責任者をいう。以下同じ。)の指示に従って、学外研修の授業を履修しなければならない。

(異動報告)

第6条 学外研修学生は、学外研修期間中に学外研修受入企業等の研修場所に異動が生じたときは、学外研修指導教員(以下「指導教員」という。)に異動の報告をしなければならない。

(学外研修報告書)

第7条 学外研修学生は、学外研修が終了したとき、学外研修指導責任者の認印を得て、指導教員に学外研修報告書を提出しなければならない。

(学外研修時間)

第8条 学外研修時間は、原則として夏季休業期間内の4週間以内とし、学外研修受入企業等において定める時間、又は学外研修指導責任者の定める時間とする。

(遅参、早退及び休む場合の手続き)

第9条 学外研修学生は、学外研修の時間に遅参、早退又は休む場合は、事前に学外研修指導責任者の承認を得なければならない。

(休日)

第10条 学外研修学生の休日は、学外研修受入企業等において定める休日とする。

(補則)

第11条 この規程に定めるものの他、学外研修に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、機械システム工学科一級自動車整備士養成課程に所属する学生には適用しない。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

学外研修(インターンシップ)に関する規程

平成21年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、インターンシップ(以下「学外研修」という。)に関し、必要な事項を定める。

(学外研修受入企業等)

第2条 学生が学外研修を履修するための企業又は国若しくは地方公共団体等(以下「学外研修受入企業等」という。)は、キャリアセンター運営委員会の議に付し、学長が選定する。

(学外研修の授業科目)

第3条 学外研修の授業科目は、学外研修受入企業等の先で実施するものとする。

(学外研修参加申込書及び誓約書)

長期にわたる教育課程の履修に関する規程

平成20年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知工科大学学則(以下「学則」という。)第31条第2項及び愛知工科大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第35条第2項の規定に基づき、本学における長期履修(学則第4条に規定する修業年限(以下「修業年限」という。)、又は、大学院学則第5条に規定する標準修業年限(以下「標準修業年限」という。))を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。(以下同じ。)に関し必要な事項を定める。

(申請の資格)

第2条 長期履修を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限又は標準修業年限内での修学が困

難な事情にあるものとする。ただし、修業年限又は標準修業年限における最終年次の者を除く。

- 一 職業を有し、就業している者
- 二 家事、育児、介護等に従事している者
- 三 その他相当の事由があると認められる者とする。

(長期履修の期間)

第3条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第4条第2項又は大学院学則第6条に定める年限内とする。

(申請手続等)

第4条 長期履修を申請しようとする者は、別紙の書類を、長期履修の許可を受けようとする学年開始の1か月前(入学予定者にあつては、別に定める日)までに学長に提出しなければならない。ただし、卒業する予定の学年時における申請はできない。

(許可)

第5条 長期履修の許可等は、教授会又は工学研究科教授会の議に付し、学長が行う。

2 長期履修を許可した場合は、長期履修学生許可書により通知するものとする。

(履修形態の変更)

第6条 前条の規定により長期履修を許可された者は、許可された長期履修の期間の変更を申し出ることができない。ただし、許可された長期履修の期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。次項において同じ。)については、1回限り申し出ることができる。

2 許可された長期履修の期間の短縮にかかる手続については、前条の規定を準用する。

3 長期履修の取りやめを認められた者は、再度、長期履修の申出を行うことはできない。

(授業料)

第7条 長期履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)の授業料は、別に定める。

(長期履修の期間)

第8条 長期履修できる期間は、1年を単位とし、学則に定める標準修業年限の2倍の年数を限度とする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、教授会又は工学研究科教授が別に定める。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2 この規程施行後は、従前の「愛知工科大学・愛知工科大学自動車短期大学長期にわたる教育課程の履修に関する規程」は「愛知工科大学長期にわたる教育課程の履修に関する規程」となった。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

学 生 規 程

平成20年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知工科大学学則及び愛知工科大学大学院学則に定めるもののほか、学生に共通する遵守すべき事項を定める。

(誓約書・同意書)

第2条 学生は、入学手続時に誓約書及び同意書(別紙様式)を提出しなければならない。

2 入学後は、誓約書及び同意書に基づく学生宣言に則して行動しなければならない。

3 誓約書及び同意書の提出後、記載内容に異動があったときは、速やかに届出なければならない。

(氏名、現住所等)

第3条 学生は、氏名、現住所等に異動があったときは、速やかに変更届を提出しなければならない。

(学生証)

第4条 学生は、学生証の交付を受け、必ずこれを携帯し、本学の職員から要求のあったときはいつでも学生証を提示しなければならない。

2 学生証を紛失若しくは汚損したとき又は記載内容に変更が生じたときは、速やかに学務課長に届け出て、再交付を受けなければならない。

3 再交付を受けるときの手数料は、別に定める。

4 学生は、卒業、退学、除籍等で学生の身分を失ったとき又はその有効期限を経過したときは、直ちに学生証を返納しなければならない。

(保証人)

第5条 保証人は、本学の教育方針に協力し、学生の修学目的の達成に努め、学生の身上に関する事項につき責任を負うものでなければならない。

第6条 保証人は、保護者又はこれに準ずる者とする。

第7条 保証人に住所の変更等異動のあった場合には、速やかにこれを届け出なければならない。

(健康診断)

第8条 学生は、本学が実施する定期健康診断を受けなければならない。ただし、特別な事情により健康診断を受けることができない場合は、その旨を申し出て指示を受けなければならない。

(欠席届)

第9条 学生が病気その他の事由により1週間以上欠席するときは、その事由を付して届け出なければならない。

(休学願)

第10条 疾病その他特別の理由により引き続き3月以上修学することができない者は、休学期間を定め、理由書を添えて、休学願を提出しなければならない。この場合、疾病の理由による休学願は、医師の診断書を添付しなければならない。

(復学願)

第11条 休学期間満了の者又は休学期間中にその理由が消滅した者は、復学願を提出しなければならない。この場合、疾病の理由による休学は、その理由が消滅して復学しようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(退学願)

第12条 退学しようとする者は、その理由書を添えて、退学願を提出しなければならない。この場合、疾病の理由による退学願は、医師の診断書を添付しなければならない。

(海外渡航届)

第13条 学生が海外渡航する場合は、その事由などを付して届け出なければならない。

(服装)

第14条 服装は、各自の良識により、清楚端正で、本学学生の本分を十分に保持するものでなければならない。ただし、実験・実習等の服装は、本学が定めた内規に従うもの

とする。

(集会)

第15条 学生が集会をしようとするときは、その2日前までに集会の名称、目的、場所、参加予定人員をその責任者が届け出なければならない。学生が合宿する場合もこれに準ずるものとする。

(喫煙場所)

第16条 学内における喫煙は、火災の危険や非喫煙者に対する迷惑行為となるため、指定された場所以外では厳禁とする。

(団体)

第17条 学生が団体を組織しようとするときは、団体の名称、目的、会則等を届け出なければならない。

2 学内団体が学外団体に加入しようとするときは、その団体の名称、目的、会則及び役員名をその責任者が届け出なければならない。

3 学内団体が届出事項を変更し又は解散、脱退するときは、速やかにこれを届け出なければならない。

4 団体に関し必要な事項は、別に定める。

(団体的行動)

第18条 学生が団体的行動(示威運動、署名運動、投票、世論調査など一般公衆又は学生を対象として行う活動をいう。)又は拡声機使用など高音を伴う行為を行うときは、その目的、日時、場所及び参加人員を責任者が届け出なければならない。

(掲示)

第19条 学生に対する本学からの通知は、原則として掲示により行うので学生は常に本学掲示板の掲示に注意し熟読しておかななければならない。

第20条 学生が掲示しようとするときは、責任者を明記して掲示物の許可を受けなければならない。掲示物が掲示期間を過ぎた場合は、速やかに撤去しなければならない。許可なくして掲示した物及び所定の掲示場所以外に掲示した物は、これを撤去することがある。

(立看板)

第21条 学生が立看板をしようとするときは、責任者は、立看板の記載事項を届け出なければならない。

(印刷物)

第22条 学生が雑誌、新聞、小冊子その他印刷物(複写物を含む。)を配布しようとするときは、責任者は、印刷物を添え届け出なければならない。

(金銭の收受)

第23条 学生が物品を販売し又は寄附を募ろうとするときは、責任者は、販売品名、目的、方法などを届け出なければならない。

(施設の利用)

第24条 学生が集会その他正規の授業以外の目的に本学の施設、設備、物品等を使用しようとするときは、事前にこれらの管理責任者の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第25条 学生は、故意又は過失により施設、設備、物品等を破損、滅失又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(大学名の使用)

第26条 学生が学外において本学の名を使用して団体活動又は掲示をしようとするときは、あらかじめ学長に願い出て許可を受けなければならない。

(禁止)

第27条 学生及び学生団体の行為が本学の機能を害し又は学内の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、これを禁止する。

(願出・届出等)

第28条 前条までに定める学生からの願出及び届出については、学長あてに学務課の指示された窓口へ提出しなければならない。

2 願出及び届出に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第29条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教授会の議を経て別に定める。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程施行後は、従前の「愛知工科大学・愛知工科大学自動車短期大学学生規程」は「愛知工科大学学生規程」となった。

附則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

別紙様式(第2条)

誓約書兼同意書

愛知工科大学
学長 殿

貴学へ入学のうえは、学生宣言に則して行動することを誓います。

連帯保証人は、本人が貴学在学中にかかる一切の責任を引き受けるとともに、授業料等についても期日までに完納することを保証し連署押印して誓約いたします。

もし、この誓約に違背した場合は、貴学の定める指示及び罰則に従うことに何ら異存はありません。

また、個人情報保護基本方針及び個人情報の利用目的に関して同意いたします。

【学生宣言】

学園建学の精神をしっかりと受け止め、学則及び諸規則を順守して学生生活を送り、教育指針に従って、教育目標の達成に必須となる総合力と実践力の向上に努め、企業・社会から喜ばれ歓迎される人間となることを目指します。

平成 年 月 日(記入日)

本人	(受験番号)
入学する学科		学科
ふりがな		
氏名		Ⓜ
現住所		
電話	()	-

連帯保証人（本人との続柄）
〈連帯保証人は保護者でも構いません〉

ふりがな
氏 名 ④

現住所
電 話 () -

◎個人情報の利用目的

本学は、学校教育活動（入学手続き、学生証の交付及び交付に必要な情報提供、授業運営、教育指導、成績処理、学籍管理、学校行事の運営及び運営に必要な情報提供、学納金等の授受及び授受に必要な情報提供）、安全衛生活動（定期健康診断及び診断に必要な情報提供、傷害・損害保険の加入手続き及び手続きに必要な情報提供）、教育支援活動（学用品購入に必要な情報提供、奨学金申請等の手続き及び手続きに必要な情報提供、資格取得申請手続き及び手続きに必要な情報提供）、進路指導活動（就職・進学指導及び指導に必要な情報提供、その他進路に関する指導）、生活指導活動（寮生活指導及び指導に必要な情報提供、その他生活に関する指導）、その他（各種団体への集計・統計及び集計・統計の情報提供、保護者（連帯保証人）への成績等の提供）及び学生並びに保護者（連帯保証人）への各種案内・連絡に個人情報を利用します。

学生表彰規程

平成20年4月1日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、愛知工科大学学則第54条及び愛知工科大学大学院学則第55条第2項の規定に基づき、学生の表彰に関し必要な事項を定める。

（表彰の基準）

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する本学の学生又は学生の団体（以下「学生等」という。）について行う。

- 一 在学期間中において、人物が優れ極めて優秀な学業成績を挙げたと認められる学生等
- 二 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる学生等
- 三 課外活動において、特に優秀な成績を収め、課外活動の振興に功績があったと認められる学生等
- 四 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる学生等
- 五 その他前各号と同等以上の表彰に値する行為があったと認められる学生等

（表彰対象者の推薦）

第3条 工学部長、工学研究科長、学科長、学務部長又は課外活動の顧問教員等は、前条各号の一に該当すると認められる学生等（以下「表彰対象者」という。）を、学長に推薦することができる。ただし、前条第三号及び第四号に該当するものについては、学生委員会の議を経て学長に推薦するものとする。

（被表彰の選考及び決定）

第4条 学長は、推薦された表彰対象者の選考について、本学教授会の議に付し表彰する学生等（以下「被表彰者」という。）を決定する。

（表彰の方法）

第5条 表彰は、学長が表彰を決定したときは、表彰状を授与する。

2 前項の表彰状の授与に併せて、記念品等を贈呈することができる。

（表彰の時期）

第6条 表彰は、原則として卒業証書・学位記授与式の日のほか、表彰する必要があると認めたときはその都度実施することができる。

（公表）

第7条 被表彰者は、公表することができるものとする。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、教授会の議を経て別に定める。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後は、従前の「愛知工科大学・愛知工科大学自動車短期大学学生表彰規程」は「愛知工科大学自動車短期大学学生表彰規程」となった。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

学生懲戒規程

平成15年2月18日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、愛知工科大学学則第55条及び愛知工科大学大学院学則第56条の規定に基づき、学生の懲戒処分に関して必要な事項を定める。

（懲戒処分の対象）

第2条 懲戒処分の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 重大な反社会的行為
- 二 人権を不当に侵害する行為
- 三 試験における不正行為
- 四 その他、学生の本分に著しく反する行為

（懲戒の種類及び効果）

第3条 懲戒の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 退学 学生としての身分を喪失させること。この場合、原則として再び入学することを認めない。
- 二 停学 3月未満の期間を定めて、又は期間を定めず、登校を禁ずること。
- 三 訓告 学生に対して文書により注意を与え、将来を戒めること。

2 前項第二号の場合において、3ヶ月以内の停学は当該学期を在学期間に算入するが、3ヶ月を超える停学は算入しないものとする。

3 学生は、停学又は訓告の処分が行われた場合は、反省文を学長に提出しなければならない。

（セクシュアル・ハラスメント）

第4条 第2条第二号のうち、セクシュアル・ハラスメントについては、本規程にかかわらず、「ハラスメントの防止・対策等に関する規程」の定めるところによる。

（試験における不正行為）

第5条 第2条第三号の行為については、「定期試験等における不正行為に関する取扱要項」の定めるところによる。

(事実調査)

第6条 懲戒の対象とすべき行為があったと認められるときは、学務部長（学生委員会委員長）が学生委員会構成員及びクラス担任の協力連携のもと当該行為を行った学生（以下「当該学生」という。）の行為について事実調査を行うものとする。

2 学務部長は、前項の事実調査を行う場合、当該学生にその旨を通知し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が正当な理由なく事情聴取に応じない場合は、弁明の機会を放棄したものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、連絡先不明、その他やむを得ない事由により、当該学生に通知及び弁明の機会を与えることができないときは、これを行わないことがある。

(懲戒の手續)

第7条 学務部長は、前条の事実調査の結果、学生を懲戒する必要があると認めるときは、その処分内容について、学長の判断を求めなければならない。

2 学生委員会は、事実調査に基づいて処分案を作成しなければならない。

3 事実調査の事務は、学務課が行うものとする。

(懲戒処分の決定)

第8条 学長が処分内容を審議・決定すべきものと判断した場合、教授会は、事実調査結果に基づいて懲戒の種類及び内容を審議する。ただし、懲戒処分には必ず処分理由を付さなければならない。

(自宅待機)

第9条 学務部長は、処分が決定するまでの間に、当該学生に対し自宅待機を命ずることができる。

(懲戒処分の内示)

第10条 学長は、第8条に定める処分を決定したときは、当該学生及び保護者に対し文書をもって処分を内示する。

(異議申し立て)

第11条 前条の内示を受けた学生は、異議申し立てを行うことができる。

2 前項の申し立ては内示から1週間以内に、学長に対し、文書をもって行わなければならない。

3 前項により異議申し立てがあった場合は、学務部長及び当該学生の所属する学科長を含む学長が指名した若干名からなる監査委員会を設け、当該異議について審議する。

4 監査委員会が前項の異議に理由があると認めた場合、同委員会は文書をもって学長に通知するものとする。同通知を受けた学長は、速やかに第7条から第10条までの規定を準用し、再審査を行うものとする。

5 監査委員会が前項の異議に理由がないと判断した場合は、当該学生に文書をもって申し立ての却下を通知するものとする。同委員会は学長に対しても同通知を伝えるものとする。

6 監査委員会の事務は学務課が行う。

(懲戒処分書の交付)

第12条 懲戒を行うにあたり、学長は、当該学生へ懲戒処分書を交付するものとする。

(懲戒処分の発効日)

第13条 懲戒の発効日は、懲戒処分書を交付した日とする。

2 第9条により自宅待機中のものが停学処分となった場合は、自宅待機の期間を処分期間に含めるものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(無期停学の解除)

第14条 学長等は、無期停学となった学生について、その発効日から起算して3ヶ月を経過した後、停学の解除が適当であると認めるときは、教授会等の審議を経て、停学を解除することができる。

(停学中の学生指導)

第15条 停学中の学生に対しては、当該学生のクラス担任及び学務部長が指導するものとする。

(教育的措置の種類・効果)

第16条 教育的措置は、第2条に定める懲戒処分の対象とならない行為であって、学生の本分についての反省を促す措置であり、第6条に規定する事実調査を経て、学生委員会において行うものとする。

2 教育的措置の種類及び効果は、次のとおりとする。

一 厳重注意 口頭により注意を与え、反省を強く求めること。

二 注意 口頭により注意を促すこと。

3 学務部長は、教育的措置を行う場合、当該学生に反省文の提出を求めることができる。

(懲戒の掲示)

第17条 懲戒の掲示は停学以上とし、掲示期間は7日間とする。

(読み替え)

第18条 この規程を大学院に適用する場合は、規程中「学務部長」とあるのは「工学研究科長」に、「学生委員会」とあるのは「工学研究科教務委員会」に、「教授会」とあるのは「工学研究科教授会」読み替えて適用する。

(補則)

第19条 本規程の実施に関して、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成15年2月18日より施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

授業料の免除に関する規程

平成19年7月26日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知工科大学学則第41条第2項及び愛知工科大学大学院学則第50条第3項の規定に基づき、愛知工科大学（以下「本学」という。）における授業料の免除に関し、必要な事項を定める。

(免除の対象者)

第2条 免除の対象者は、本学の学生（懲戒処分を受けた者、研究生、科目等履修生、聴講生、博士後期課程、日本学生支援機構奨学金受給者（給付奨学金第三区分世帯を除く）等を除く。以下同じ。）とする。ただし、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免対象者（第6条に該当する者を除く）、または法人その他の団体から授業料に対する給付を受けている者は、この免除の対象者とならない。

2 私費外国人留学生は、別に定める規程を適用する。

(免除の選考及び許可)

第3条 免除は、本人の申請に基づき、別に定める選考基準により学生委員会の選考を経て、学長が許可する。

(経済的理由による免除)

第4条 修学の意味があるにもかかわらず、経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業が良好と認められる者は、授業料を免除することができる。ただし、学生の学費を主として負担している者(以下「学費負担者」という。)一人の収入金額が以下の基準額を満たす世帯に限る。

- 一 給与所得者 841万円以下
- 二 給与所得者以外 355万円以下

2 前項の授業料の納付が困難である事情の認定は、別表に定める書類に基づき行うものとする。

3 免除の額は、年度を前期及び後期に区分し、各期分の授業料について、その半額とする。

(やむを得ない事情による免除)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、授業料を免除することができる。なお、この選考にあたっては学業について選考対象としない。

- 一 学費負担者が死亡又は疾病により入院した場合
- 二 学生若しくは学費負担者が、自然災害により死亡もしくは行方不明である、又は、長期療養中もしくは重度の障害を負っている者
- 三 自然災害により家屋が全半壊や流出等の損壊又は浸水等の被害を受けた者若しくは避難生活を余儀なくされている者
- 四 二号又は三号以外で災害に伴い学費負担者が失業するなどして著しい家計急変があり、学費納入が困難である者。ただし、以下の家計基準に該当する世帯に限る。

- (1) 給与所得者 841万円以下
- (2) 給与所得者以外 355万円以下

五 新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響により著しい家計急変があり学費納入が困難である者。ただし、以下の家計基準に該当する世帯に限る。

- (1) 事由発生後の所得が昨年の所得と比較して 1/2 以下になっていること
- (2) 当該年度の所得見込みが以下の基準額を満たすこと
 - i 給与所得者 841万円以下
 - ii 給与所得者以外 355万円以下

六 その他やむを得ない事情があると学長が認める場合で、授業料の納付が困難であると認めた場合

2 前項各号の理由の認定は、別表に定める書類に基づき行うものとする。

3 免除の額は、年度を前期及び後期に区分し、各期分の授業料について、全額又は半額とする。

4 第1項各号において対象となるのは、授業料の各期の納付前6月以内(新入生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)にいずれかに該当し、かつ授業料の納入が著しく困難であると認めた場合

(修学支援制度適用後の取り扱い)

第6条 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援制度の第三区分(1/3 減額)に該当する世帯(第一区分、第二区分該当世帯は対象外)への授業料の免除額はその差額分とする。

(免除等の申請)

第7条 免除を申請しようとする者は、免除申請の意思表示を行うとともに、授業料免除等申請書(別紙様式)に別表に定める書類を添え、学務課へ提出しなければならない。

2 前項により届出があった場合は、その許可を取り消すものとする。

(申請理由消滅の届出及び許可の取消)

第8条 免除の許可を受けた者が、当該許可期間内に申請理由が消滅したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

2 前項により届出があった場合は、その許可を取り消すものとする。

第9条 免除を許可した日以降に、当該免除等の申請書類に虚偽の事項が発見される等不正の事実が明らかになった場合は、許可した日に遡及してその許可を取り消すことができるものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除に関する必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成19年7月26日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程施行後は、従前の「愛知工科大学・愛知工科大学自動車短期大学授業料の免除に関する規程」は「愛知工科大学授業料の免除に関する規程」となった。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2020年4月1日から施行する

附則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

別表(第4条、第5条、第6条関係)

区分	提出書類
第4条第1項による免除	① 世帯全員の収入証明書 ② その他本学が必要と認めた書類
第5条第1項第一号による免除	① 世帯全員(死亡者を除く)の収入証明書 ② 死亡または入院が確認できる書類
第5条第1項第二号、第三号、第四号による免除	① 世帯全員の収入証明書 ② 被災地の市区町村長発行の罹災証明書又はこれにかわるもの ③ 修繕等、費用が発生した場合に金額が確認できる書類
第5条第1項第五号、第六号による免除	① 世帯全員の収入証明書 ② 本学が必要と認めた書類

学修奨学金規程

平成20年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知工科大学学則第58条第2項の規定に基づき、愛知工科大学の優秀な学生に対する奨学金の

給付に関し、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この奨学金は、愛知工科大学学修奨学金（以下「奨学金」という。）といい、奨学金を受ける者を、愛知工科大学学修奨学生（以下「奨学生」という。）という。

(対象学生)

第3条 対象となる学生は、機械システム工学科、電子ロボット工学科及び情報メディア学科（以下「各学科」という。）において、2年次、3年次及び4年次（以下「各学年」という。）に進級する学生のうち、学業成績、人物ともに優秀で奨学生にふさわしい学生とする。

(奨学生の推薦)

第4条 奨学生の推薦は、前条の定める学生から選考の上、毎年3月末日までに学科長が学長に候補者として推薦するものとする。

2 前項の推薦に関し、候補者の選考にかかる必要な事項は、別に定める。

(奨学生採用数)

第5条 奨学生の採用数は、各学科、各学年2名とする。

(奨学金の額・給付時期)

第6条 奨学金の額は、3万円とし、給付時期は、毎年4月に行うものとする。

(選考及び決定)

第7条 奨学生の選考は、学生委員会の議に付し学長が決定する。

2 学長は、奨学生及び保護者に対し、文書にて奨学金給付を通知するものとする。

(事務)

第8条 この規程の奨学金に関する事務は、学務課において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て別に定める。

附則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
2 この規程施行前に実施した学修奨学金については、この規程を適用したものとみなす。

附則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
2 この規程は、平成26年度入学生から適用し、平成25年度以前の入学生にあっては、改正前の規程を適用するものとする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

教育ローン利子補給奨学金事務取扱規程

平成19年7月26日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知工科大学及び愛知工科大学自動車短期大学（以下「本学」という。）奨学金制度に基づき、本学へ納付することとなる学納金に対し、本学に在籍する学生の保護者が金融機関の教育関係ローン（以下「教育ローン」という。）により学納金相当の借入れを行った場合、その借入金を返済する際に支払った利子相当額を、本学が

利子補給奨学金として支給する事務処理を適切に行うため、その取扱いに関し必要な事項を定める。

(利子補給の対象者)

第2条 この規程の適用を受けることができる者は、金融機関の教育ローンにより学納金に相当する額（以下「借入額」という。）を借入れた本学に在籍する学生の保護者とする。ただし、日本学生支援機構奨学生に採択されている者及び他の機関等から奨学金を受けている者は対象者としな

い。

(利子補給の額等)

第3条 利子補給の額は、当該学生の標準修業年限内（以下「修業年限内」という。）の各年度において、当該年度に納入する学納金に対して借用した教育ローンに、保護者がある年度に支払った利子相当額とする。ただし、借入額がその年度に納付することとなる学納金の額を超える場合は、学納金の額に当該教育ローン金利により本学が計算した利子相当額を支払う。

2 前項の教育ローン金利の上限は5.5%とし、これを超える利子相当額は保護者の負担とする。

3 利子補給の額は、標準修業年限を超えて受けることはできないものとする。

(利子補給奨学金の申請)

第4条 利子補給奨学金として受給しようとする保護者は、教育ローン利子補給奨学金申請書（様式1）に本学が必要とする書類を添付して、学長に提出しなければならない。

(利子補給奨学金の決定及び通知)

第5条 学長は、前条の申請があったときは、速やかにその実情を調査し、利子の補給の可否を決定するものとする。ただし、前項の決定を行うに際して必要があると認めるときは、前条の申請を行った保護者に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。

2 学長は、利子補給奨学金を決定したときは、愛知工科大学教育ローン利子補給奨学金決定通知書（様式2）により当該申請した保護者に通知するものとする。

(利子補給金の支給)

第6条 学長は、前項により通知した保護者に対し、当該年度に保護者が支払った利子相当額を利子補給奨学金として支給するものとする。

(利子補給奨学金の支給停止及び返還)

第7条 学長は、次の各号に該当するときは、利子補給奨学金の支給停止又は返還を命ずることができるものとする。

一 当該学生にかかる、その年次の学納金の全額が完納していないとき。

二 当該学生が、利子補給奨学金の支給中に、退学等学生の身分を失ったとき。

三 保護者が、利子補給奨学金に関し虚偽又は不正な方法によって受給したと認めるときは、既に支給した利子補給奨学金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか利子補給奨学金に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年7月26日から施行する。

体育施設等使用規程

平成20年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知工科大学（以下「本学」という。）に置く体育施設及び課外活動体育施設（以下「体育施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 体育施設は、体育の授業、研究及び学生の課外体育その他に使用し、もって学生の心身の健全な発達を図ることを目的とする。

(体育施設の種類)

第3条 この規程において体育施設とは、次の各号に掲げる体育施設をいう。

- 一 体育館
- 二 屋外運動場
- 三 テニスコート
- 四 トレーニングルーム

(管理運営)

第4条 体育施設の管理は、学務部長が行う。

2 体育施設の管理運営に関する審議は、学生委員会において行う。

(使用の範囲)

第5条 体育施設は、本学の保健体育に関する授業、教職員の教育研究及び大学行事等を使用するほか、本学の学生の課外活動及び教職員の諸活動に使用させるものとする。

(使用時間)

第6条 体育施設を使用できる時間は、次のとおりとする。ただし、課外活動等で学務部長が特に認めた場合は、午後7時30分までの延長を認める。

午前9時30分～午後5時30分

(休日、祝祭日は除く)

(使用の順位)

第7条 体育施設使用の優先順位は、原則として、次に掲げるとおりとする。

- 一 保健体育に関する授業並びに研究及びこれに関連して行われる行事等
- 二 学生の課外体育活動、体育行事
- 三 本学の学生又は教職員が課外体育活動又はスポーツ活動に使用する場合
- 四 その他学長が必要と認める場合

(使用の手続)

第8条 前条第2号から第4号の規定により体育施設を使用しようとする者は、代表者を定め、別紙様式による使用願を使用予定日の7日前までに学務課に提出し、学務部長の許可を受けなければならない。

2 本学の学生又は教職員が短時間使用する場合で、他に使用予定がないときは、事情に応じて体育施設を使用させることができる。

(使用の変更又は取消し)

第9条 体育施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）が、使用内容の変更又は使用の取消しをしようとするときは、使用開始日の前日までに学務課を経て、学務部長に申し出なければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 体育施設の使用許可後においても、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることがある。

- 一 使用許可の目的に違反し、又は使用心得を遵守しないとき
- 二 使用願に虚偽の記載があったとき

三 使用許可した体育施設を、学務部長が本学において特に使用する必要があると認めたと

き
(遵守事項)

第11条 使用者は、別に定める使用心得を遵守しなければならない。

(損害の弁償)

第12条 使用者は、故意又は重大な過失により建物及び設備を滅失若しくはき損したときは、その損害を弁償しなければならない。

(使用の特例)

第13条 本学以外の者の体育施設使用については、第5条に規定する使用に支障を来さない場合に限り、愛知工科大学・愛知工科大学自動車短期大学校舎等施設の貸与規程の定めるところにより使用させることができる。

(事務)

第14条 体育館の使用等に関する事務は、学務課が行う。

(補則)

第15条 この規定に定めるもののほか、各体育施設に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後は、従前の「愛知工科大学・愛知工科大学自動車短期大学体育施設等使用規程」は「愛知工科大学体育施設等使用規程」となった。

課外活動クラブ部室利用規程

平成24年7月2日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知工科大学及び愛知工科大学自動車短期大学（以下「本学」という。）の学生の課外活動等のために設置するクラブ部室（以下「部室」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(部室)

第2条 部室は、8号館2階に設置する。

2 部室は年間を通し継続して活動する学生団体に貸与するものとする。

(目的)

第3条 部室は本学学生の課外活動のために使用し、体育・文化の諸活動の円満・充実をはかることを目的とする。

(管理運用)

第4条 部室は本学において管理するものであるが、日常使用に関する管理責任は、使用する学生自身とする。

(使用資格)

第5条 部室を使用できる者は、本学の学生及び教職員であって、学長によりその利用を許可されたクラブの構成員とする。

(使用手続)

第6条 部室、物置の使用許可期間は、原則としてその年度限りとし、継続使用を希望するクラブは、所定の使用願（以下「使用願」という。）を毎年4月30日までに学務課に提出するものとする。

2 使用願を提出しない場合は、継続して使用できないものとする。

(使用心得)

第7条 各クラブは使用について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 部室の使用は、原則として校舎閉鎖日(8・9・12・1月の指定された日)を除く日とする。
- 二 使用時間は、原則として平日の午前9時30分より午後8時までとする。
- 三 部室では次のとおり禁止する。①火気の使用禁止 ②飲酒禁止 ③館内禁煙
- 四 盗難予防に留意し、部室内には貴重品類は置かないこと。
- 五 使用者は常に整理整頓・清掃・節電に心掛けること。
- 六 他の者の迷惑となる騒音等を発生させないこと。
- 七 部室内の設備品等を無断で改造及び持ち出ししないこと。
- 八 使用者は責任をもって部屋の戸締り、消灯を確認すること。
- 九 教職員が管理運営上必要と認める指示に従うこと。
- 十 施設、設備品等を故意又は過失により、紛失・破損した場合は、原状回復に必要な経費を弁償すること。

2 部室の使用心得については、別に定める。

(鍵の保管)

第8条 各部室の鍵は、部室の責任者、学務課、施設管理室がそれぞれ保管する。

2 利用責任者は、鍵の保管・管理について充分留意しなければならない。

(使用許可の取消し)

第9条 本学の諸規程に違反し、部室使用を不適当と認められたクラブは、部室の使用許可の取消し、又は使用を停止することがある。

附則

この規程は、平成24年7月2日から施行する。

保健室利用規程

平成18年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、学生が学内でメンタル面も含め、健康で安心して学生生活を送るため、1号館2階(1205)に開設している保健室の利用について定める。

(利用方法と利用期間)

第2条 保健室の利用方法と利用可能な時間および期間を以下に定める。

- ① 保健室の利用を希望する者は、学務課窓口にて教職員にその旨を申し出る。
- ② 学務課設置の保健室利用簿に、クラス、氏名など必要事項を記入する。
- ③ 学務課等の教職員同行のもと、保健室を開け利用する。
- ④ 保健室を退室するときは、学務課窓口にてその旨を申し出る。
- ⑤ 保健室の利用可能な時間は、月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後5時までとする。
- ⑥ 土曜日、日曜日、祝日、休日および夏期、冬期、春期の休暇中は利用できない。

(教職員の対応)

第3条 学生から体調不良等により、保健室利用の申し出が

あった場合は、教職員は以下の対応をする。

- ① 学生の症状をみて、保健室で静養させるか病院に搬送する必要があるかを判断する。
- ② 保健室で静養させる場合は、学務課設置の保健室利用簿に必要事項を記入させ、保健室に同行し、開錠して静養させる。
- ③ 学務課のホワイトボードに保健室を利用している旨を明記し、担任および学務課の他の教職員にも知らせる。この場合利用している者の性別も明記する。
- ④ 異性の同時利用は認めない。
- ⑤ 保健室利用中は、時々学生の様子を見に行き、発熱や苦痛等、症状が悪化して病院に搬送する必要があると判断した場合は、病院に連れて行くか救急車を手配する。この場合は、容態および搬送先病院を担当と学生が所属する学科の学科長および保護者に知らせる。
- ⑥ 退出するときは、保健室利用簿に退出時刻を記入する。
- ⑦ ①において、病院に連れて行く必要があると判断した場合は⑤と同様の対応をする。
- ⑧ 病院に搬送する場合は、病院に事前に連絡し、受け入れ可能かどうか確認する。

最寄の病院の電話番号

蒲都市民病院 TEL0533-66-2200

蒲郡厚生館病院 TEL0533-69-3251

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

学生の自動車通学に関する規程

平成12年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学生が愛知工科大学(以下「本学」という。)に自動車、125ccを超え250cc以下の二輪の軽自動車、125cc以下の原動機付自転車(以下「通学車両」という。)を使用して通学する場合(以下「自動車等通学」という。)の要件及び駐車に関し、必要な事項を定める。

(許可申請)

第2条 自動車等通学を希望する者は、次の各号に掲げる書類などを提出した上で適性検査を受け、学生委員会の審議を経て、学長の許可を得なければならない。また、無許可の車両は一切、通学に使用することはできない。

- 一 自動車等通学許可兼駐車場使用申請書(別記様式1)
- 二 自動車運転免許証の写し
- 三 四輪車にあつては自動車検査証の写し、二輪車にあつては自動車賠償責任保険証の写し
- 四 任意保険証書の写し
任意保険の要件 運転者を担保していること
対人補償の限度額 無制限
対物補償の限度額 1,000万円以上
- 五 誓約書(別記様式2)
- 六 その他本学が指定する書類

(許可の基準)

第3条 自動車等通学の許可の基準は、次の各号のいずれか

に該当する場合とする。

- 一 公共交通機関による通学が困難な場合
 - 二 身体に障害があり、他の交通手段を利用するのが困難な場合
 - 三 その他、経済的な理由を含み本学が必要と認めた場合
- 2 許可する期間は、許可を受けた日から、その日が属する年度の3月31日までとする。
- 3 通学許可は、免許取得後半年を経過した者に限定する。
(許可通知書の交付等)
- 第4条 第2条の許可申請及び第3条の許可基準に基づき審査の上、自動車等通学を許可した者(以下「自動車通学者」という)に対し、四輪車には自動車等通学許可証(別記様式3)及び二輪車には車両に貼付する二輪車等許可票(別記様式4)を交付する。
- 2 四輪車は自動車等通学許可証をダッシュボードの外から見やすい場所に置き、二輪車は二輪車等許可票を容易に確認できる場所に貼付しなければならない。
- 3 交付した自動車等通学許可証及び、二輪車等許可票は、貸与、譲渡、その他不正に使用してはならない。また、申告した事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届けなければならない。
(駐車・駐輪の心得)
- 第5条 自動車等通学者は、本学が指定した場所に駐車又は駐輪しなければならない。
- 2 駐車・駐輪中の盗難、破損等に学生は必要な注意を払わなければならない。
(学生の駐車・駐輪場所)
- 第6条 学生の駐車及び駐輪場所は、次の各号に掲げる場所とする。
- 一 四輪車の駐車場
正門より入る学生用西側駐車場
 - 二 二輪車の駐輪場
東門より入る学生用東側駐輪場
- 2 前項各号で指定する駐車場及び駐輪場のほか、別の場所を指定することがある。
(通学車両の基準)
- 第7条 自動車等通学に供することのできる車両は、それぞれの車両区分において次の条件をすべて満たすものとする。また、自動車等通学が許可されたのち次の各号が満たされないことが明らかとなり、改善指導に従わない場合は自動車等通学の許可を取り消す。
- 2 四輪車にあっては次の各号をすべて満たすこと。
- 一 道路運送車両法に準じており、原則として一切の改造も施していない車両であること。
 - 二 車両は本学学生が使用するのにふさわしい車両であること。ここで、ふさわしい車両とは自動車販売会社が新車として販売した際の車両の仕様を指す。このとき、車格(一般には、車両グレードと呼ばれる)についての制限は設けない。
 - 三 中古車販売会社や個人売買等によって購入した車両であっても上記の二に準じる。
- 3 二輪車にあっては次の各号をすべて満たすこと。
- 一 二輪車の排気量は250cc以下とする。
 - 二 道路運送車両法に準じており、原則として一切の改造も施していない車両であること。
 - 三 車両は本学学生が使用するのにふさわしい車両であること。ここで、ふさわしい車両とはオートバイ販売会社が新車として販売した際の仕様のことを指す。

四 中古車販売会社や個人売買等によって購入した車両であっても上記の三に準じる。

(車両検査)

第8条 本学は、必要に応じて通学車両の検査を実施する。

(安全運転)

第9条 自動車等通学者は、道路交通法及び関係諸法令を遵守し、運転マナーに留意して安全運転を行わなければならない。

(構内での事故等の責任)

第10条 本学構内で発生した自動車等の事故、盗難等について、本学は一切責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第11条 自動車等によって本学の財産を滅失又はき損した時は、その損害を賠償しなければならない。

(準用)

第12条 前条までに定めるもののほか、特別な事由により臨時又は短期間等一時的な自動車等通学又は駐車場を必要とする場合は、この規程を準用して措置することができるものとする。

(許可等の事務)

第13条 自動車等通学の許可等にかかる事務は、学務課が処理する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学生委員会の議を経て別に定める。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後は、従前の「学生の自家用自動車通学に関する規程施行細則」、「学生駐車場利用規程」及び「学生駐車場利用規程施行細則」は廃止する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式1～4

省略

課外活動団体規程

平成16年10月1日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本学は、学生生活を豊かにし、健全な人間形成の場として課外活動団体を設置する。課外活動は、本学の教育活動の一環として学生が自主的・自律的に行う正課教育外の諸集団活動である。

2 課外活動の趣旨は、学生の自主的・自律的に行う文化的、体育的集団活動による共同生活を通して、友人や教職員との交流を通じての人間形成を確立し、情操豊かな教養人として心身ともに健康な社会人に成長することを期待するところにある。

- 3 課外活動団体とは、本学の目的・使命に即し、学生が専攻科目の研修、知的・身体的な練磨、趣味・教養の涵養、学生相互の啓発・親睦を目的として学生生活の充実向上のために組織されたものをいう。
- 4 課外活動団体は、部および同好会より構成し、学務課ならびに課外活動団体運営委員会と連携をとり、その活動を適正に運用しなければならない。また、課外活動団体（以下「団体」と称する。）の設立・継続および解散は本規程の定めるところによる。

第2章 部

（承認要件）

- 第2条 部活動団体は、本学の学生を部員とし、その活動内容が課外活動の趣旨に沿ったものであり、さらに、その活動規模、活動業績が十分に良好なものでなければならない。
- 2 該当する部活動団体は、設立、継続および解散に関し、学長の決裁を受けなければならない。
 - 3 部となる団体は、次の各要件をすべて満足していなければならない。
 - ① 部員数が当該活動競技に必要な最低人数（公式戦への参加人数）の1.5倍以上であること。
 - ② 年間を通じて、定期的かつ継続的に活動していること。
 - ③ 活動実績が客観的に十分であること。

（申請手続）

- 第3条 承認要件を満足し、課外活動団体を設立または継続する場合は、指定様式にて次の書類を作成し、指定された期日までに学務課に提出しなければならない。
- ① 結成願書または継続願書
 - ② 部員名簿
 - ③ 団体規約（部則）
 - ④ 前年度活動報告書・収支決算報告書（継続申請時）
 - ⑤ 本年度活動計画書・収支予算書

- 2 学務課は、承認するための審査に当たり、必要があるときは資料の追加、または、関係者による説明を求めることができる。
- 3 学務課は、提出された書類の内容を審議し、承認され得ると認める団体について、学務部長、事務局長の意見を求めた上で、学長の決裁を仰ぐものとする。

（部の権利）

- 第4条 部は、「愛知工科大学〇〇部」あるいは「愛知工科大学自動車短期大学〇〇部」の名称を対外的に使用することができる。
- 2 部は、管理責任者の許可を得て、部室の貸与を受けることができる。部室の貸与については別に定める。
 - 3 部は、その活動にかかる費用を部費として徴収することができる。また、本学から一部援助を受けることができる。援助に関することについては別に定める。

（部の義務）

- 第5条 部は、本学が提示する各種の手続きを遅滞なく行わなければならない。
- 2 部は、貸与された部室の清掃・整頓などの管理を、責任を持って行わなければならない。
 - 3 部は、部費および本学の援助によって購入した備品は責任をもって管理し、その所在を明確にするとともに、収支決算報告書を提出しなければならない。
 - 4 部は、定めた部則に沿った適正な運営をしなければならない。

（顧問）

- 第6条 部には顧問を置かなければならない。
- 2 顧問には本学専任の教職員が就任するものとする。顧問は、部員ならびに団体の諸活動に対して適切な助言を行うこととする。
 - 3 いずれの団体もその運用に支障をきたさない場合に限り、一人の教職員が2団体以上の顧問を兼任することができる。

（学生役員）

第7条 部は、次のような学生役員（兼任可）を置かなければならない。

- ① 主将あるいは部長、または、これに準ずる役員（以下「主将」と記す）
 - ② 副主将あるいは副部長、または、これに準ずる役員（以下「副主将」と記す）
 - ③ 主務あるいはこれに準ずる役員（以下「主務」と記す）
 - ④ 会計あるいはこれに準ずる役員（以下「会計」と記す）
- 2 主将は、当該団体の部員代表ならびに学生責任者としての責任と権限を持ち、団体の活動および管理運営を統括するとともに、部員を召集して団体活動に関する諸事項を合議により決定しなければならない。
 - 3 副主将は、主将を補佐し、主将に不測の事態が生じた場合はその職務を代行しなければならない。
 - 4 主務は、主として対外折衝などのほか、団体の広報、部員の勧誘、活動記録の管理など、団体の発展・維持に関する事項を統括するものとする。
 - 5 会計は、団体の財産目録の管理、収入および支出の管理などの事務を行うものとする。なお、財産の管理責任者は主将とする。

第3章 同好会

（承認要件）

- 第8条 同好会活動団体は、本学の学生を会員とし、その活動内容が課外活動の趣旨に沿ったものでなければならない。
- 2 該当する同好会活動団体は、設立、継続および解散に関し、学長の決裁を受けなければならない。
 - 3 同好会となる団体は、次の各条件をすべて満足していなければならない。
 - ① 会員数が当該活動競技の最低必要人数以上（個人競技の場合は5名以上）有すること。
 - ② 年間を通じて、定期的かつ継続的に活動していること。あるいは、活動が期待できること。

（申請手続）

第9条 承認要件を満足し、課外活動団体を設立または継続する場合は、指定様式にて次の書類を作成し、指定された期日までに学務課に提出しなければならない。

- ① 結成願書または継続願書
- ② 会員名簿
- ③ 団体規約（会則）
- ④ 前年度活動報告書・収支決算報告書（継続申請時）
- ⑤ 本年度活動計画書・収支予算書

- 2 学務課は、承認するための審査に当たり、必要があるときは資料の追加、または、関係者による説明を求めることができる。
- 3 学務課は、提出された書類の内容を審議し、承認され得ると認める団体について、学務部長、事務局長の意見を求めた上で、学長の決裁を仰ぐものとする。

（同好会の権利）

第10条 同好会は、「愛知工科大学〇〇同好会」あるいは「愛知工科大学自動車短期大学〇〇同好会」の名称を対外的に使用することができる。

2 同好会は、管理責任者の許可を得て、部室の貸与を受けることができる。部室の貸与については別に定める。

3 同好会は、その活動にかかる費用を会費として徴収することができる。また、本学から一部援助を受けることができる。援助に関することについては別に定める。

(同好会の義務)

第11条 同好会は、本学が指示する各種の手続きを遅滞なく行わなければならない。

2 同好会は、貸与された部室の清掃・整頓などの管理を、責任を持って行わなければならない。

3 同好会は、会費および本学の援助によって購入した備品は責任をもって管理し、その所在を明確にするとともに、収支決算報告書を提出しなければならない。

4 同好会は、定めた会則に沿った適正な運営をしなければならない。

(顧問)

第12条 同好会には顧問を置かななければならない。

2 顧問には本学専任の教職員が就任するものとする。顧問は、会員ならびに団体の諸活動に対して適切な助言を行うこととする。

3 いずれの団体もその運用に支障をきたさない場合に限り、一人の教職員が2団体以上の顧問を兼任することができる。(学生役員)

第13条 同好会は、次のような学生役員(兼任可)を置かななければならない。

① 主将あるいは会長、または、これに準ずる役員(以下「主将」と記す)

② 副主将あるいは副会長、または、これに準ずる役員(以下「副主将」と記す)

③ 主務あるいはこれに準ずる役員(以下「主務」と記す)

④ 会計あるいはこれに準ずる役員(以下「会計」と記す)

2 主将は、当該団体の会員代表ならびに学生責任者としての責任と権限を持ち、団体の活動および管理運営を統括するとともに、会員を召集して団体活動に関する諸事項を合議により決定しなければならない。

3 副主将は、主将を補佐し、主将に不測の事態が生じた場合はその職務を代行しなければならない。

4 主務は、主として対外折衝などのほか、団体の広報、会員の勧誘、活動記録の管理など、団体の発展・維持に関する事項を統括するものとする。

5 会計は、団体の財産目録の管理、収入および支出の管理などの事務を行うものとする。なお、財産の管理責任者は主将とする。

第4章 継続・解散・復活

(継続)

第14条 課外活動団体の承認の効力は当該年度限りとする。

継続を希望する団体は、第3条または第9条による手続きを行い、継続の承認を受けなければならない。

2 前項の手続きを履行しない団体は解散したものと取り扱う。

(活動停止および解散)

第15条 次の事項に該当する団体に対しては、学長決裁により活動停止もしくは解散を命ずることができる。活動停

止もしくは解散を命じられた団体は、貸与された部室を明け渡し、所有する財産ならびに財産目録を学長あてに提出しなければならない。また、いかなる理由があれ、部・同好会の負の財産は引き受けない。

① 活動が不活発で、各種報告書が未提出の場合

② 諸手続きが極めて不完全で、不誠実な場合

③ 収支決算報告が不明な場合

④ 活動内容が部則・会則に違反している場合

⑤ 顧問から活動停止または解散の申し出があった場合

⑥ 本学の名誉を著しく汚した場合

⑦ 本規程または、関連諸規則が順守されていない場合

(復活)

第16条 活動停止を命じられていた団体が、当該年度内に事態の改善の見込みがあると認められた場合には、学長決裁により当該団体の活動を復活することができる。

2 活動停止もしくは解散を命じられた団体が、新年度に活動の再開を希望する場合には、設立に準ずる手続きにより復活することができる。ただし、活動停止もしくは解散を命じられた部は、同好会に降格しての復活のみを認める。

第5章 活動援助費

第17条 部・同好会の定常的な活動は、基本的には部費、会費などで自主的・自律的に行うことを原則とするが、活動をより活発化させるために必要な、非定常的で一時的な費用に関しては本学に所定の手続きをすることにより援助を要請することができる。

(援助費の要請)

第18条 活動予算に本学からの援助費を予定する場合には、要請する援助費の金額、援助を必要とする理由、援助費の使途を明記した書類を、年度始めに本年度活動計画書・収支予算書に添付して学生会執行部に提出しなければならない。

(援助費の決算処理)

第19条 本学からの援助費による支出に関しては、援助費に関する収支決算書を作成し、領収書を添付して、学生会執行部に年度末までに提出しなければならない。支出が不当と判断された場合には、援助費を本学に返却しなければならない。

附則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

図書館利用規程

平成12年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、愛知工科大学附属図書館(以下「図書館」という。)規程第6条の規定に基づき、図書館の運営及び利用に関し必要な事項を定める。

(図書の種類)

第2条 図書館が所蔵する図書は、次の各号に種別する。

一 普通図書

二 参考図書(辞典・事典・年鑑・白書)

- 三 貴重図書
- 四 逐次刊行物
- 五 視聴覚資料
- 六 その他の資料

(利用者の範囲)

第3条 図書館を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次の号に掲げる者とする。

- 一 愛知工科大学(以下「本学」という。)の教職員、非常勤講師及び名誉教授
- 二 本学学生
- 三 学校法人電波学園及び姉妹学園が設置する学校の教職員及び学生
- 四 本学の卒業生
- 五 その他図書館長(以下「館長」という。)が許可した者

(利用手続き)

第4条 前条第1号(名誉教授を除く。)及び第2号に掲げる者は、職員証又は学生証を携帯しなければならない。

2 前条第1号の名誉教授及び第3号に掲げる者は、身分証明書、学生証、紹介状又はそれらに代り身分を証明できるもののいずれかを持参しなければならない。

3 前条第4号及び第5号に掲げる者が、利用するときは「図書館利用願」を、館外貸出(以下「貸出」という)を受けようとするときは、「帯出許可願」を、館長にあらかじめ提出し、許可を受けなければならない。

4 利用者は、図書館を利用しようとするときは、第1項及び第2項に定める身分を証明できるもの(以下「身分証明書等」という。)を携行又は持参するとともに、係員から提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(休館日)

第5条 休館日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律で規定する休日

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、閉館又は開館することができるものとする。

(開館時間)

第6条 開館時間は、次のとおりとする。

- 一 平日 午前9時から午後7時
- 二 土曜日 午前9時から午後5時

2 夏期、冬期、春期休業中の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができるものとする。

(館内閲覧)

第7条 利用者は、開架図書を自由に閲覧することができる。

- 2 利用者は、所定の場所で閲覧しなければならない。
- 3 利用者は、閲覧を終えた図書を所定の場所に戻さなければならない。

(視聴覚資料の利用)

第8条 利用者は、視聴覚資料を利用しようとするときは、視聴したい資料を提示し、申込むものとする。

(貸出対象者)

第9条 貸出を受けることができる者は、第3条第1号、第2号に規定する者及び第3号に規定する教職員並びに特に館長が許可した者とする。

(貸出手続)

第10条 貸出を受けようとする者は、当該図書と身分証明書等を提出し、所定の手続きを経なければならない。

2 利用者は、貸出を受けた図書を他人に転貸してはならない。

(禁帯出の図書)

第11条 次の各号に掲げる図書の貸出は行わない。ただし、館長が支障がないと認めるときは、この限りではない。

- 一 参考図書(辞典・事典・年鑑・白書)
- 二 貴重図書
- 三 視聴覚資料
- 四 その他館長が指定する図書及び資料

(貸出の冊数及び期間)

第12条 貸出図書の冊数及び期間は、次の範囲とする。

- 一 本学専任教職員 30冊6か月以内
- 二 本学非常勤講師 30冊1か月以内
- 三 本学学生 5冊2週間以内
- 四 姉妹校教職員 5冊1か月以内
- 五 その他の者 3冊2週間以内

2 前項の貸出冊数及び期間は、館長が必要と認めるときは、変更することができる。

(研究図書の帰属及び特別貸出)

第13条 教員研究費(一般研究費、プロジェクト研究費、共同研究費、受託研究費、学科(基礎教育を含む)に配分された図書費を含む。)で購入した図書は図書館が登録、所蔵し、教育研究上特に必要と認められる図書については前条第1項の規定にかかわらず特別貸出をすることができるものとする。

2 前項の規定により特別貸出(教員が教育上又は研究上特に必要とする図書館の図書を、教員の依頼に基づき、館長が特別に貸出すことをいう。以下同じ。)をした図書は、当該研究が終了し、または利用の必要がなくなったときは、直ちに図書館に返却するものとする。

3 特別貸出中の図書であっても、他の利用者が閲覧を希望するときは、一時返却するものとする。

4 館長は、(定期的に)特別貸出図書の点検を行うものとする。

5 特別貸出に関し、必要な事項は館長が別に定める(予約)

第14条 貸出中の図書の利用を希望する者は、あらかじめ「図書予約票」により申し込むものとする。

(貸出期間の更新)

第15条 前条の予約がない場合は、第2条第1項に掲げる普通図書についてのみ、利用者は貸出期間の更新を受けることができる。

2 前項の更新を受けようとするときは、「図書貸出(更新等)に関する申請書」を館長に提出し、更新の許可を得なければならない。

(返却)

第16条 利用者は、貸出を受けた図書を貸出期間内に返却しなければならない。

2 利用者は、その身分や資格を失ったときは、貸出を受けた図書を直ちに返却しなければならない。

3 館長が特に必要と認めるときは、貸出期間中であっても図書の点検又は返却を求めることができるものとする。

(貸出の停止)

第17条 館長は、貸出者が図書の返却を延滞したときは、その者に対し、延滞日数分貸出を停止する。

2 延滞図書が複数あるときは、最も延滞している図書の延滞日数とする。

3 貸出延滞者は、貸出停止期間中に新たな貸出を受けることができない。

4 館長は貸出延滞者に対し、直ちに当該図書の返却を命じ、督促を行うものとする。

(複写)

第18条 利用者は、教育、研究又は学習の用に供することを目的とするときに限り、図書の複写を行うことができる。

2 前項の複写に関し必要な事項は、図書館複写取扱要項の定めによる。

(相互協力)

第19条 利用者は、教育、研究又は学習上必要があるときは、本学 図書館を通じ、他大学又はその他の機関の図書館に対し、利用のあっせんを依頼することができる。

2 館長は、本学以外の教育研究機関から、図書館及び図書の利用について依頼があったときは、これに応ずることができるものとする。

(弁償義務)

第20条 利用者は、図書、資料、機器又は設備等を紛失し、汚損し又はき損したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

2 館長は、前項の者に対して、同一図書又は時価で弁償させなければならない。

(遵守事項)

第21条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- 一 静粛を保つこと。
- 二 図書、資料、機器又は設備等を汚損又はき損しないこと。
- 三 飲食をしないこと。(但し、指定した場所のみ缶及びふた付き飲料は可とする。)
- 四 喫煙をしないこと。
- 五 印刷物、その他物品を配布しないこと。
- 六 掲示又は貼り紙をしないこと。
- 七 その他、他の利用者に迷惑をかける行為をしないこと。

(使用制限)

第22条 館長は、図書館の規定等の指示に従わない者に対しては、退去又は利用制限をするものとする。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、図書館の運営及び利用に関し必要な事項は、図書委員会の議を経て館長が定める。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程施行後は、従前の「愛知工科大学・愛知工科大学自動車短期大学図書館利用規程」は「愛知工科大学図書館利用規程」となった。

附則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は2021年4月1日から施行する。

インターネット利用規程

平成12年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、愛知工科大学ネットワークシステム(以下「システム」という。)を経由し、本学からインターネットを利用する場合の運用を円滑に図るため、必要な事項を定める。

(利用資格)

第2条 システムを経由してインターネットを利用できる者は、次の各号とする。

- 一 本学教職員
- 二 本学学生
- 三 その他、学長が認めた者

(利用手続)

第3条 インターネットを利用する者は、次の各号による。

- 一 学生が利用する場合には、所定の部署を通して「インターネット利用申請書」を提出し、承認を得なければならない。なお、提出の際に、学生証の提示を行うこととする。
- 二 教員が利用する場合には、「学外ネットワーク利用申請書」を学長に提出し、承認を得なければならない。なお、提出の際は、別に定めるIPアドレスの付与を明記した「ホストIPアドレス登録のお知らせ」の写しを添えることとする。

(利用承認)

第4条 学長は、利用申請について適当と認めた場合には、これを承認し、利用に必要な手続を行う。

(利用時間)

第5条 システムの利用時間は、原則として終日とする。ただし、共有端末については、その設置されている施設の利用時間と同じとする。

(利用の停止)

第6条 学長は、利用者が次の各号に該当する事態があった場合、緊急に当該利用者の利用を停止することができる。この場合、利用の再開は原則として認めない。

- 一 教員の場合は本学を退職した時、学生の場合は本学の学籍を失った時
- 二 システムに重大な損害または不利益を与えた場合
- 三 公序良俗に反する行為のあった場合
- 四 第三者に損害または不利益を与えた場合
- 五 第三者を誹謗中傷する行為のあった場合
- 六 その他、学長が特にその必要を認めた場合

(システムの停止)

第7条 学長は、次の各号に該当する事態が発生した場合、システムの部分的あるいは全面的な停止を行うことができる。この場合、利用者に掲示にて通達するとともに、事態が改善された場合、速やかに利用再開の措置をとる。

- 一 利用者が前条各号に反する行為をとり、その事態が改善されない場合
- 二 システムが外部のネットワーク組織に重大な損害または不利益を与えた場合
- 三 システムが外部のネットワーク組織から重大な損害ま

たは不利益を与えられた場合

四 システム保守のため、接続機器等に対する作業が発生する場合

五 その他、学長が必要と認めた場合

(利用方法)

第8条 利用方法は、次の各号による。

- 一 学外機関と接続する方法は、本学設置のゲートウェイサーバを通じて学外と通信する。
- 二 学外との電子メールの交換を行う方法は、本学設置のメールサーバを通じてメールを交換する。

(利用料金)

第9条 本学のメールサーバ、接続機器、共有端末の利用料金は、無料とする。ただし、接続先での利用にかかわる経費(接続料金、データベース検索料金、計算機使用料金等)は、利用者の個人負担とする。

(メール管理)

第10条 本学のメールサーバを利用する者は、自己あての電子メールを利用者自身が取り出し、読後のメール処理は自己管理を原則とする。

2 2週間以上にわたり消去されないメールがある場合や、多くのディスクスペースを占有している利用者に対しては、警告を発し、事態が改善されない場合には、強制消去する等の措置をとる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が行う。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

ネットワークシステム利用規程

平成12年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、愛知工科大学ネットワークシステム(以下「システム」という。)の利用、運用および管理を円滑に図るため、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 この規程に定めるシステムとは、次の各号のデータ通信にかかわる装置・設備および管理事項をいう。

- 一 基幹系統およびその管理機器
- 二 学内の建物内に敷設した配線設備および情報コンセント
- 三 本学が日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)より取得したIPアドレス

(接続)

第3条 システムの情報コンセントに機器を接続できる者は、次の各号とする。

- 一 本学教職員
- 二 本学の学生
- 三 その他、学長が認めた者

(接続の承認)

第4条 システムに機器を接続しようとする者は、所定の申請書を学長に提出し、その承認を得なければならない。

2 承認の手続きは、別に定める。

(接続の停止)

第5条 利用者が接続停止を希望する場合は、所定の用紙を

学長に提出しなければならない。この場合、付与されたIPアドレスは、速やかに抹消しなければならない。

(利用資格)

第6条 システムを利用することができる者は、次の各号とする。

- 一 本学教職員
- 二 本学の学生
- 三 その他、学長が認めた者

(利用時間)

第7条 システムの利用時間は、原則として終日とする。

(利用経費)

第8条 システムの利用にかかわる料金は徴収しない。ただし、接続機器および接続にかかわる経費は、利用者が負担するものとする。

(利用者の義務)

第9条 機器を接続する者および利用者は、次の各号の事項を守らなければならない。

- 一 学術研究および教育利用以外の目的にシステムを利用しないこと。
- 二 通信の秘密を侵害しないこと。
- 三 システムの運用に支障を及ぼすような利用を行わないこと。

(システムの停止)

第10条 学長は、次の各号に該当する事態が発生した場合、システムの部分的または全面的な停止を行うことができる。この場合、利用者に事情を掲示にて通達するとともに、事態が改善された場合、速やかに利用再開の措置をとる。

- 一 利用者が前条各号に反する行為をとり、その事態が改善されない場合
- 二 本学のシステムが外部のネットワーク組織に重大な損害または不利益を与えた場合
- 三 本学のシステムが外部のネットワーク組織から重大な損害または不利益を与えられた場合
- 四 システム保守のため、接続機器等に対する作業が発生する場合
- 五 その他、学長が必要と認めた場合

(運用管理)

第11条 この規程に定める事項のほか、システムの運用および管理に関する必要な事項は、学長が定め、教授会に報告する

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長が行う。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

スチューデント・アシスタント取扱規程

平成29年4月1日制定

(目的)

第1条 スチューデント・アシスタント(以下、「SA」という。)制度は、愛知工科大学(以下「本学」という。)学生が、学内における教育及び学生支援の補助業務に従事することにより、学生相互の成長を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 SAになることができる者は、本学工学部の2年次から4年次までに在学する優秀な学生とする。

(業務内容)

第3条 SAの業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 講義、演習、実験に関する教育補助業務
- (2) 学生自習室、図書館の管理補助業務
- (3) 新入生、留学生に対する学生生活のメンターの業務
- (4) その他学務部長が必要と認めた業務

(申請)

第4条 SAによる前条の補助を必要とする教員は、SA申請書(様式第1号)にその内容を明示して、学務部長に申請するものとする。

2 外国人留学生をSAとして申請する場合は、前項に加え、在留カード(表裏)及び資格外活動許可書の写を添付しなければならない。

3 学務部長は、その申請に係る補助業務の内容が当該学部教育補助や学生支援等に相当であるか否かを審査し、相当であると認めるときは、補助業務を行わせる項目を決定の上、申請者にその旨を通知する。

(雇用期間)

第5条 SAの雇用期間は、発令日の属する年度の3月31日までの範囲内で、業務の内容により別に指定するものとする。

(給与)

第6条 SAの1時間あたりの給与は、厚生労働省愛知労働局が決定する「愛知県最低賃金」を参考にして学務部長が決定するものとし、毎月末日締め翌月28日支給とする。

2 交通費等は支給しない。

(勤務)

第7条 SAの勤務は、当該学生の授業等に支障が生じないように配慮し、1週につき6時間を上限とする。

(オリエンテーション等)

第8条 学務部長は、SAに対し事前に適切なオリエンテーションを行い、随時当該補助業務に対する指導・助言を与えなければならない。

(庶務)

第9条 この規程に関する事務は、学務課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、SAの実施に関し必要な事項は、学務部長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

学生寮規程

平成12年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知工科大学学則(平成12年4月1日制定)第64条第2項及び愛知工科大学自動車短期大学学則(昭和62年4月1日制定)第51条第2項の規定に基づき、愛知工科大学(以下「大学」という。)並びに愛知

工科大学自動車短期大学(以下「短期大学」という。)に置く学生寮の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学生寮は、学生に良好な勉学と生活の環境を提供し、自主、自立的な生活を通じて協調性を培うとともに規律ある社会性を育む機会を与えることを目的とする。

(管理運営)

第3条 学生寮の管理運営責任者は学長とする。

2 学生寮の管理運営に関することは、大学学生委員会及び短期大学学生生活指導委員会(以下「合同委員会」という。)において行う。

(学生寮の名称、定員等)

第4条 学生寮の名称、定員等は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	所在地	収容定員
明健寮	蒲郡市神ノ郷町地蔵ヶ崎14-4	73人
蒲郡学生会館	蒲郡市御幸町2-6	41人

(管理人)

第5条 学生寮に管理人を置き、寮を管理し、寮生の生活指導及び監督にあたるものとする。

2 管理人の任務に関することは、別に定める。

(入寮資格)

第6条 学生寮の入寮資格は、大学及び短期大学の学生とする。

(入寮願)

第7条 学生寮に入居を希望する者は、所定の入寮願書に必要書類を添えて学長に提出しなければならない。

(入寮の選考及び許可)

第8条 入寮の選考及び入寮の許可は、学長が行う。

2 学生寮に入寮する者の選考基準は、別に定める。

(入寮許可期間)

第9条 学生寮の入寮期間は、入寮を許可された日から2年以内とする。ただし、事前に申し出があり、かつその理由が相当であると認められた場合は入寮延期をすることができる。

(入居の許可)

第10条 入寮を許可された者(以下「入寮者」という。)は、指定された期日までに所定の入寮手続きをしなければならない。

2 入寮者が、理由なく指定された期日までに前項の手続きを完了しないとき、又は第7条に定める必要書類の内容に虚偽の事実が判明したときは、入寮の許可を取り消すものとする。

(収容定員の欠員補充)

第11条 収容定員に欠員が生じた場合は、その欠員に応じて補充することができる。

2 前項の欠員の補充については、別に定める。

(寮費の納入)

第12条 寮費は、3カ月分毎に前納しなければならない。

2 寮生が私生活のために使用する光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。

3 寮費の額は、別表に定める。

(遵守事項)

第13条 入寮者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 居室に本人以外の者を宿泊させないこと。
- 二 居室を目的外に使用し、又は使用させないこと。
- 三 防災管理、保健衛生管理、災害防止その他学生寮の管

理運営上必要とする指示等に従うこと。

四 学生寮における学生の団体集会及び文書の掲示等の取扱いについては、学生規程を準用する。

2 前項に定めるもののほか、日常的規律については別に定める。

(弁償責任)

第14条 故意又は過失により、施設備品等を滅失し、き損し又は汚染したときは、合同委員会の指示に従い、入居者はその原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(退寮)

第15条 退寮を希望する寮生は、原則として1月前までに所定の学生寮退去願を学長に提出し承認を得なければならない。

2 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は退寮を命ずることができるものとする。

- 一 本学学生の身分を失ったにもかかわらず退寮しないとき
- 二 第9条に規定する入居許可期間を過ぎても退寮しないとき
- 三 長期にわたる休学又は6月以上の停学を命ぜられたとき
- 四 第12条第1項に定める経費の納付を怠ったとき
- 五 疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認めるとき
- 六 著しく学生寮の秩序を乱す行為があったとき。

(寮生活動)

第16条 寮生は、良好な寮生活を送るために、寮長、副寮長及びその他の役員を組織する寮生会を発足することができる。

2 前項に定める寮生会を発足する場合は、寮生規約を添えて学長に提出し、合同委員会の承認を得なければならない。

(事務)

第17条 学生寮の事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、学生寮の管理運営に関し必要な事項は、合同委員会の議を経て学長が定める。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入寮生にあっては、改正前の別表を適用するものとする。

別表

1 蒲郡学生会館

部 屋	保 証 金	寮 費 (1 月)		入 居 時 納 入 金
		部 屋 代	維 持 費	
個 室	50,000 円	34,500 円	4,000 円	165,500 円

2 明健寮

部 屋	保 証 金	寮 費 (1 月)			入 居 時 納 入 金
		食 費 等	部 屋 代	維 持 費	
個室A (5 畳)	30,000 円	33,000 円	12,000 円	2,300 円	171,900 円
個室B (8 畳)	30,000 円	33,000 円	15,000 円	2,300 円	180,900 円

備考1 入寮時納入金は、保証金+(寮費×3ヵ月分)とする。

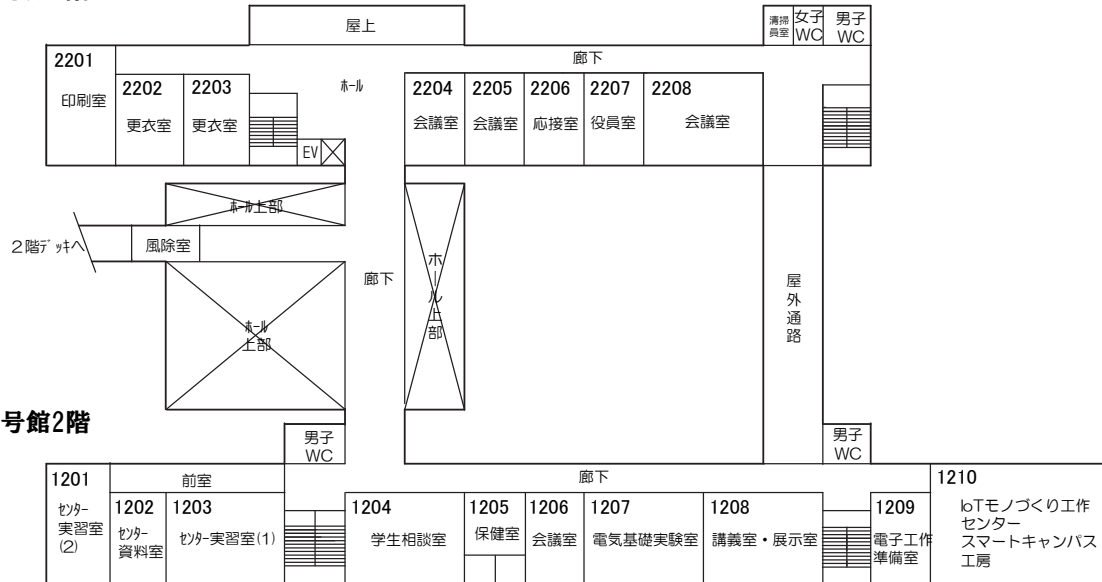
2 寮費の納入は、3ヵ月前納とする。

3 休業中の食費は減額する。

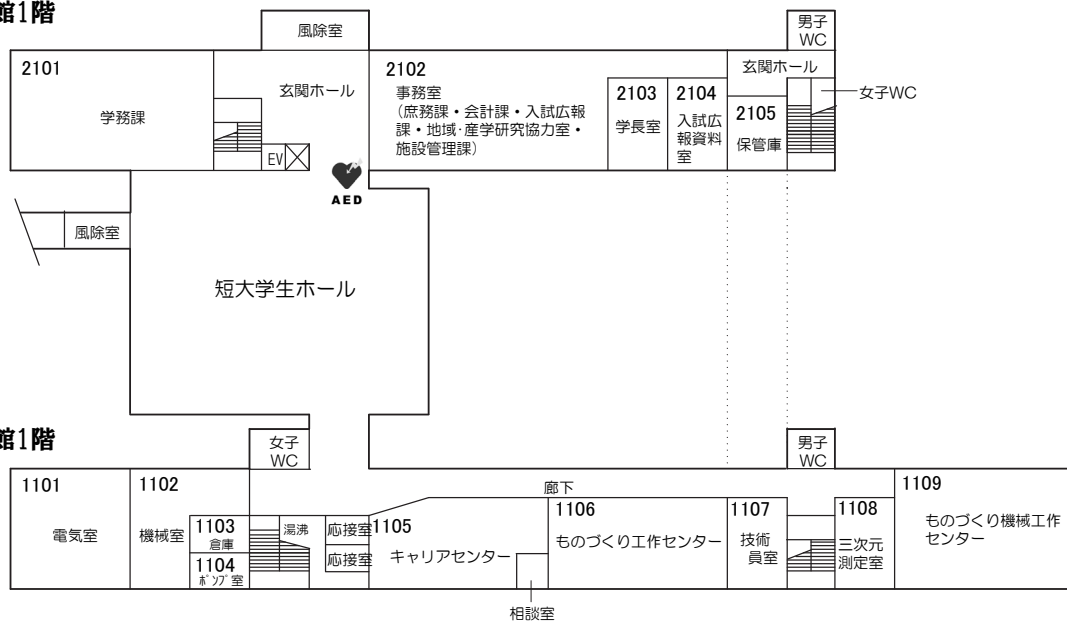
＜ キャンパス案内図 ＞

1号館・2号館

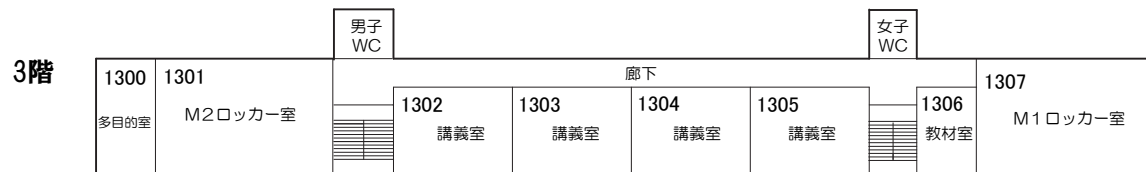
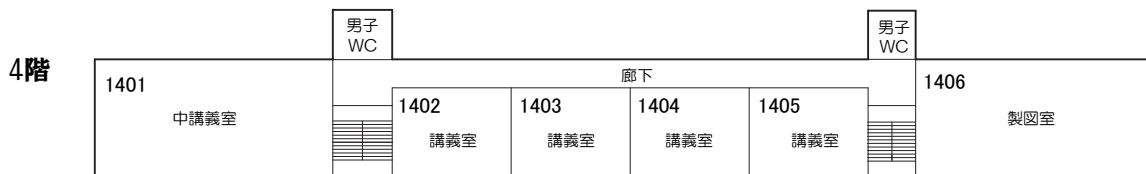
2号館2階



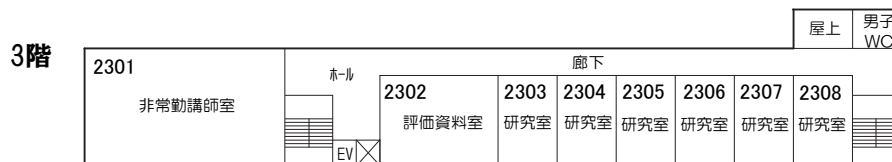
2号館1階



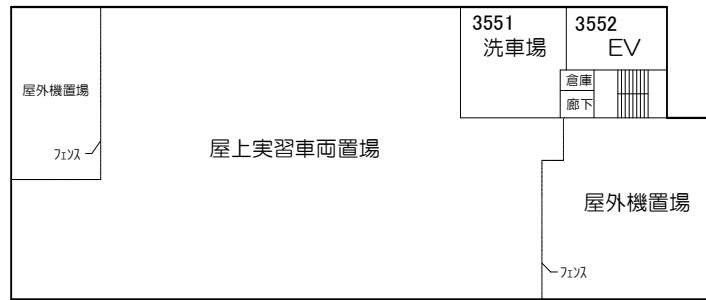
1号館



2号館



3号館・自動車棟



自動車棟
R階

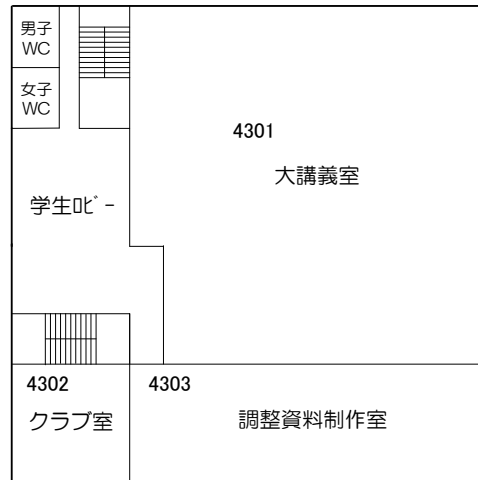
3号館R階



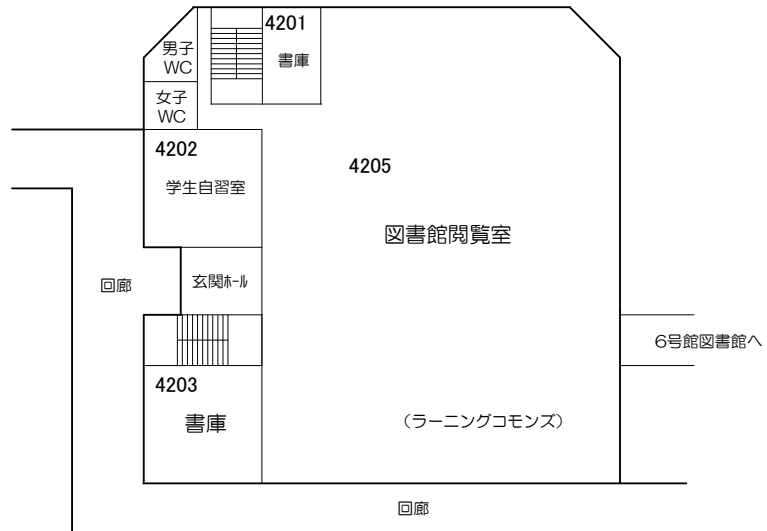
自動車棟
4階

4号館

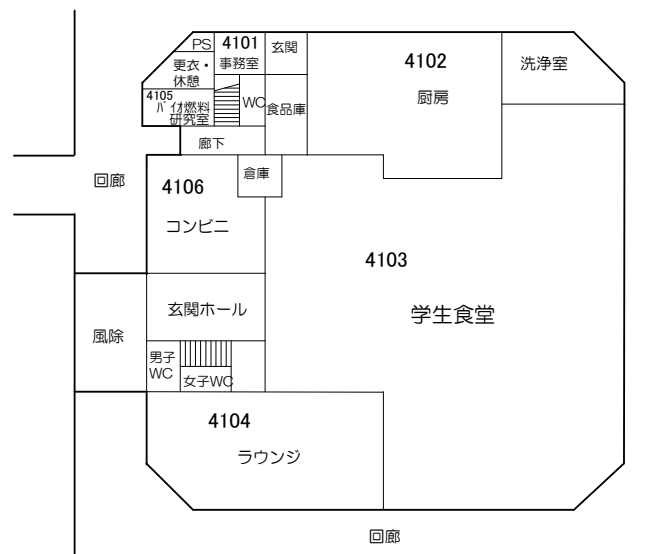
3階



2階



1階



5号館

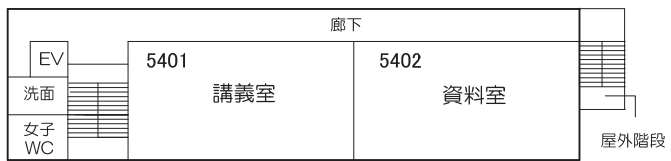
R階



5階



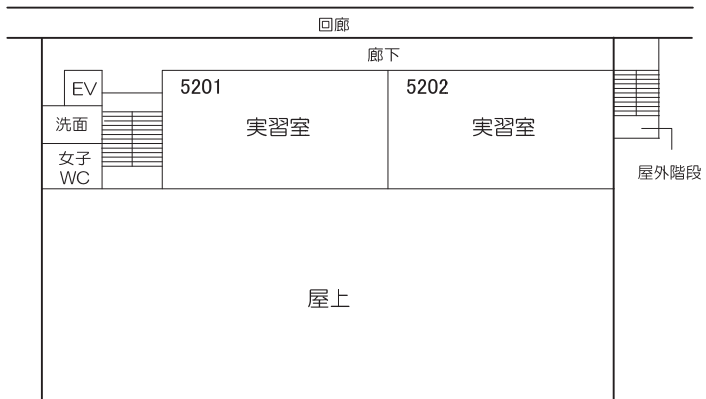
4階



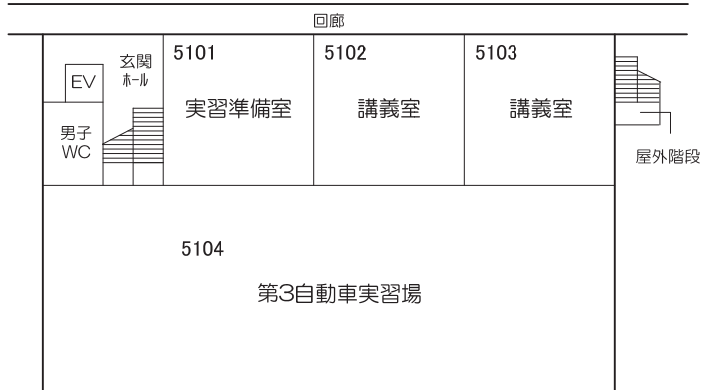
3階



2階



1階

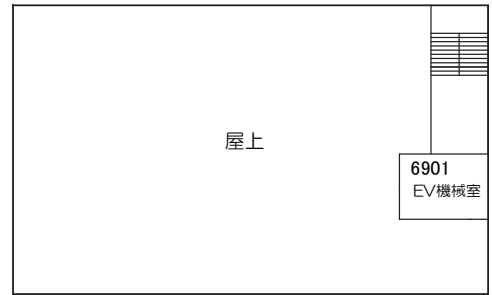


6号館

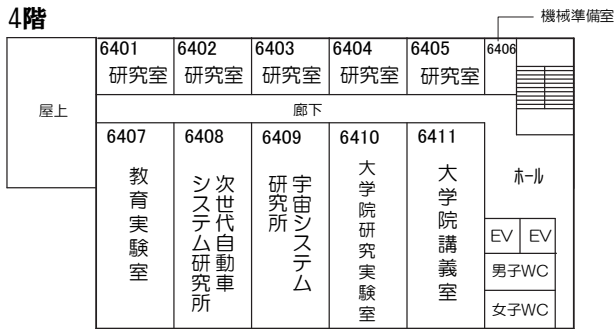
5階



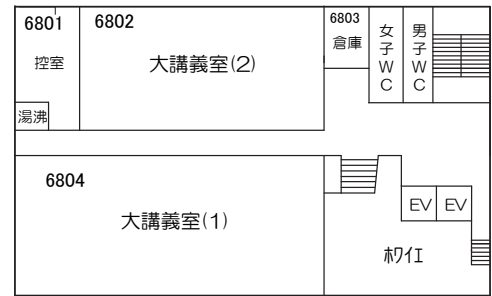
R階



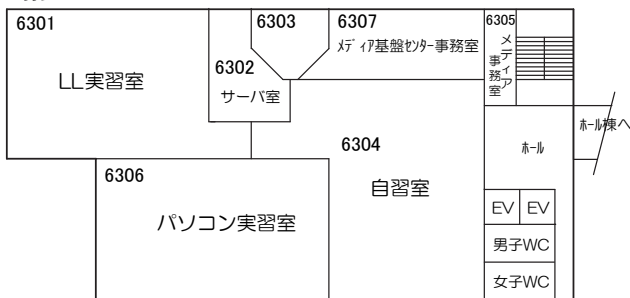
4階



8階



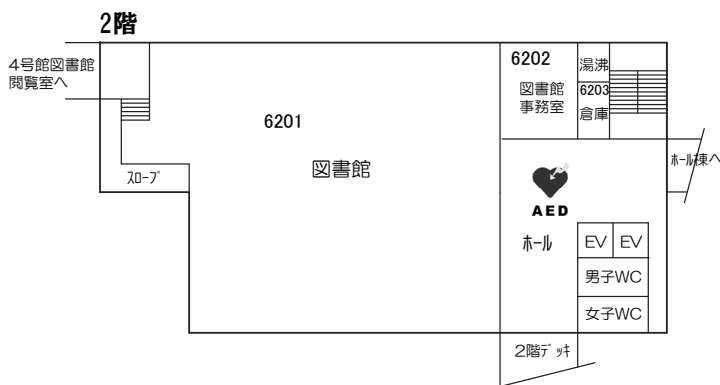
3階



7階



2階



6階

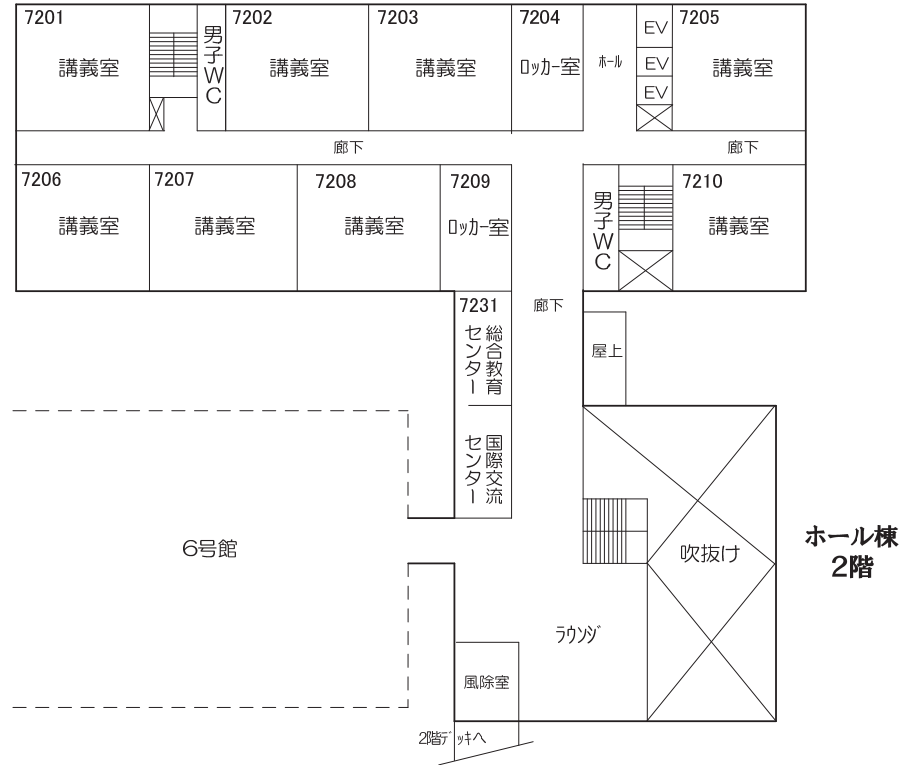


1階

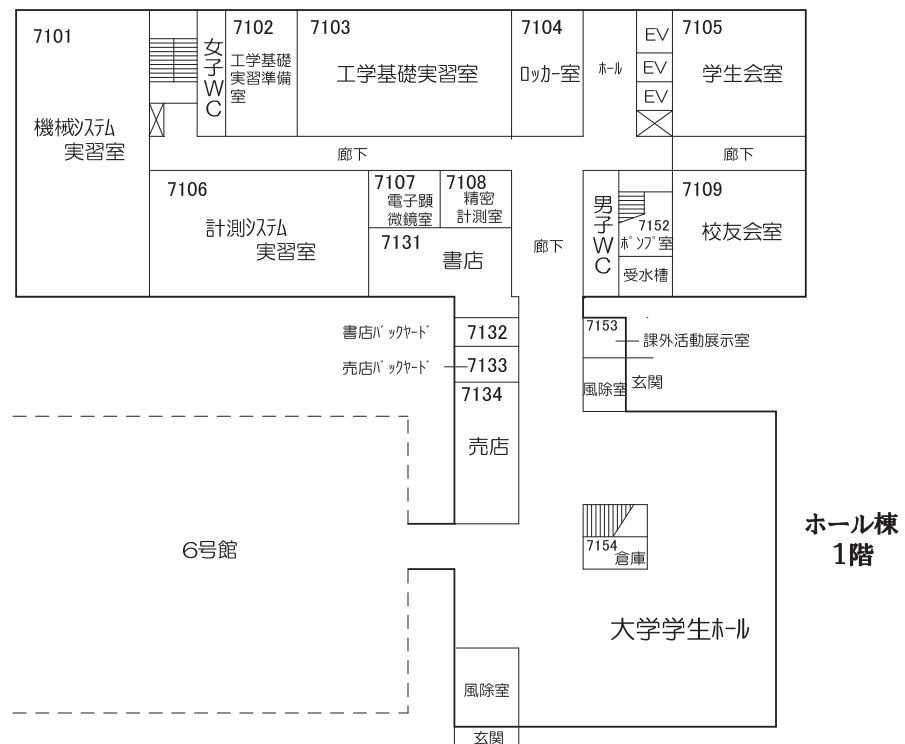


7号館・ホール棟

7号館2階

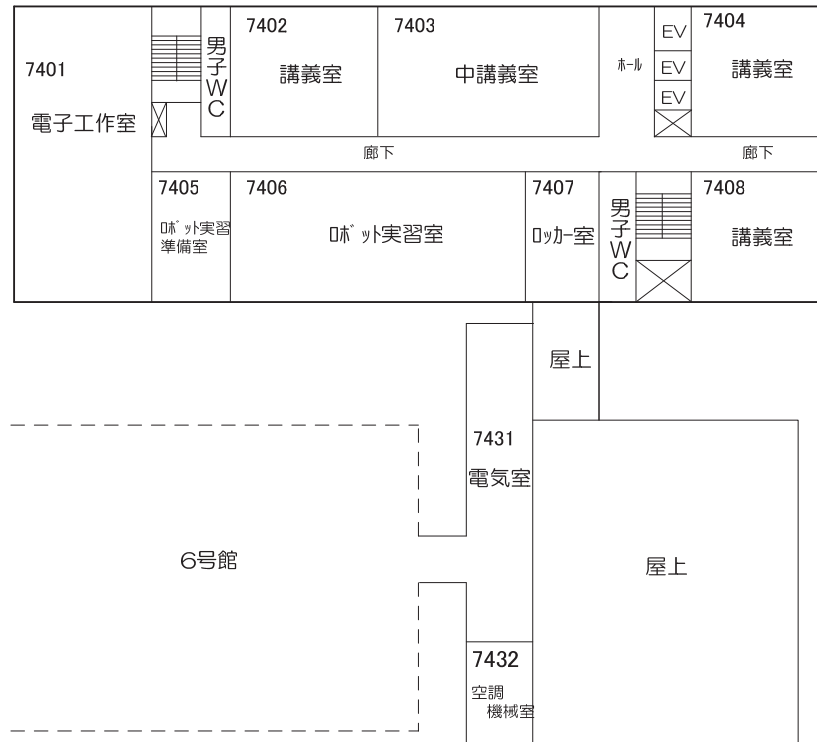


7号館1階

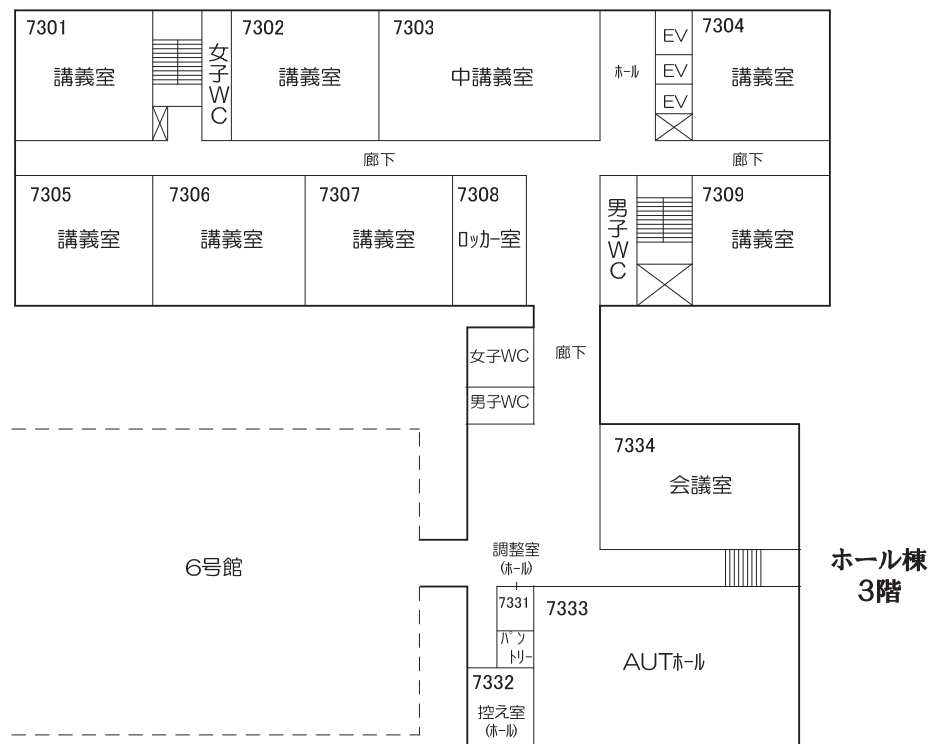


7号館・ホール棟

4階



3階



7号館

9階

倉庫	女子W/C	7901 教育実験室	7902 教育実験室	7903 教育実験室	7904 教育実験室	7905 教育実験室	ホール	EV	7912 会議室
	EV	EV	EV						
廊下								男子W/C	7913 エレベータ
7906 工学部長 工学研究科 長室	7907 研究室	7908 研究室	7909 研究室	7910 研究室	7911 研究室				

8階

倉庫	女子W/C	7801 教育実験室	7802 教育実験室	7803 教育実験室	7804 教育実験室	7805 教育実験室	ホール	EV	7812 大学院 研究 実験室	7813 大学院 講義室
	EV	EV	EV							
廊下								男子W/C	7814 院生 研究室	7815 院生 研究室
7806 大学院・ 学部共用 セミナー ルーム	7807 研究室	7808 研究室	7809 研究室	7810 研究室	7811 研究室					

7階

屋上 ロッカー 室	女子W/C	7701 教育実験室	7702 教育実験室	7703 教育実験室	7704 教育実験室	7705 教育実験室	ホール	EV	7712 大学院 研究 実験室	7713 大学院 講義室
	EV	EV	EV							
廊下								男子W/C	7714 院生 研究室	7715 院生 研究室
7706 大学院・ 学部共用 セミナー ルーム	7707 研究室	7708 研究室	7709 研究室	7710 研究室	7711 研究室					

6階

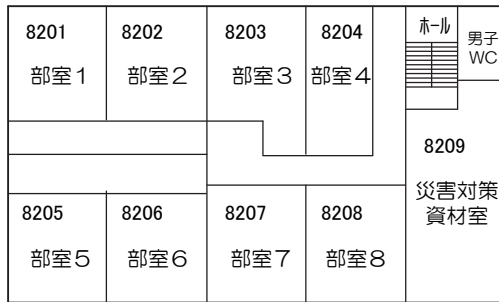
キャット ウォーク	女子W/C	7601 教育実験室	7602 教育実験室	7603 教育実験室	7604 教育実験室	7605 未来材料科学 研究所	ホール	EV	7613 製図室	
	EV	EV	EV							
倉庫	廊下								男子W/C	7612 研究室
7606 スタジオ 空調機械室	7607 ミテイング ルーム	7608 研究室	7609 研究室	7610 研究室	7611 研究室					

5階

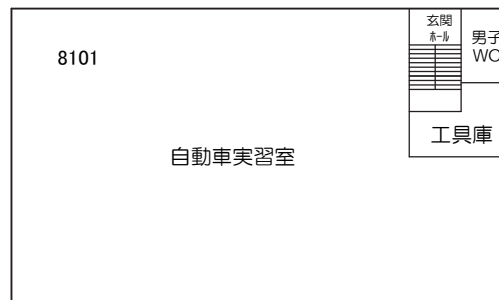
7501 コンテンツ 制作 スタジオ	女子W/C	7504 ソフトライ ブリー 室	7505 情報メディア 実習室			7506 第一 打合室	ホール	EV	7511 CAD/ 情報システム 実験室	
	EV	EV	EV							
7502 スタジオ 準備室	廊下								男子W/C	7510 第二 打合室
7507 ネットワーク 機器室	7508 コンピュー ター バー 室	7509 マルチ メディア 実習室								

8号館

2階

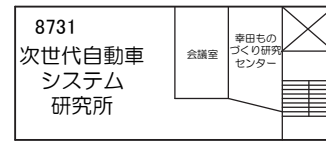


1階

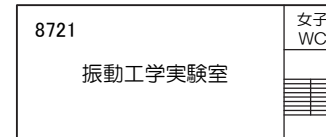


テクノゆめトピア館

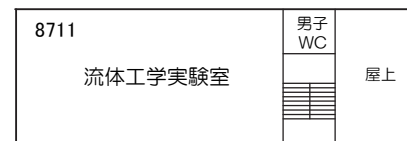
3階



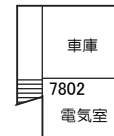
2階



1階



地階



体育館

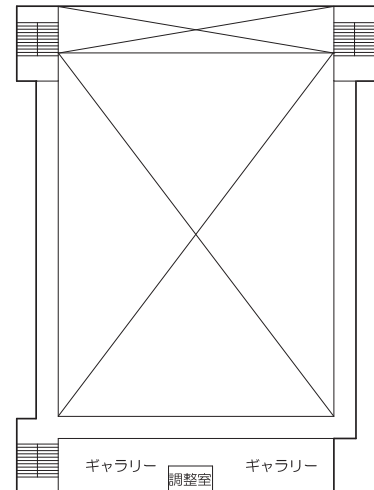
1階

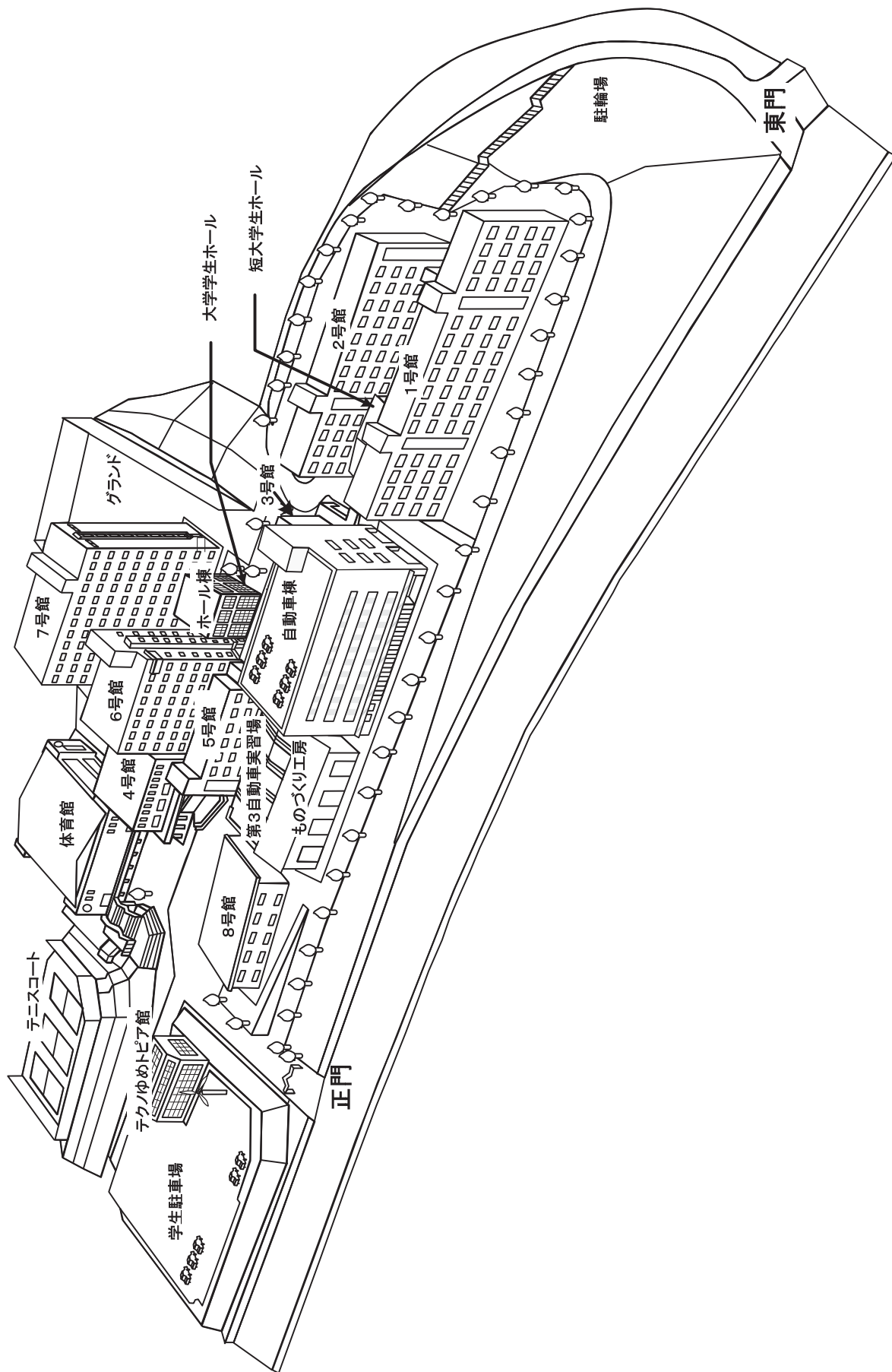


2階



3階





愛知工科大学学歌

作詞 水野恒治（創設者）
作曲 山田壽勝（初代学長）

♩ = 108

1. み か わ じ の う み ひ は の ほ り
 2. わ か ま ゆ あ げ き ほ う も ゆ り
 3. た な び く く も に こ き み ど り

た け し ま の は し み は る か す
 が く り を た ず ね そ う ぞ う に
 き よ き し ら べ は ま ん よ う の

ま な び や し ろ く お か に は ゆ
 み な ぎ り わ た る ち か ら も て
 い に し え し の ぶ は る の ひ び

わ き ざ と こ こ ろ を き わ め ん と
 す そ い て み が く え い と ち は
 す す む じ だ い の も と め を ば

つ ど い き た り し わ こ う ど わ れ ら
 ひ か り に み た つ る と き ち か し
 と も よ こ た え て の び ゆ か ん

愛知工科大学
 学友よ 忘えて
 進む時代の
 要請をば
 伸びゆく
 愛知工科大学
 ああ わが母校

たなびく雲に
 濃きみどり
 清き調べは
 万景の
 いにしえ 偲ぶ
 青春の日々

愛知工科大学
 ああ わが母校

若き肩あげ 希望燃ゆ
 学理をたずね 創造に
 漲りわたる 力もて
 競いて磨く 英と智は
 光りに満つる 時近し
 愛知工科大学
 ああ わが母校

集い来たりし
 器人われら
 愛知工科大学
 ああ わが母校

三河路の海 陽は昇り
 竹島の橋 見はるかす
 学び舎白く 丘に映ゆ
 技術と精神を 究めんと

作詞 水野恒治
 作曲 山田壽勝

愛知工科大学学歌

2021
令和3年度
学生便覧



心を磨き、技を極め、夢に挑む

学校法人 電波学園

愛知工科大学 工学部<機械システム工学科/電子ロボット工学科/情報メディア学科>

〒443-0047 愛知県蒲郡市西迫町馬乗 50-2

学務課 TEL(0533)95-1131、キャリアセンター TEL(0533)66-4800、代表 TEL(0533)68-1135

FAX(0533)68-9320、

FAX(0533)66-4801、

FAX(0533)68-0352

研究室 TEL(0533)68-1304 メッセージの後に研究室内線番号